

～『人と自然が共生し、笑顔あふれるまち 玉名』の実現～

第2次玉名市環境基本計画 後期計画

令和6年4月～令和11年3月



令和6(2024)年3月

熊本県 玉名市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画見直しの背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象範囲	3
第2章 環境の現状と課題	4
1 環境を取り巻く動向	4
2 地域概況	9
3 第2次玉名市環境基本計画の取組成果と課題	18
第3章 玉名市がめざす環境	30
1 玉名市がめざす望ましい環境像	30
2 施策体系	31
第4章 目標の実現に向けた施策の展開	33
環境目標1 便利で快適なまちづくり	33
環境目標2 ゼロカーボンをめざすまちづくり	40
環境目標3 豊かな自然を継承するまちづくり	43
環境目標4 資源が循環しつづけるまちづくり	46
環境目標5 みんなで進める協働のまちづくり	49
第5章 計画の推進・進行管理	53
1 計画推進の基本的考え方	53
2 計画の推進体制	54
3 計画の進行管理	55
資料編	56

第1章 計画の基本的事項

1. 計画見直しの背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象範囲	3

第1章 計画の基本的事項

1 計画見直しの背景

玉名市（以下「本市」といいます。）では、平成 31（2019）年 3 月に「第 2 次玉名市環境基本計画」（以下、「前期計画」といいます。）を策定し、環境施策に取り組んできました。

近年、社会情勢及び環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。地球温暖化分野では、平成 27（2015）年 12 月に採択された地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」を受けて、日本の地球温暖化対策を総合的、計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が平成 28（2016）年 5 月に策定されました。「パリ協定」では、21 世紀後半に温室効果ガス排出の実質ゼロを目指しており、令和 2（2020）年 10 月、わが国においても、「2050 年までのカーボンニュートラルの実現」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて取り組むこととなりました。

生物多様性の分野では、愛知目標の達成年を令和 2（2020）年に迎え、令和 4（2022）年に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において、新しい国際目標が採択されました。生物多様性の確保は、安心して暮らせる環境の確保にもつながっており、生態系を基盤とした気候変動対策、防災・減災対策などが重視されています。

また、循環型社会の分野では、平成 30（2018）年 6 月に「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、食品ロス問題やマイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題といった課題解決のための取組が示されています。

国においては、平成 30（2018）年に、国の「第 5 次環境基本計画」が閣議決定され、SDGs の考え方を活用して環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要であると示されました。また、同年に「気候変動適応計画」が閣議決定されるとともに、「気候変動適応法」が施行され、地方公共団体は、自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動への適応策の推進が求められています。

熊本県では、「第 4 次熊本県環境基本指針（令和 3～12 年度）」により、快適な環境の保全を図るため、県が行う生活環境及び自然環境に関する施策の方向が示されました。また、指針に基づく「第 6 次熊本県環境基本計画（令和 3～7 年度）」では、環境基本指針が示す施策の方向性に沿って、施策項目ごとに具体的な施策の方向性、数値目標が掲げられています。

こうした本市の環境を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、第 2 次計画の中間見直し時期を迎えたことから、「第 2 次玉名市環境基本計画後期計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次玉名市総合計画」に示すまちづくりの将来像『人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名』を環境面から実現していくための計画です。また、「玉名市環境基本条例」第8条に基づく、市の環境保全におけるもっとも基本となる計画であり、市民や事業者との連携協力のもと、環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

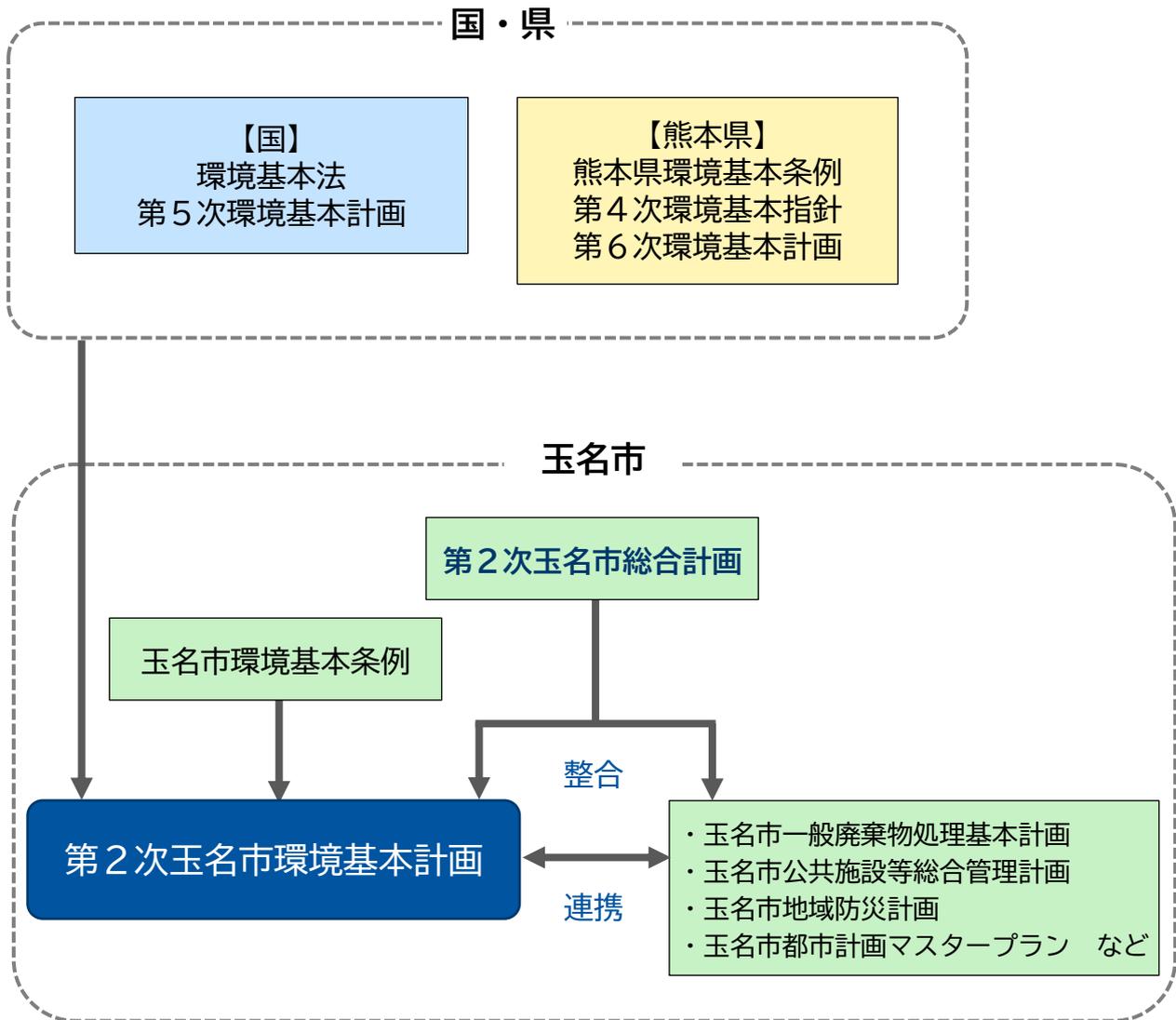


図1-1 計画の位置づけ

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間とします。

なお、中間年次である令和5（2023）年度に、環境の現状や目標の達成状況などを検証し、中間見直しを行いました。

表1-1 計画期間

年度	平成 29 (2017)	30 (2018)	令和 元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)
総合計画	総合計画 基本構想（10年間）											
	総合計画 前期計画（5年間）					総合計画 後期計画（5年間）						
環境 基本計画			第2次環境基本計画前期計画（5年間）					第2次環境基本計画後期計画（5年間）				
							中間見直し					

4 計画の対象範囲

本計画は市内全域を対象地域とし、玉名市環境基本条例の考え方を踏まえて、以下に掲げる分野を対象範囲とします。

表1-2 対象範囲

環境分野	対象となる環境項目
生活・快適環境	大気、悪臭、水質、騒音、振動、土壌、景観、公園、交通、文化財 など
地球環境	地球温暖化、気候変動、資源・エネルギー など
自然環境	野生生物、自然景観、生態系、外来種、生物多様性、自然とのふれあいの場（緑地、水辺、農地） など
資源循環	ごみの減量、リサイクル、廃棄物処理、食品ロス など
環境活動	環境学習、環境教育、環境保全活動、環境情報の発信 など

第2章 環境の現状と課題

1. 環境を取り巻く動向	4
2. 地域概況	9
3. 第2次玉名市環境基本計画の取組成果と課題	18

第2章 環境の現状と課題

1 環境を取り巻く動向

(1) 世界の動向

① 「持続可能な開発目標（SDGs：エスディージーズ）」の採択

平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダにおいて、全世界で経済・社会・環境のバランスが取れた社会を目指すための行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

SDGs は、発展途上国のみならず先進国を含むすべての国が平成 28（2016）年から令和 12（2030）年に取り組む国際目標であり、17 のゴール（令和 12（2030）年におけるあるべき姿）と 169 のターゲット（達成すべき具体的目標）が設定されました。また、17 のゴール及び 169 のターゲットは相互に関係しており、1 つの行動によって複数の課題の解決を目指すという特徴を持っています。

本市も、総合計画において、基本目標ごとに SDGs の目標（ゴール）を関連づけ、計画の推進を通じて、SDGs の目標（ゴール）に向けて取組を行っています。



出典：国際連合広報センター

図 2-1 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール

② 「パリ協定」の採択

平成 27（2015）年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが世界共通の長期目標として掲げられました。

(2) 国の動向

① 「第5次環境基本計画」の策定

平成 30（2018）年に閣議決定された「第5次環境基本計画」では、SDGs の考え方を活用しながら、環境政策による経済・社会的課題の同時解決の実現を目指しています。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。また、重点戦略には、気候変動対策や低炭素社会の実現に関する内容が含まれているとともに、「食品ロスの削減」、「マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進」などの環境課題への取組が示されています。

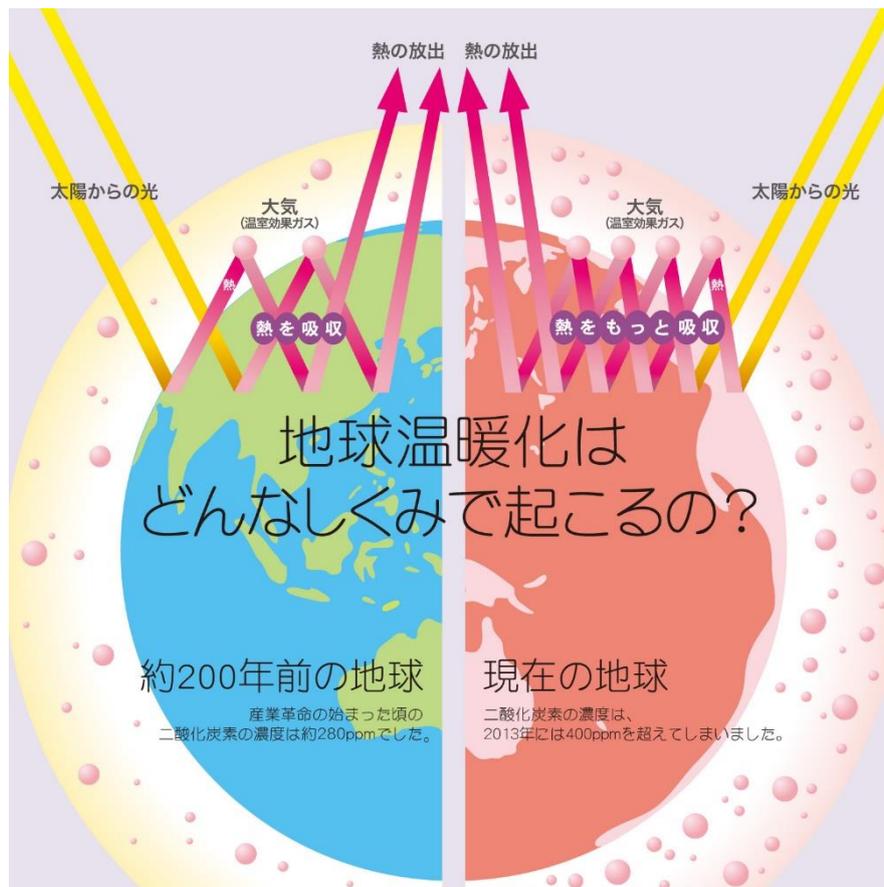


出典：「第5次環境基本計画の概要」（環境省）

図 2-2 第5次環境基本計画における「地域循環共生圏」の考え方

② 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた地球温暖化対策の推進

国は、令和2(2020)年に「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル)」とすること、令和3(2021)年には「2030年の削減目標を2013年度から46%削減することとし、さらに50%の高みに向けて、挑戦を続けていくこと」を宣言しました。その後、同年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部を改正する法律が成立し、自治体への再生可能エネルギーの導入目標の設定が努力義務となり、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組が求められています。さらに、同年10月には「地球温暖化対策計画」の改訂が閣議決定され、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策が記載されました。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

図 2-3 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

③ 気候変動適応策の推進

地球温暖化及びその他の気候変動による影響に対応し、被害の防止・軽減を図るため、気候変動適応を推進することを目的として、平成30(2018)年に「気候変動適応法」が施行され、同年に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。その後、令和3(2021)年に計画が変更され、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組が示されています。地方公共団体に対しては、自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動への適応策が求められています。

④ 生物多様性の保全

平成 22（2010）年に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において愛知目標が採択されました。愛知目標は、令和 2（2020）年を達成年とし、20 の目標が掲げられていましたが、令和 2（2020）年時点で目標は達成されておらず、達成できた要素は全体の約 1 割と報告されています。

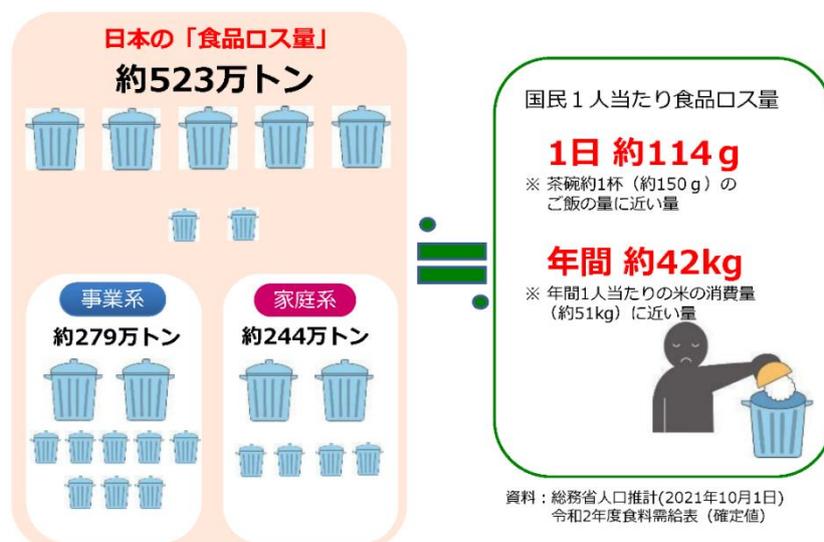
令和 4（2022）年に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において希少な動植物の保全に向けた新しい国際目標が採択されました。新しい目標は、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」が柱となっています。さらに、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し 2030 年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指すため、令和 5（2023）年に生物多様性国家戦略 2023-2030 が閣議決定されています。

⑤ 循環型社会の形成及び食品ロス・プラスチックごみ問題への取り組み

平成 30（2018）年に「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、SDGs の考え方を活用し、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。

食品ロスの削減に向けて、令和元（2019）年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和 2（2020）年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。その中で、国、地方公共団体、事業者、消費者などの多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが求められています。

プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に注目されており、国は、令和 3（2021）年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を公布し、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環などの取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じるとしています。



出典：「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」（農林水産省 Web サイト）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_4-73.html

図 2-4 日本の食品ロスの状況(令和3年度)

(3) 熊本県の動向

① 新しい社会に向けた動きを踏まえた環境施策の推進

熊本県では、「第4次熊本県環境基本指針（令和3～12年度）」により10年間の施策の方向を示しており、「ゼロカーボン」の実現を基盤とする「環境立県くまもと」を掲げ、「ゼロカーボン社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全・快適な生活環境」に加え「様々なリスクに備えた社会」を実現することで、熊本の豊かな自然環境や生活環境、地域社会を持続可能なものとして将来に継承することを目指しています。

この指針の中で、市町村の役割として、地域住民に最も身近な行政主体として、住民参加型の施策を積極的に推進するなど、地域住民、団体、事業者の様々な環境保全活動を促進することや、地域資源を活用した地域循環共生圏の構築や大規模災害などの様々なリスクへの対応、環境保全行動を率先して実行することなどが示されています。

また、指針に基づく「第6次熊本県環境基本計画（令和3～7年度）」により具体的な施策の方向性、数値目標を掲げています。取組の推進に当たっては、SDGsや地域循環共生圏の考え方を踏まえた課題解決、あらゆる主体におけるパラダイムシフト（これまでの考え方・行動等を大きく転換・変革する）が必要と示されています。

② 地球温暖化の緩和策及び気候変動への適応策の推進

「第6次熊本県環境基本計画（令和3～7年度）」は「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」「地域気候変動適応計画」としても位置づけられており、特に重点的な取組が必要となる地球温暖化対策について緩和策と適応策の両輪で取り組む必要性が整理されています。

③ 生態系の再生・保全の推進

「生物多様性くまもと戦略（2030）」（令和5（2023）年3月）では、2050年ビジョン（長期目標）として「生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、熊本県の生物多様性の状態を更に豊かなものにするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する」とし、2030ミッション（短期目標）として7つの目標が掲げられています。

また、具体的な取組として、「多様で健全な生態系の保全」「生物多様性の恵みの持続可能な利用」「生物多様性を守り生かす社会づくり」の3つの行動計画が示されており、それぞれの行動計画について、進行管理指標が設定されています。

④ 廃棄物の削減及び再資源化・適正処理の推進

令和3（2021）年3月に「熊本県廃棄物処理計画（第5期）」を策定し、廃棄物の減量化などの目標を定め、目標達成のための施策などを掲げているほか、「プラスチックごみ対策」や「食品ロス対策」などの新たな課題についても示されています。

2 地域概況

(1) 地勢・交通

【地勢・自然景観】

本市は、熊本県の北西部に位置し、東側は玉東町、西側は荒尾市、長洲町、北側は南関町、和水町、南側は熊本市に隣接しています。南北の距離約 17km、東西は約 14.5km、市域の面積は約 152km²で、熊本県の約 2.1%を占めています。有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々など、そこに生息する多様な生態系などの豊かな自然環境に恵まれています。



出典：玉名市住生活基本計画(住宅マスタープラン)

図 2-5 玉名市の位置



図 2-6 菊池川写真

【水環境・温泉】

本市は、木葉川及び繁根木川等を合わせ有明海に注ぐ熊本県最北端の一級河川である菊池川を有しており、それらの水環境を生かした米やトマトをはじめとする野菜、イチゴやみかんなどの果実類の農産物や、海苔やアサリなどの水産業が盛んとなっています。

本市の北部、小岱山の麓には 1300 余年の歴史と泉質の優秀さを誇る玉名温泉が、市の南部には夏目漱石の代表作「草枕」の舞台として知られる小天温泉があります。

【交通】

本市は熊本都市圏と福岡都市圏の間に位置し、JR 鹿児島本線や九州縦貫自動車道、有明フェリーなどを近隣に有し、交通の便に恵まれた地域となっています。さらには、平成 23（2011）年に九州新幹線が全線開業し、新玉名駅が整備されています。

九州新幹線の開通により新玉名駅から博多までは 40 分、鹿児島まで 1 時間 20 分、大阪までは 3 時間半で結び、県北地域にとって九州管内はもとより関西圏が日帰りできるエリアとなっています。

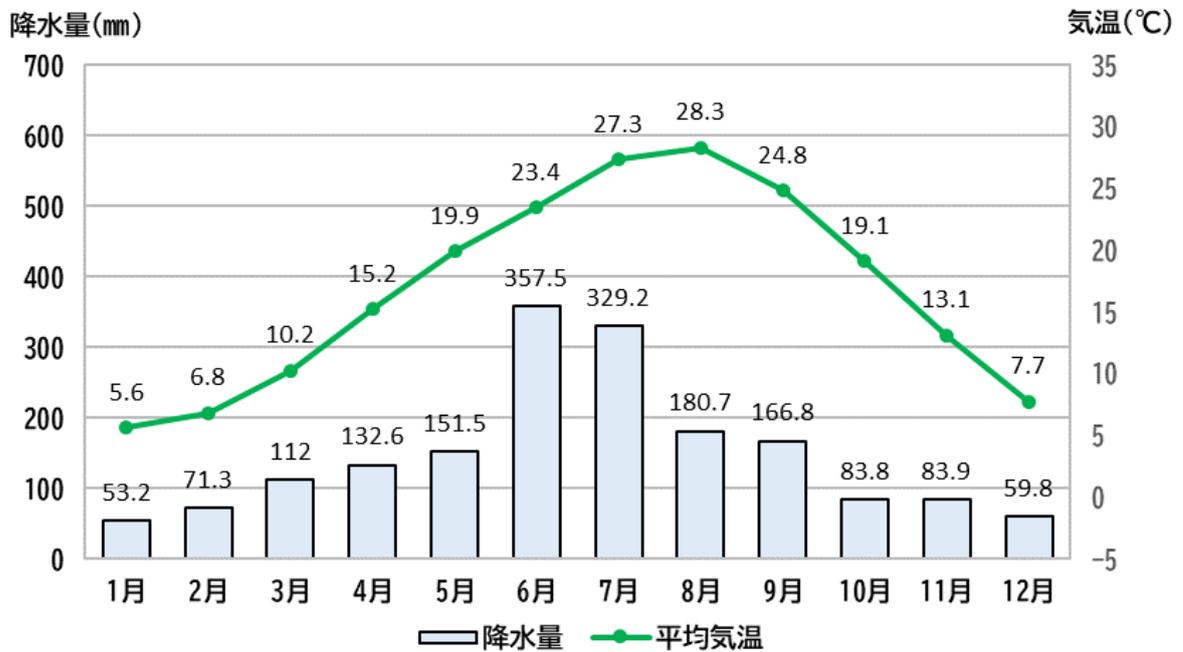


出典：第 2 次玉名市総合計画【後期計画】

図 2-7 玉名市中心部への道路交通網

(2) 気象

本市の気候は、海に面していながらも気温の年較差が大きいという内陸型気候の特徴を持っており、平均気温は16.8℃となっています。年間降水量は1,803mmとなり、梅雨時期に降雨が集中し、6月、7月で年間降水量の約3割を占めています。



備考：平年値の統計期間は1991～2020年の30年間
出典：岱明アメダスデータ（気象庁）

図2-8 気温・降水量の平年値の推移

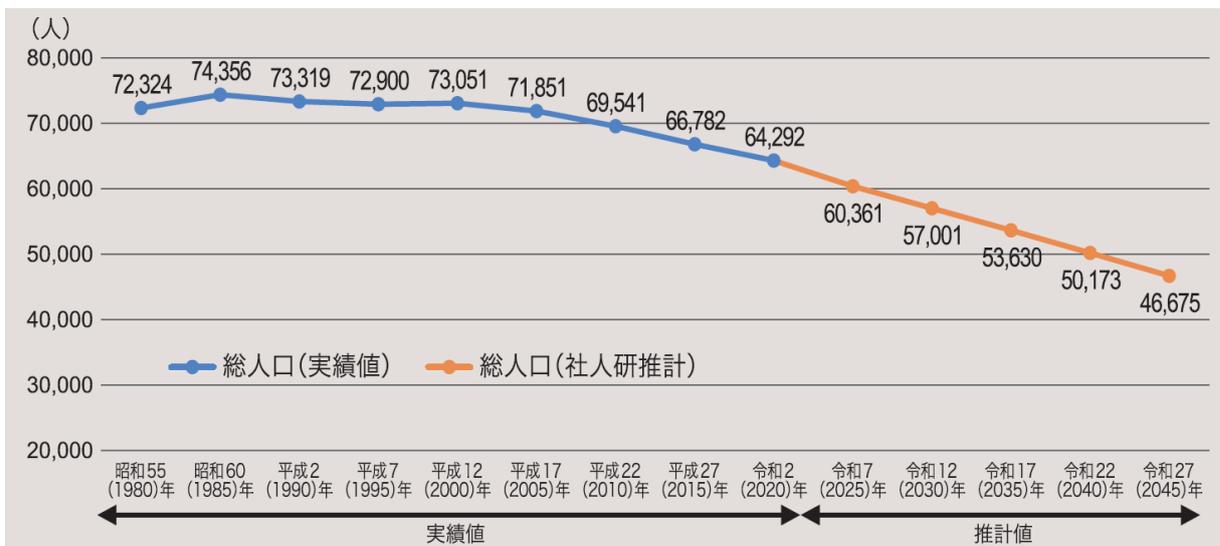
(3) 人口

本市の人口は、令和 5 (2023) 年 11 月末現在で 63,550 人、世帯数は 28,558 世帯です。

昭和 30 (1955) 年の 78,716 人をピークに減少や増加を繰り返し、平成 12 (2000) 年以降は減少し続け、令和 2 (2020) 年には、64,292 人となっています。

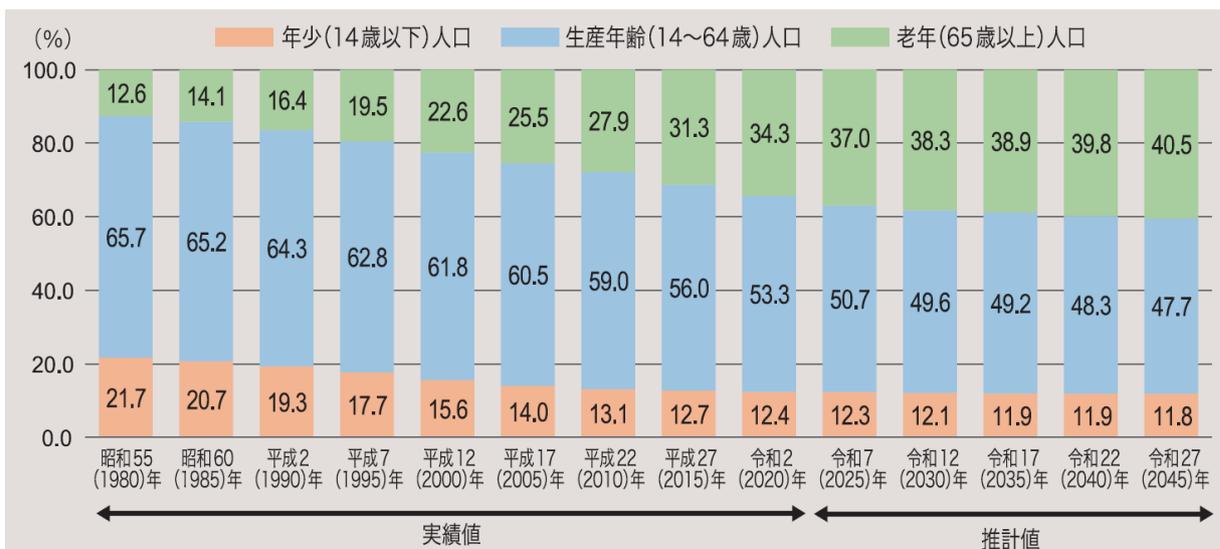
令和 27 (2045) 年には 46,675 人と令和 2 (2020) 年から 25 年間で 27.4% 減少する見込みとなっています。

年齢 3 区分別人口割合は、令和 2 (2020) 年の年少人口 (0~14 歳) が 12.4%、生産年齢人口 (15~64 歳) が 53.3%、老年人口 (65 歳以上) が 34.3% であったものが、令和 27 (2045) 年には、年少人口が 11.8%、生産年齢人口が 47.7%、老年人口が 40.5% と、今後ますます少子高齢化が進行することが見込まれています。



出典：第2次玉名市総合計画【後期計画】

図 2-9 年齢 3 区分別 人口の推移と将来推計



出典：第2次玉名市総合計画【後期計画】

図 2-10 年齢 3 区分別 人口の推移と将来推計

(4) 土地利用

本市の地目別土地利用構成比をみると、農地の面積が 71.2km² で比率が 46.7%と全体の約 5 割を占めています。その他の値を見ると、山林の面積が 23.1km² で比率が 15.1%、宅地の面積が 15.4km² で比率が 10.1%、雑種地の面積が 4.2km² で比率が 2.8%、その他の面積が 38.7km² で比率が 25.3%となっています。

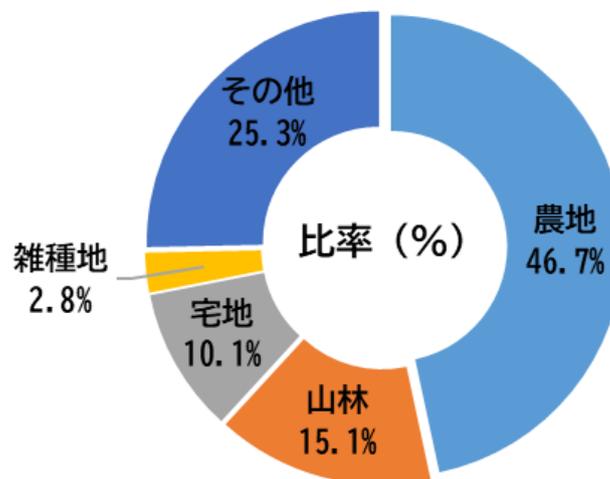
本市の土地利用面積において、農地や山林の割合が約 6 割を占めており、自然的土地利用面積の割合が高くなっています。

また、土地利用現況においては、玉名市中心部に住宅用地が集中しており、周辺区域では田や畑などの自然的土地利用が大部分を占めています。

表 2-1 地目別土地利用面積と比率

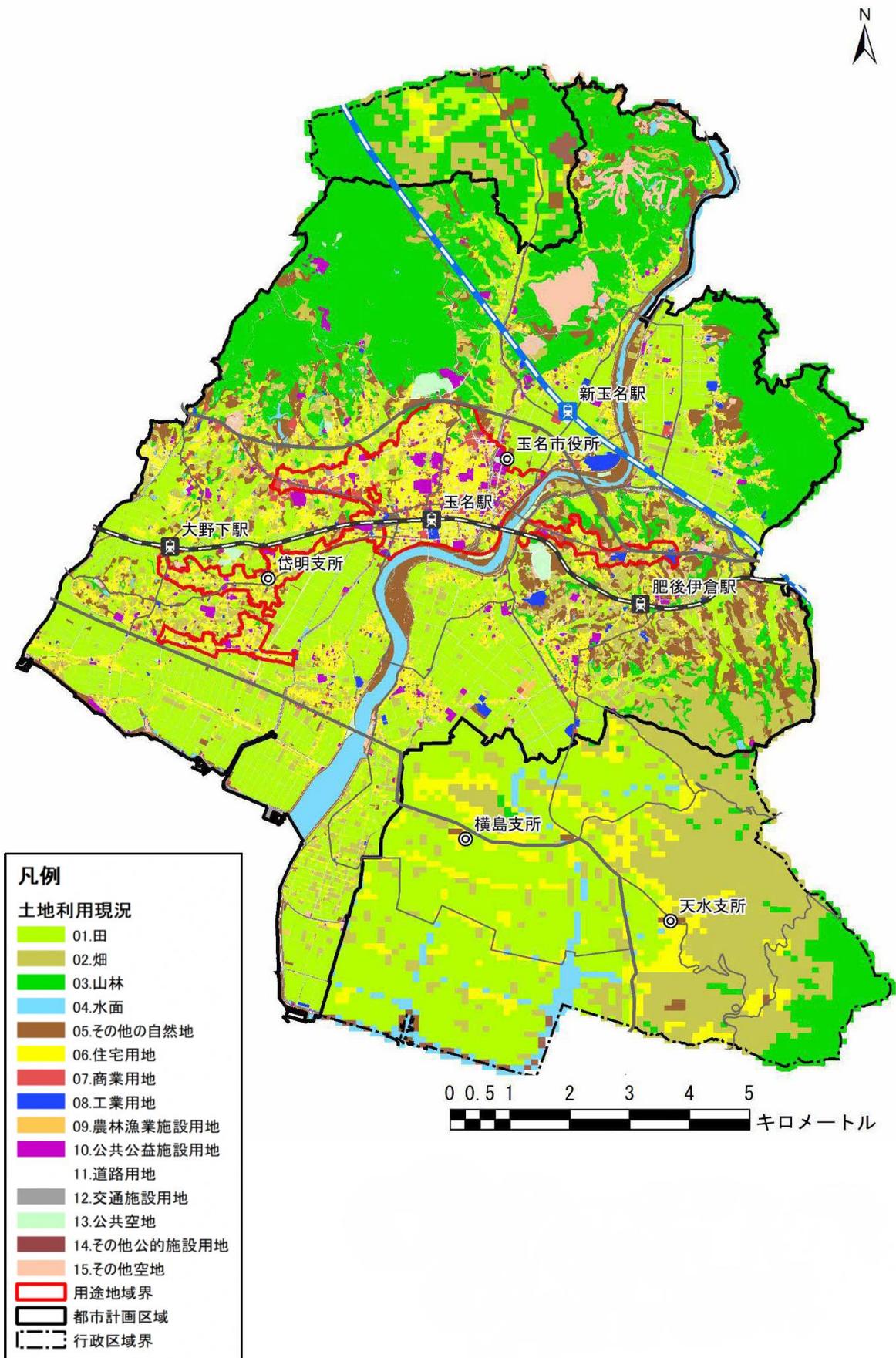
	面積 (km ²)	比率 (%)
農地	71.2	46.7
山林	23.1	15.1
宅地	15.4	10.1
雑種地	4.2	2.8
その他	38.7	25.3
合計	152.6	100.0

出典： 熊本県統計年鑑のデータを基に作成



出典： 熊本県統計年鑑のデータを基に作成

図 2-11 地目別土地利用面積の構成比



出典：玉名市都市計画マスタープラン

図 2-12 土地利用現況図（平成 28（2016）年度）

(5) 産業

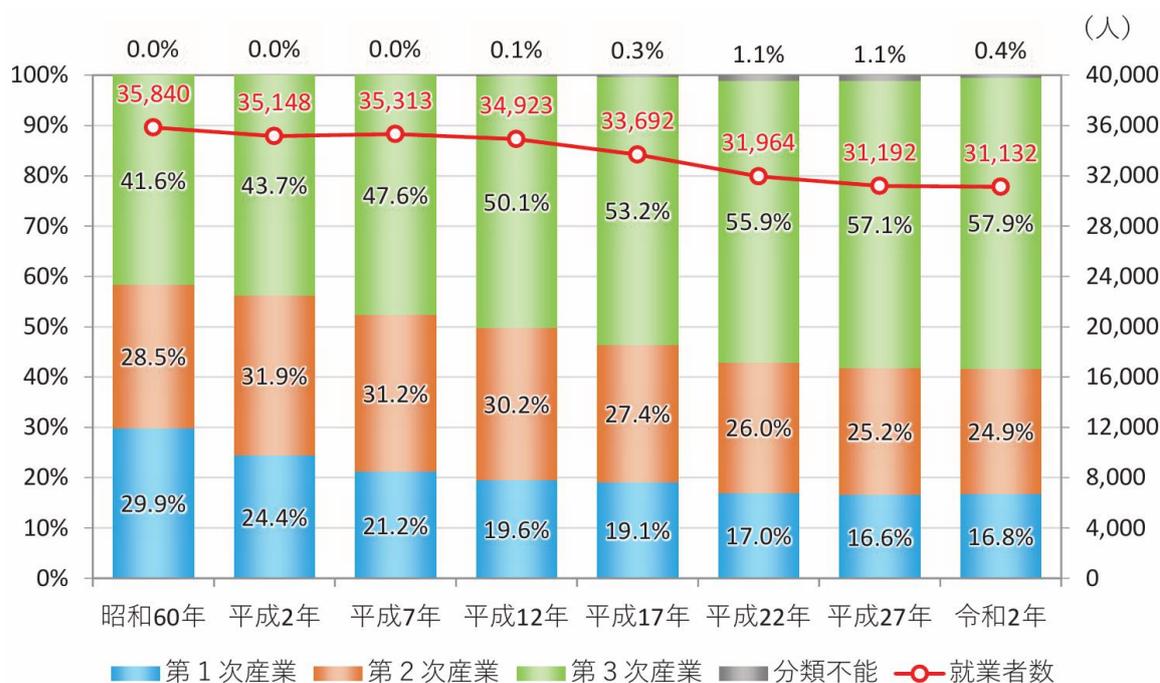
令和 2（2020）年の産業 3 部門別就業者数は、第 1 次産業が 5,230 人（16.8%）、第 2 次産業が 7,746 人（24.9%）、第 3 次産業が 18,021 人（57.9%）と、第 3 次産業が過半数を占めています。

昭和 60（1985）年から令和 2（2020）年の就業者数の経年変化をみると、第 3 次産業の割合が年々増加している一方、第 1 次産業の割合は 29.9%から 16.8%と 13.1 ポイントの大幅な減少がみられます。また、就業者数も 35,840 人から 31,132 人と 4,708 人減少しています。

表 2-2 産業 3 部門別就業者数の構成比

	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		分類不能		合計 (人)
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	
昭和 60 年	10,714	29.9	10,205	28.5	14,912	41.6	9	0.0	35,840
平成 2 年	8,575	24.4	11,199	31.9	15,361	43.7	13	0.0	35,148
平成 7 年	7,482	21.2	11,017	31.2	16,810	47.6	4	0.0	35,313
平成 12 年	6,847	19.6	10,559	30.2	17,498	50.1	19	0.1	34,923
平成 17 年	6,419	19.1	9,242	27.4	17,919	53.2	112	0.3	33,692
平成 22 年	5,426	17.0	8,310	26.0	17,883	55.9	345	1.1	31,964
平成 27 年	5,170	16.6	7,861	25.2	17,819	57.1	342	1.1	31,192
令和 2 年	5,230	16.8	7,746	24.9	18,021	57.9	135	0.4	31,132
熊本県 (R2)	71,768	8.8	169,965	20.7	560,851	68.5	16,675	2.0	819,259

出典：玉名市都市計画マスタープランを基に作成



出典：玉名市都市計画マスタープラン

図 2-13 産業 3 部門別就業者数の構成比及び就業者数の推移

(6) 資源循環

令和2（2020）年度の本市のごみの排出量は17,569tであり、近年横ばい傾向で推移しています。計画収集量は15,877t（90.4%）、直接搬入量は1,560t（8.9%）、集団回収量は132t（0.8%）となっています。



出典：熊本県統計年鑑のデータを基に作成

図 2-14 玉名市ごみ排出量の推移

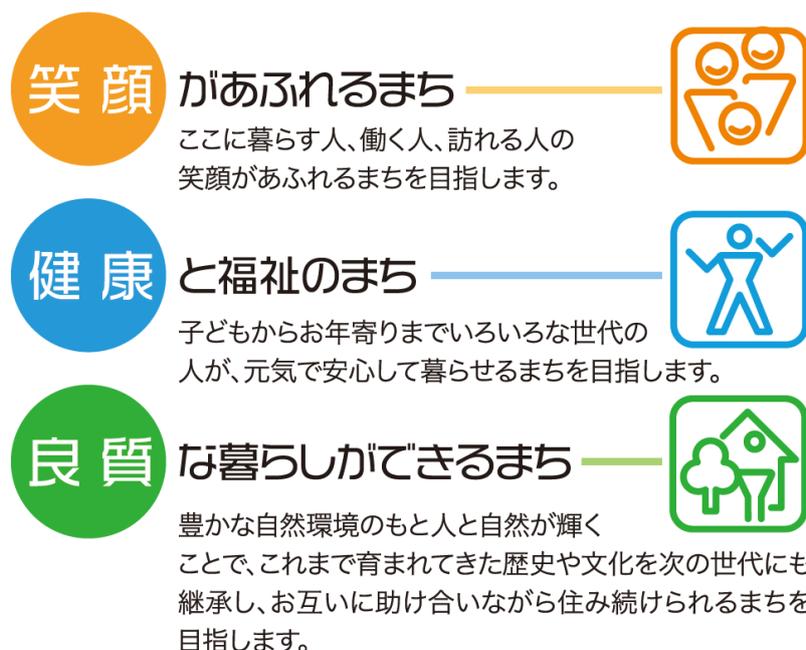
本市では、ごみの減量化のために、ごみ出しカレンダー、ごみ分け早見表、啓発チラシ等の配布やホームページ等を活用した情報発信によって、市民のごみ分別の意識向上に努めてきました。今後も、ごみ分別、環境美化などの意識啓発、廃棄物のリフューズ：Refuse（ごみになるものを断る）、リデュース：Reduce（ごみを減らす）、リユース：Reuse（繰り返し使う）、リサイクル：Recycle（資源として再利用する）の、いわゆる4Rの適正な処分を推進し、環境負荷の低減に向けた循環型社会の実現を図ります。

また、関係機関との連携やパトロール等の巡回の強化により、不法投棄の発見と発生防止に務めており、今後も、市民意識の啓発を促すとともに、不法投棄を発生させない地域環境づくりを推進する必要があります。

(7) 第2次玉名市環境基本計画策定後の市の動向

① 第2次玉名市総合計画

令和4(2022)年3月に策定した「第2次玉名市総合計画後期計画」では、まちづくりの将来像(都市像)として「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」を掲げています。また、その将来像(都市像)を達成するためのキーワードとして、「笑顔があふれるまち」「健康と福祉のまち」「良質な暮らしができるまち」を示しています。



出典：第2次玉名市総合計画【後期計画】

図2-15 総合計画の将来像(都市像)を達成するためのキーワード

② 一般廃棄物処理基本計画

令和2(2020)年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定に基づき、ごみの減量化や適正処理に向けて、総合的かつ計画的に施策の推進を図るための計画です。

ごみの減量化・資源化に向けた目指すべき姿として、「循環型社会の創造」を掲げ、5つの基本方針と目標値を設定しています。

③ その他関連計画

- 玉名市地域防災計画／毎年度見直し
- 玉名市水防計画／毎年度見直し
- 玉名市国土強靱化地域計画／令和2年3月策定
- 第11次玉名市交通安全計画／令和4年2月策定
- 玉名市空家等対策計画／令和4年3月策定
- 第2期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略／令和2年3月策定
- 玉名市森林整備計画／令和4年3月変更
- 玉名市立地適正化計画／令和4年3月策定

3 第2次玉名市環境基本計画の取組成果と課題

(1) 環境政策アセスメント評価結果

第2次計画では、「環境政策アセスメント」として、市民参加により環境に係る62個の事務事業を評価しています。評価結果は「玉名市環境アセスメント報告書」として公表しています。

表2-3 環境政策アセスメント評価結果

総合計画（基本計画）		評価指標	事務事業	環境政策アセスメント合計点				評価の方向
主要施策	施策区分			R1	R2	R3	R4	
自然環境の保全	①地下水の保全	①硝酸性窒素が検出しない ②除草剤の使用量△25% ③水質が現在よりも改善	地下水保全事業、旧焼却場等跡地水環境整備事業	11	12	15	15	↑
	②河川環境の保全	①自然に近い川岸が保護される ②生活雑排水の適正処理率アップ ③生き物が豊富	河川環境保全啓発事業、環境調査監視事業、菊池川流域同盟事業、用悪水路整備事業	16	31	33	33	↑
	③沿岸環境の保全	①魚介類の再生 ②ごみがない ③自然に近い海岸が保護される	なし	0	0	0	0	→
	④森林環境の保全	①森林から竹が駆逐される ②広葉樹の増加 ③定期的に関伐が実施される	なし	0	0	0	0	→
	—	—	狂犬病予防事業、環境美化推進事業、防疫事業、横島墓地公苑管理事業、身寄りのない人の埋葬事業、環境衛生総務費	-9	-1	-	-	↑
環境保全への意識啓発	⑤環境保全意識の向上	①自然環境に関心がある市民の割合が80%以上 ②ISO14001事業所の増加 ③ごみ拾い活動の実施回数増加	ふるさと玉名の環境づくり事業	17	15	9	9	↓
	⑥環境保全活動の支援	①環境保全活動団体数が増加 ②小中学校の環境保全実施件数が増加 ③環境保全型農業の増加	環境美化推進事業	0	2	6	6	↑
	⑦公害の防止	①企業倫理の復活 ②騒音苦情発生率が現状よりも改善 ③大気・水・土壌汚染数値の減少	公害防止対策事業、新幹線環境対策事業	12	19	22	24	↑
	⑧温暖化の防止	①バイオマス発電施設が増加 ②節電取組み件数が増加 ③公共交通機関利用者の拡大	地球温暖化対策事業	0	0	6	6	↑
循環型社会の形成	⑨ごみの分別収集の推進	①資源ごみ種類ごと回収量が増加 ②分別方法の認識向上 ③ごみ減量10%	一般廃棄物適正処理事業	10	16	12	12	→
	⑩循環型社会システムの構築	①生ごみの堆肥化向上 ②住民の意識向上(3Rに努める) ③再利用率は70%を超えている	有明広域行政事務組合業務共通経費負担金事業、ごみリサイクル・減量化事業、清掃施設関係負担金事業、し尿処理施設等管理運営事業	13	40	66	69	↑
	⑪不法投棄の監視強化	①地域住民の監視の目が厳しくなる ②住民の意識向上(ポイ捨てしない) ③不法投棄の発生率が現在よりも改善	一般廃棄物適正処理事業	0	0	6	6	↑
総合評価				70	134	175	180	↑

出典：玉名市環境政策アセスメント報告書 2019～2022 のデータを基に作成

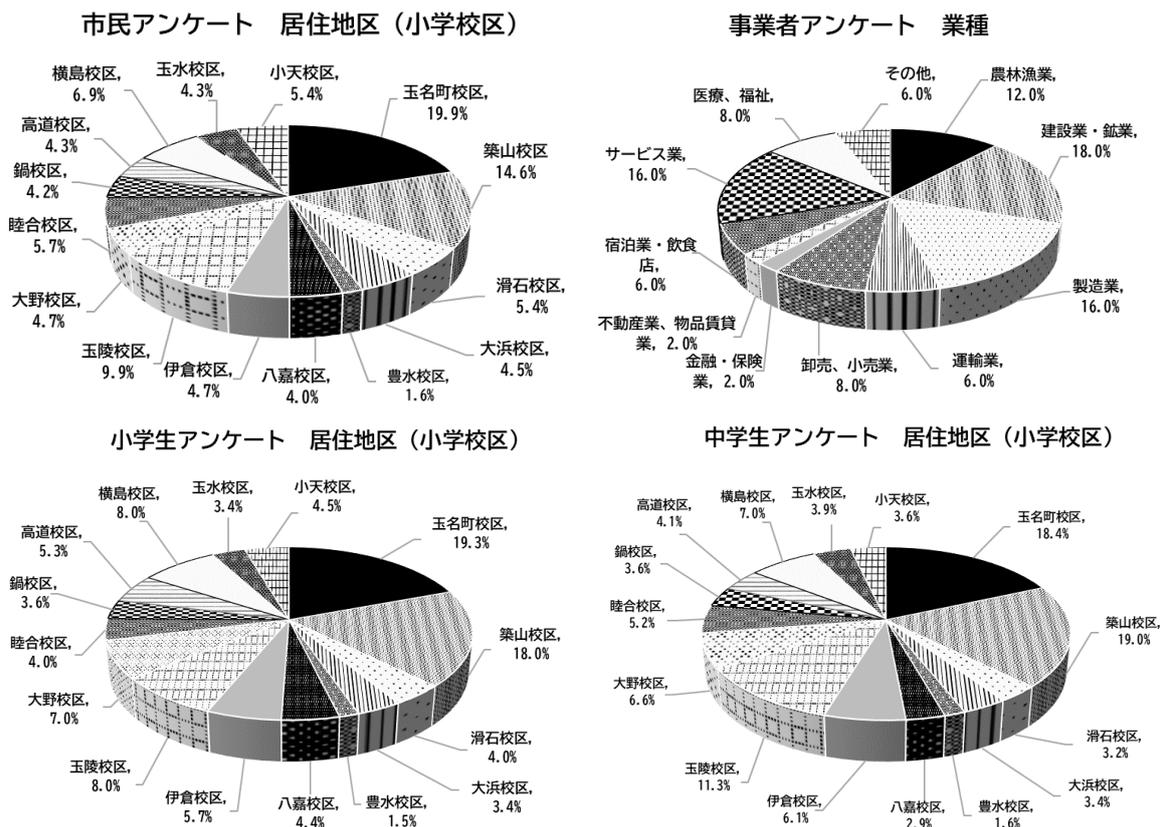
(2) アンケート調査結果

① 実施概要

「第2次玉名市環境基本計画後期計画」の作成にあたり、市民及び事業者の意見を反映するため、アンケート調査を実施しました。

表 2-4 アンケート調査実施概要

	市民	事業者	小中学生
調査対象	市内に在住する満16歳以上の男女1,500人	市内に所在する事業者100事業所	市立小中学校児童・生徒1,100人
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出	小学5年生 中学2年生
実施方法	郵送調査法（郵送配布・郵送回収）		
調査期間	令和5（2023）年9月～10月		
回収率	39%（590/1,500）	50%（50/100）	88%（972/1,100）



※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

図 2-16 アンケート対象者内訳

② 市民アンケート結果

1) 市民の環境への満足度

市民の環境に関する満足度は、「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「自然の豊かさ」、「自然風景の美しさ」について、『とても満足』『やや満足』と回答した方が50%を超えており、満足度が高くなっています。

一方、「自然の遊び場」、「公園緑化の整備」、「まちなみの美しさ」、「不法投棄やポイ捨てがない」、「3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組」、「環境に配慮した農林水産業」、「節電・節水・省エネルギーに関する取組」、「地球温暖化防止に関する取組」、「再生可能エネルギー利用に関する取組」については、『とても満足』『やや満足』と回答した方より、『不満』『やや不満』と回答した方が多くなっており、満足度が低い結果となっています。

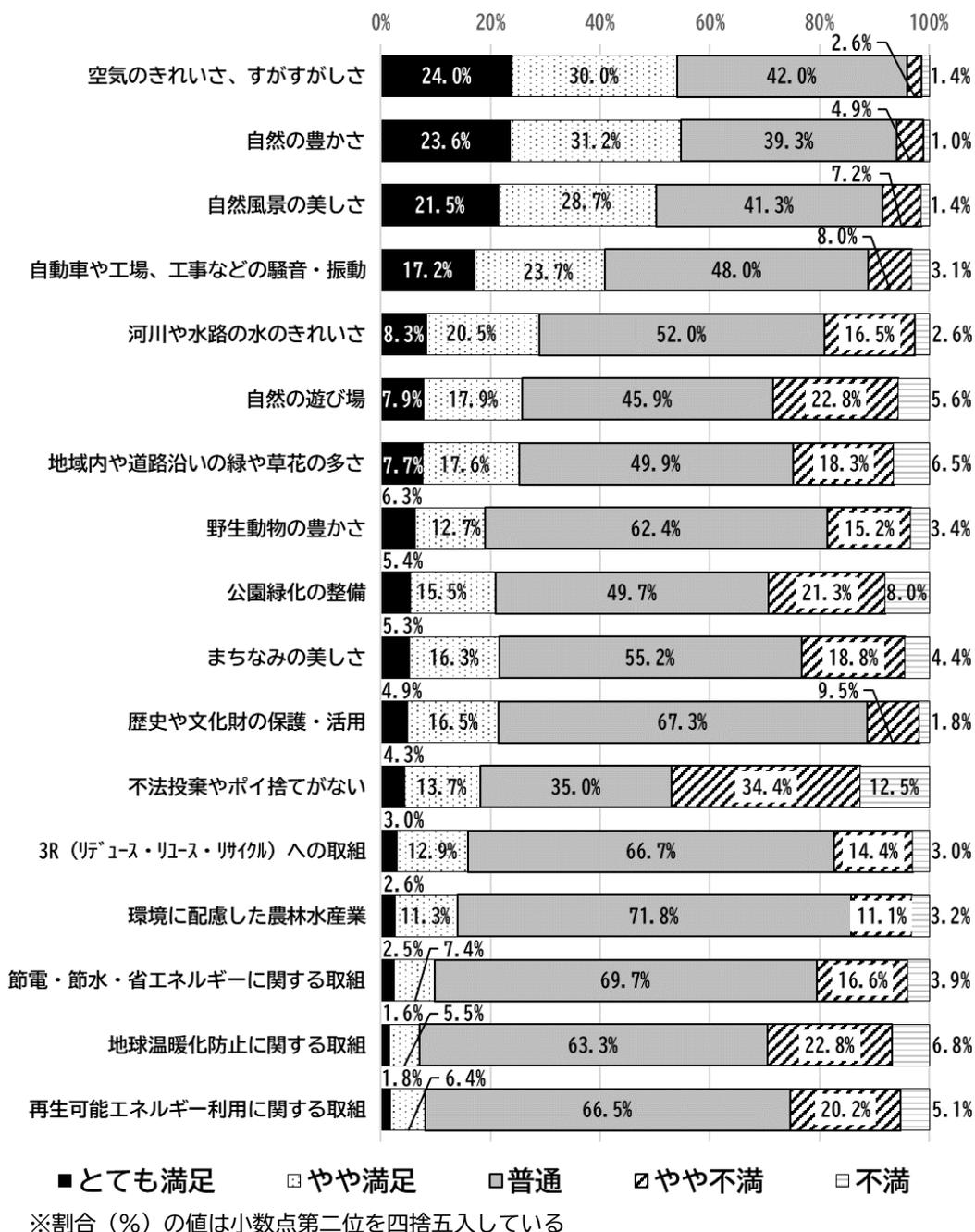
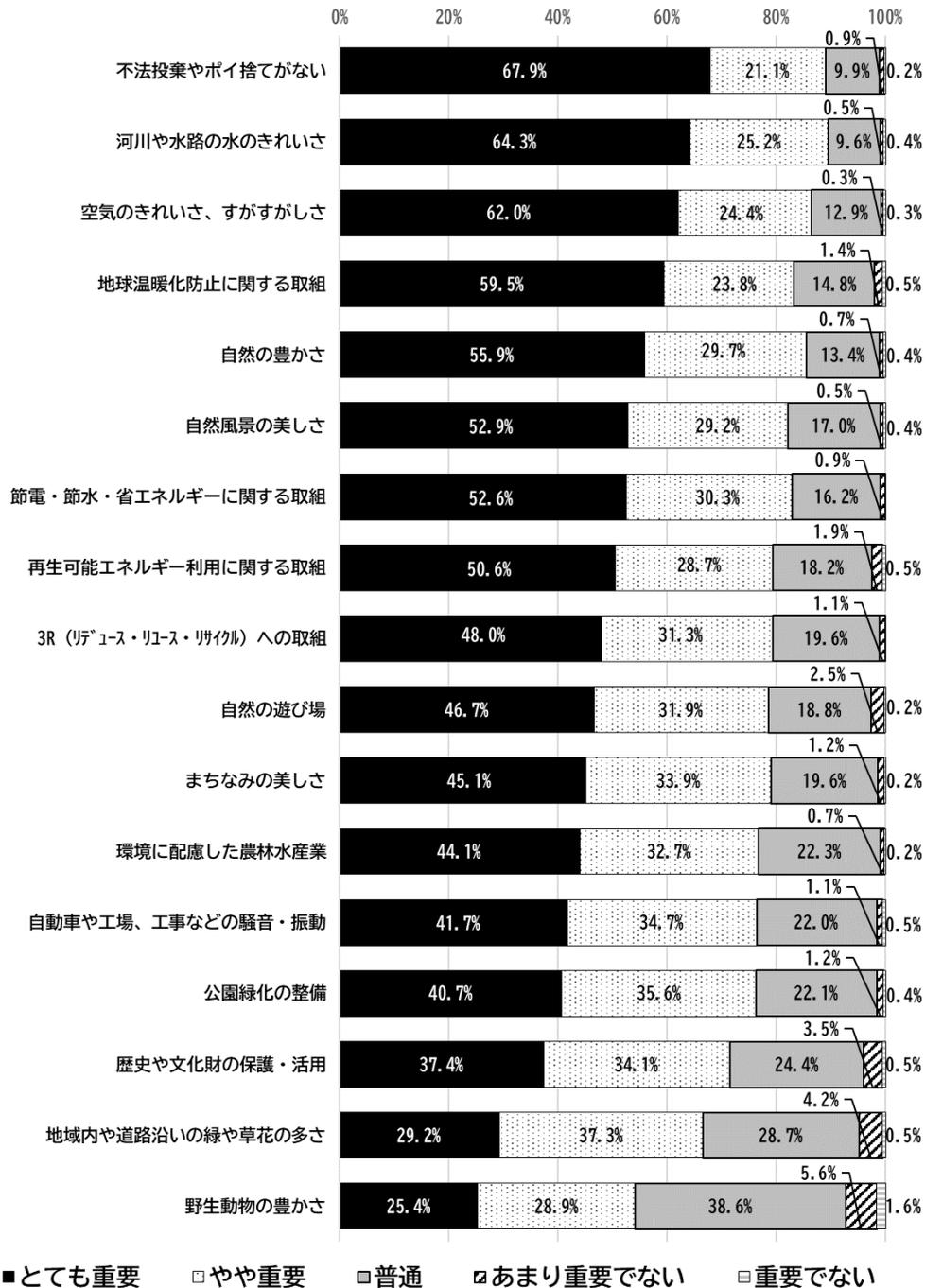


図 2-17 市民の環境に対する満足度

2) 市民が考える環境への重要度

市民の環境に関する重要度は、『とても重要』『やや重要』と回答した方がすべての項目で50%を超えており、その中でも、「不法投棄やポイ捨てがない」、「河川や水路の水のきれいさ」、「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「地球温暖化防止に関する取組」、「自然の豊かさ」、「自然風景の美しさ」、「節電・節水・省エネルギーに関する取組」については、重要度が80%を超えており、重要度が高くなっています。

一方、『あまり重要でない』『重要でない』と回答した方はすべての項目で10%を超えておらず、「野生動物の豊かさ」の7.2%が最も高い値となっています。



※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

図 2-18 市民が考える環境への重要度

3) 市民が重点的に進めるべきと考える施策

アンケート調査結果の地域の環境の満足度と重要度を評価点に換算し、下図のとおり相関図を作成しました。(満足度と重要度の評価点の算出方法は資料編 P72 参照)

「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「自動車や工場、工事などの騒音・振動」、「河川や水路の水のきれいさ」、「自然の豊かさ」、「自然風景の美しさ」、「野生動物の豊かさ」、「地域内や道路沿いの緑や草花の多さ」、「歴史や文化財の保護・活用」については、『満足度』が正の値となっています。一方、「公園緑化の整備」、「地球温暖化防止に関する取組」、「再生可能エネルギー利用に関する取組」、「節電・節水・省エネルギーに関する取組」、「3R (リデュース・リユース・リサイクル) への取組」、「不法投棄やポイ捨てがない」については、『満足度』が負の値となっています。『重要度』については、いずれの地域の環境も正の値となっています。

地域の環境の中で、最も『満足度』が高いものは「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「自然の豊かさ」、最も『満足度』が低いものは「不法投棄やポイ捨てがない」となっています。また、最も『重要度』が高いものは「不法投棄やポイ捨てがない」、最も『重要度』が低いものは「野生動物の豊かさ」となっています。

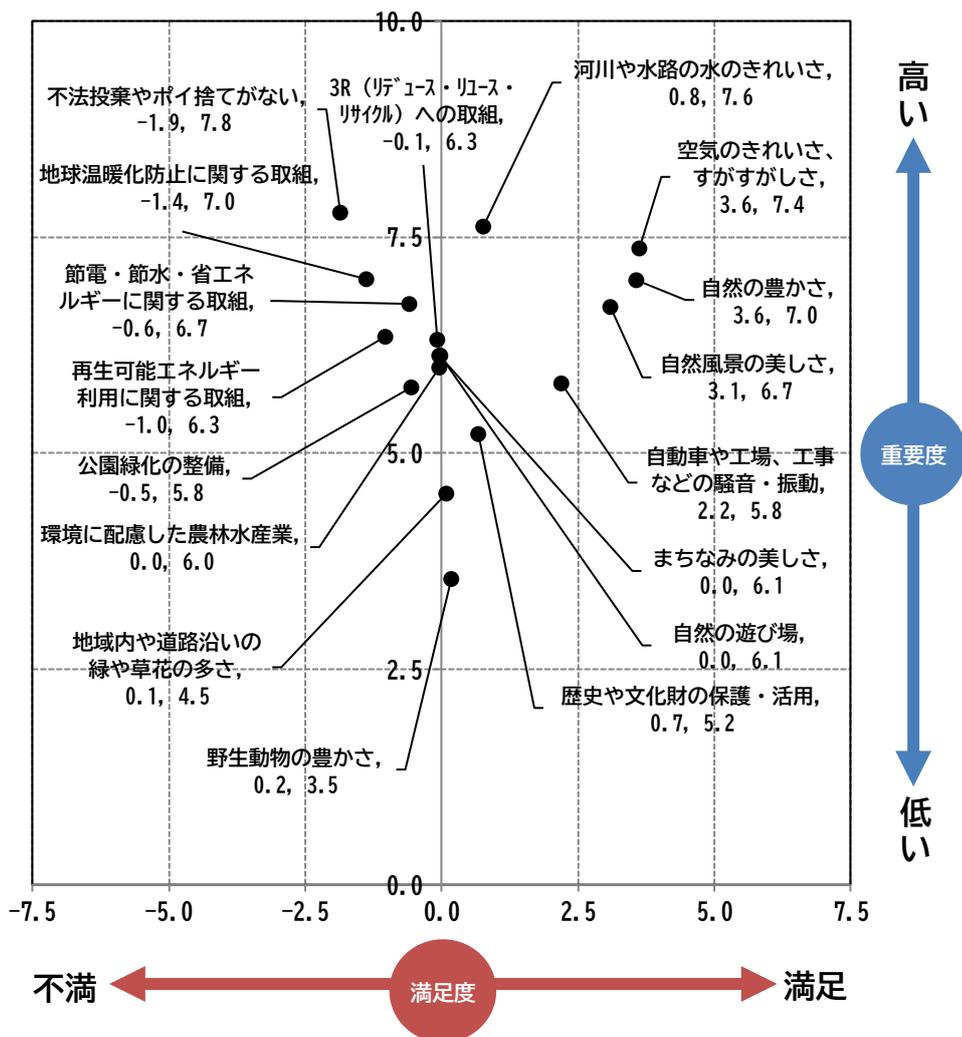
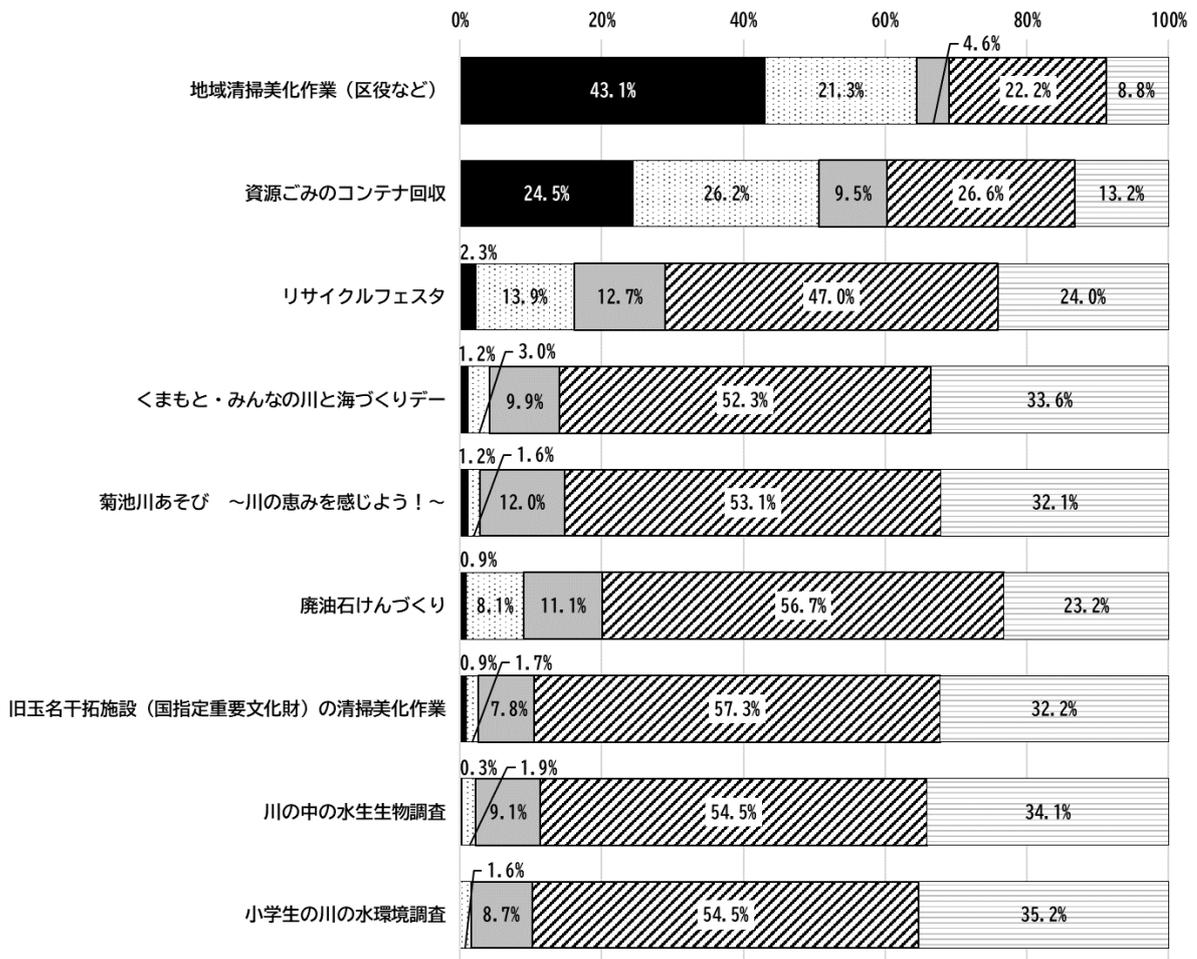


図 2-19 満足度と重要度の相関関係

4) 市や地域、団体が行っている事業への市民の認知度

市や地域、団体が行っている事業については、「地域清掃美化作業（区役など）」、「資源ごみのコンテナ回収」について、『よく利用・参加する』『時々利用・参加する』と回答した方が50%を超えており、認知度が高くなっています。

一方、「リサイクルフェスタ」、「くまもと・みんなの川と海づくりデー」、「菊池川あそび ～川の恵みを感じよう！～」、「廃油石けんづくり」、「旧玉名干拓施設（国指定重要文化財）の清掃美化作業」、「川の中の水生生物調査」、「小学生の川の水環境調査」については、『よく利用・参加する』『よく利用・参加する』と回答した方より、『知らなかったが今後は利用・参加したい』『利用・参加したことがない』と回答した方が多くなっており、認知度が低くなっています。



■よく利用・参加する □時々利用・参加する ◻知らなかったが今後は利用・参加したい ◻利用・参加したことがない ◻わからない・該当しない

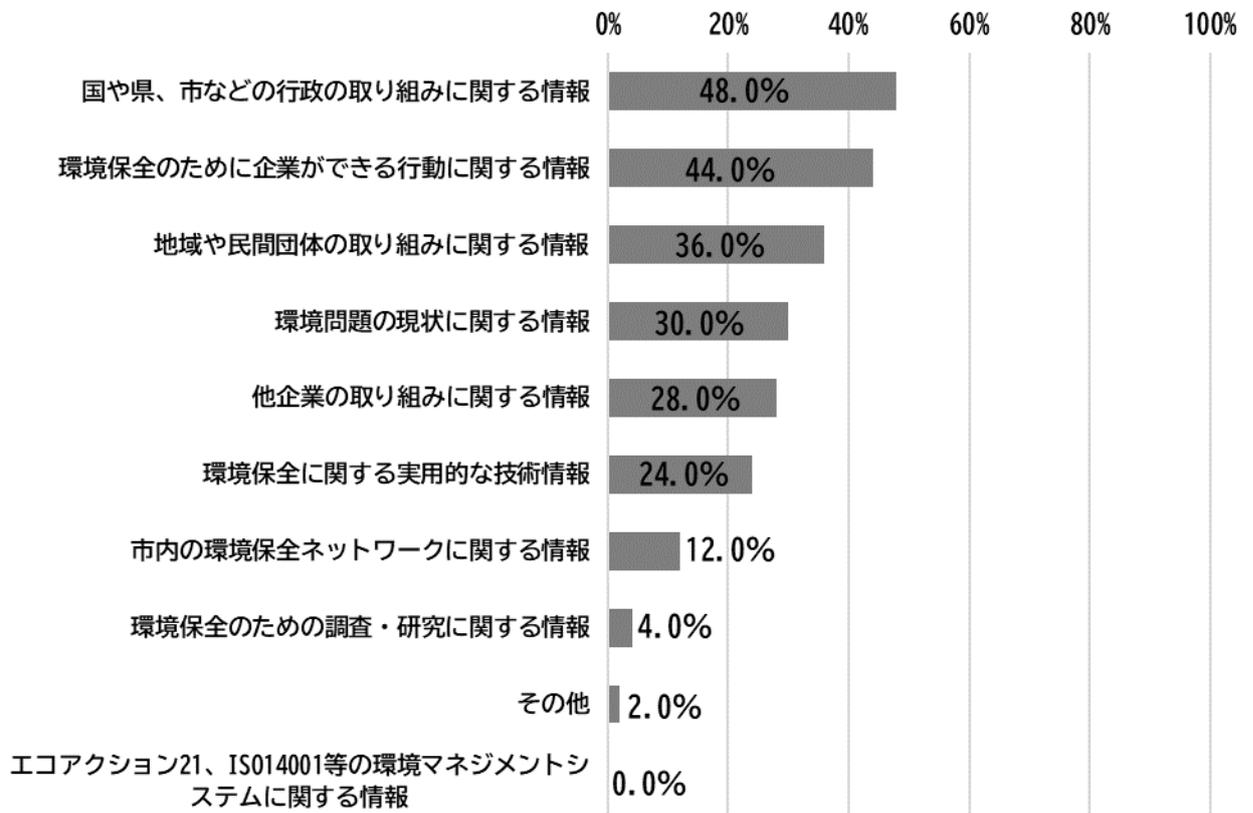
※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

図 2-20 市民の市や地域、団体が行っている事業への認知度

③ 事業所アンケート結果

1) 事業者が行政から提供してほしい情報について

行政から提供してほしい情報については、「国や県、市などの行政の取り組みに関する情報」が最も多く 48.0%、次いで「環境保全のために企業ができる行動に関する情報」が 44.0%、「地域や民間団体の取り組みに関する情報」が 36.0%となっています。



※割合 (%) の値は小数点第二位を四捨五入している

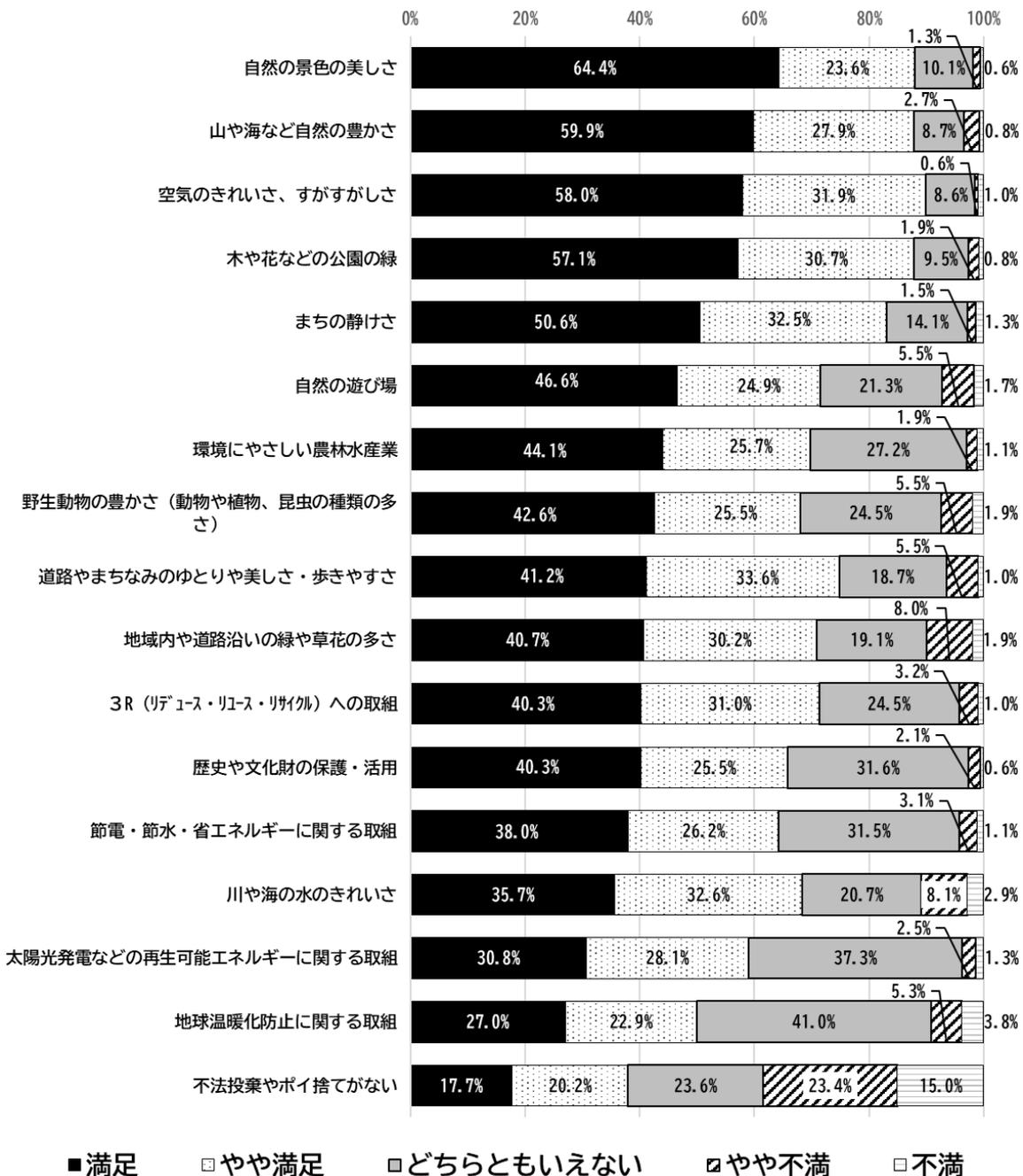
図 2-21 行政から提供してほしい環境保全に関する情報

④ 小・中学生アンケート結果

1) 小学生の環境への満足度

小学生の環境に関する満足度は、「自然の景色の美しさ」、「山や海など自然の豊かさ」、「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「木や花などの公園の緑」、「まちの静けさ」について、『とても満足』『やや満足』と回答した方が80%を超えており、満足度が高くなっています。

一方、「不法投棄やポイ捨てがない」については、『とても満足』『やや満足』と回答した方より、『不満』『やや不満』と回答した方が多くなっており、満足度が低い結果となっています。



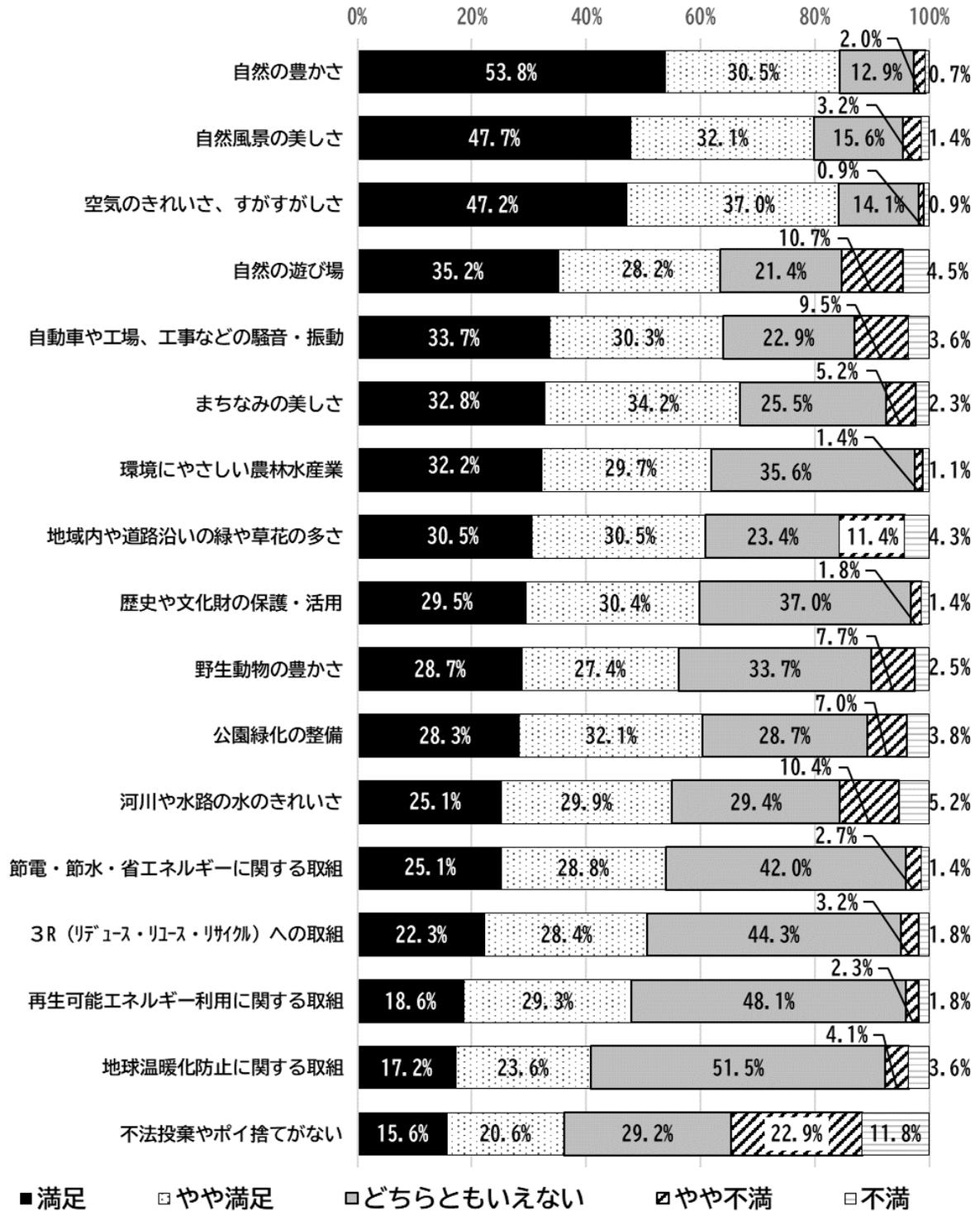
※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

図 2-22 小学生の環境への満足度

2) 中学生の環境への満足度

中学生の環境に関する満足度は、「自然の豊かさ」、「空気のきれいさ、すがすがしさ」について、『とても満足』『やや満足』と回答した方が80%を超えており、満足度が高くなっています。

一方、「不法投棄やポイ捨てがない」については、『不満』『やや不満』と回答した方が30%を超えており、満足度が低い結果となっています。



※割合 (%) の値は小数点第二位を四捨五入している

図 2-23 中学生の環境への満足度

(3) 計画改定の方向性

① SDGs(持続可能な開発目標)及び国の第五次環境基本計画の考え方の反映

国の「第5次環境基本計画」では、持続可能な社会の構築にあたっては、健全で恵み豊かな環境を基盤とし、その上に経済社会活動が存在していることを念頭に、経済成長や社会基盤の質の向上等を主たる目的とした取組が環境への負荷の増大につながらないような形に社会を転換していくことが必要不可欠とされています。

そのため、環境の観点から経済・社会に関連する施策を盛り込むことで、持続可能なまちづくりや地域創生を推進し、人口減少などの本市が抱える課題の解決にも資するものとしていきます。

また、国の「第5次環境基本計画」と同様に、分野の横断的な取組による将来像を目指し、取組を進めていきます。

② 国の動向を反映した施策の実施

国の「地球温暖化対策計画」や「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、温室効果ガス排出量の削減に向けた緩和策を進めていくとともに、気候変動による影響を回避・軽減するために、地域特性を踏まえた適応策を進めていきます。

また、再生可能エネルギーの重要性はさらに高まっていることから、本市においても再生可能エネルギーの普及を推進します。

③ 新たな法令に対応した施策の実施

「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に対応していくために、食品ロスに関する取組の実施やプラスチックの資源循環に関する取組を推進します。

④ 県の動向を反映した施策の実施

熊本県が策定した「第4次熊本県環境基本指針(令和3~12年度)」が示す、「ゼロカーボン社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」、「安全・快適な生活環境」、「様々なリスクに備えた社会」を実現し、熊本の豊かな自然環境や生活環境、地域環境を持続可能なものとして将来に継承するため、市が主体となり住民参加型の施策を積極的に推進するなど、地域住民、団体、事業者の様々な環境保全活動を推進します。

また、「第6次熊本県環境基本計画(令和3~7年度)」に示されている施策の方向性や数値目標と同様に、地球温暖化対策や資源循環の推進など、環境保全に対する取組を進めていきます。

⑤ 関連計画との整合を図り、取組の実効性を確保

本計画は、「玉名市総合計画」に示す本市の将来像を環境面から実現していく計画であるため、「第2次玉名市総合計画」との整合を図ります。

また、「玉名市都市計画マスタープラン」や「玉名市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」など関連計画についても、施策や目標の整合を図ります。

(4) 環境分野ごとの課題

① 生活環境

- ・本市の魅力の向上のために、生活道路、公園・緑地や文化財等の整備・活用、防犯対策、空家対策による住みやすく美しい都市・自然景観の形成に向けた取組や支援を推進する必要があります。
- ・安全で安心な水の供給や公共用水域の水質保全のために、水道施設の随時更新、人材育成、管理運営の見直しなどによる経営の効率化や、下水道施設等の整備による機能の継続を行い、快適な市民生活の向上を図る必要があります。

② 地球環境

- ・温室効果ガスの排出量の削減など地球温暖化防止のためには、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーへの取組の強化を図り、市民や事業者が取組に関する情報発信を行政が行い意識啓発を推進するなど、市民、事業者、行政が一体となって推進していく必要があります。
- ・近年の気候変動により引き起こされる河川の氾濫、市内の浸水等の災害から市民の生命、身体、財産を守るため、防災対策への対応の強化や設備の整備を行う必要があります。

③ 自然環境

- ・森林が保有する生態系の維持、災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、保養・休養の場の提供などの多面的機能を持続的に活用するため、森林環境の保全を進める必要があります。
- ・自然環境と関連している崖崩れ、土石流、地滑りなどの山地災害を防止するため、県との連携による治山・砂防施設の整備、さらに玉名市森林整備計画に基づく適正な経営管理・整備を進める必要があります。

④ 資源循環

- ・ごみ出しカレンダーやごみ分け早見表、啓発チラシの配布、生ごみ処理機等の購入費の補助等を実施していますが、ごみの総排出量は減少していないため、引き続きごみの減量化を推進していく必要があります。
- ・循環型社会システムの構築を図るための廃棄物の4Rの取組や情報発信による意識啓発を行い、ごみの適正処理を推進する必要があります。
- ・パトロール等の巡回や関連機関との連携によって不法投棄対策に取り組んでいますが、市民の満足度は低下しているため、引き続き不法投棄監視の強化に取り組んでいくとともに、環境美化に関する条例等の周知により市民の環境美化活動の意識向上を推進する必要があります。

⑤ 環境保全活動

- ・環境保全のために、現在行われている調査や事業、清掃活動等の活動を市が支援する必要があります。
- ・広報紙やホームページ等を活用し、市の活動やイベント等の情報発信に努め、市民や事業者の参加の推進により環境保全活動等の意識向上を推進する必要があります。
- ・市民や事業者にとって魅力的なイベントの実施や環境情報の充実に努めるとともに、周知のための情報発信を強化することで、本市の活動やイベントへの参加者拡大を図る必要があります。

第3章 玉名市がめざす環境

1. 玉名市がめざす望ましい環境像	30
2. 施策体系	31

第3章 玉名市がめざす環境

1 玉名市がめざす望ましい環境像

本計画の作成にあたって実施した市民、事業所、小中学生へのアンケート調査及び市内ヒアリングの結果等を踏まえた課題や、本市の最上位計画である「第2次玉名市総合計画」の将来像、「玉名市環境基本条例」の基本的理念等を踏まえ、環境への負担が少なく持続的に発展することのできる社会を築くとともに良好な環境を確保していくために、本計画の「めざす望ましい環境像」を以下のように定めます。

人と自然が共生し 笑顔あふれるまち 玉名

また、環境分野を5つに統廃合し、それぞれの「環境目標」を以下のように定めます。その際に、「第2次玉名市総合計画後期計画」の基本目標や主要施策を踏まえ、「第2次玉名市環境基本計画後期計画」の環境目標や基本施策を定めました。

生活環境：便利で快適なまちづくり

地球環境：ゼロカーボンをめざすまちづくり

自然環境：豊かな自然を継承するまちづくり

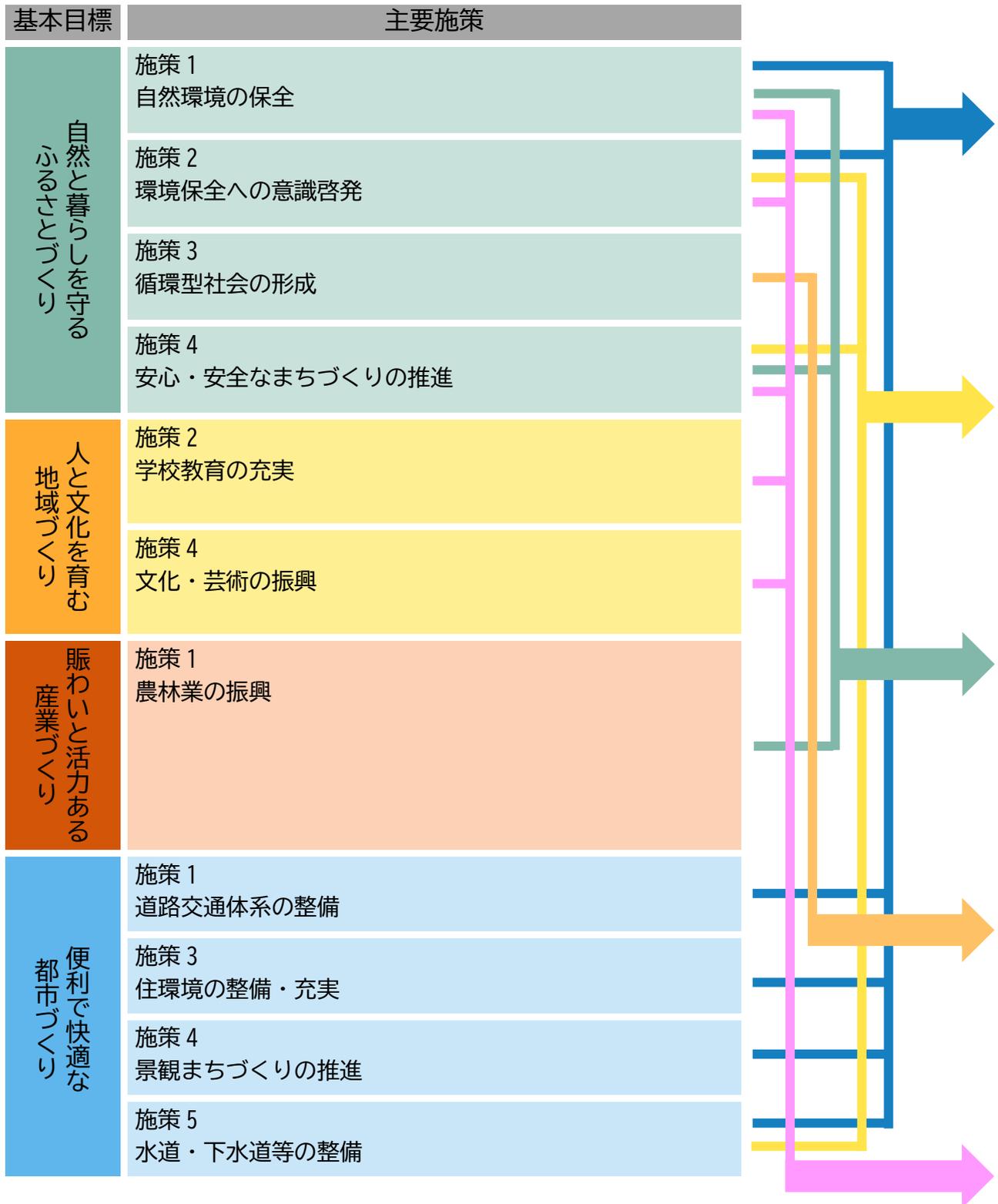
資源環境：資源が循環しつづけるまちづくり

環境活動：みんなで進める協働のまちづくり

2

施策体系

第2次 玉名市総合計画 後期計画



第2次 玉名市環境基本計画 後期計画

環境目標と基本施策	関連する SDGS 目標	めざす環境像
便利で快適なまちづくり		人と自然が共生し 笑顔あふれるまち 玉名
1-1 住環境の整備・充実	      	
1-2 景観まちづくりの推進		
1-3 水道・下水道等の整備		
1-4 安心・安全なまちづくりの推進		
1-5 文化・芸術の振興		
ゼロカーボンをめざすまちづくり	      	
2-1 地球温暖化の防止		
2-2 気候変動への対応策の推進		
豊かな自然を継承するまちづくり	     	
3-1 森林環境の保全		
3-2 山地整備の推進		
資源が循環しつづけるまちづくり	    	
4-1 ごみの分別・減量化の推進		
4-2 ごみの適正処理		
みんなで進める協働のまちづくり	    	
5-1 水環境の保全活動		
5-2 情報発信による意識啓発の推進		

第4章 目標の実現に向けた施策の展開

1. 便利で快適なまちづくり	33
2. ゼロカーボンをめざすまちづくり	40
3. 豊かな自然を継承するまちづくり	43
4. 資源が循環しつづけるまちづくり	46
5. みんなで進める協働のまちづくり	49

第4章 目標の実現に向けた施策の展開

1 便利で快適なまちづくり

道路交通網の整備や水環境の整備、防犯対策の強化に対して、適正な対応を実施することで、市民が安全で安心して暮らせるように、住環境の整備を進めます。

また、本市は、地域の自然や歴史を背景とした魅力的な景観資源を有しており、これらの地域特性を生かしたより良い景観づくりを行います。良好な景観形成に向けて、市民、事業者、行政が景観形成の目標を共有し、連携をすることで「玉名らしい美しい景観」づくりを行います。さらに、歴史や伝統文化、文化財などの地域資源を保有しており、これらの歴史・風土を保全し、今後さらに活用するとともに、歴史や文化等を受け継ぎ、誇りを持って活用する担い手を育成します。

施策の方向性

1 住環境の整備・充実	1-(1) 生活道路網の整備 1-(2) 公園・緑地の整備 1-(3) 公害の防止
2 景観まちづくりの推進	2-(1) 情緒的な景観をみせる場づくり 2-(2) 景観まちづくりに取り組む担い手づくり 2-(3) 景観に対する意識づくり
3 水道・下水道等の整備	3-(1) 地下水の保全 3-(2) 水道の整備 3-(3) 下水道等の整備
4 安心・安全なまちづくりの推進	4-(1) 防犯対策の強化 4-(2) 空家対策の強化
5 文化・芸術の振興	5-(1) 文化交流活動の推進 5-(2) 文化財の保護・活用

関連する SDGs のゴール



環境指標

指標項目	基準値	目標値
自動車騒音環境基準達成率	99.7% (2022 年度)	100% (2027 年度)
光化学スモッグ注意報発令回数	0 回/年 (2022 年度)	0 回/年 (2027 年度)

県条例に基づく地下水採取量報告率	74.6% (2022 年度)	増加 (2027 年度)
市民一人当たりの公園面積(m ²)	10.54 m ² (2022 年度)	現状維持 (2027 年度)
土地等の適正管理通知件数	103 件/年 (2022 年度)	減少 (2027 年度)
公害(悪臭・騒音・振動)指導件数	4 件/年 (2022 年度)	減少 (2027 年度)

環境目標 1 便利で快適なまちづくり

基本施策 1 住環境の整備・充実

生活道路網の整備、公園緑地の整備を行い、市民が快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。

また、市民の生活環境を脅かす悪臭、騒音、振動などの公害に対して適切な対応を行います。

(1) 生活道路網の整備	担当課
○生活道路については、歩行者や自転車が安全に利用しやすい環境を確保するため、地域の要望に応じた道路や歩道、側溝等の市内の交通ネットワークを担う生活道路網の整備を図ります。	土木課

(2) 公園・緑地の整備	担当課
○安全快適な都市環境を形成するうえで重要な役割を担う公園や緑地における、適切な緑地管理及び遊具等各施設の安全で快適な維持管理を行い、市民に憩いの場としての利用を促進します。	都市整備課
○花と緑があふれるまちづくりのため、各小中学校や各種団体による「花の都 玉名」づくりを推進するとともに、継承していくための地域の人材育成を支援します。	都市整備課

(3) 公害の防止	担当課
○公害に対する市民の不安解消のため、様々な公害に対する情報把握に努め、苦情や事故の処理には迅速に対応します。	環境整備課

基本施策 2 景観まちづくりの推進

本市には歴史や文化を背景とした魅力的な景観があります。これらを魅力ある資源にするとともに、様々な世代の市民が快適に過ごし誇りを持ってくれるまちづくりを進めます。

(1) 情緒的な景観をみせる場づくり	担当課
○玉名らしい、魅力的な景観を伝えるため、景観資源の特長や、その背景である歴史・文化をもとらえた情緒ある演出や見るべき景観を見てもらうための眺望点等を掘り起こし、戦略的にみせる景観づくりを推進します。	都市整備課
○積極的に景観誘導を行い、効果的な景観形成を図るため、「玉名市景観計画」に基づき、景観まちづくりの熟度に合わせた景観形成基準を設定します。	都市整備課

(2) 景観まちづくりに取り組む担い手づくり	担当課
○脈々と受け継がれてきた玉名らしい景観を後世に残し、良好な景観形成を推進するため、景観まちづくりに携わる担い手を育成し、連携を強化するとともに、市民が暮らしの中で景観づくりに取り組んでいけるよう支援します。	都市整備課

(3) 景観に対する意識づくり	担当課
○良好な景観形成には、市民一人ひとりの「景観を良くしよう」という意識向上が必要なため、景観づくりの意義や重要性のほか、景観資源の歴史的・文化的背景等の情報発信を行い、市民が玉名の景観の価値を認識し、誇りを持てるよう取組を推進します。	都市整備課

基本施策3 水道・下水道等の整備

市民の生活を支える重要なライフラインである水道や、生活環境や公衆衛生の向上につながる下水道等の改修や整備を実施し、安全・安心な水の持続的供給に引き続き取り組みます。

(1) 地下水の保全	担当課
○県と連携した地下水採取量調査や地下水定期モニタリング水質検査を引き続き実施し、健全な地下水の保全に取り組みます。	環境整備課

(2) 水道の整備	担当課
○安全で良質な水を持続的に供給するため、給水区域の拡張や老朽化した水道施設の更新を推進するとともに、人材育成、技術継承、管理運営の見直しなどを行い、経営の効率化を推進します。	上下水道総務課 上下水道工務課
○水道は、市民生活や産業活動に必要不可欠であるため、水道施設の強靱化を計画的に実施します。	上下水道総務課 上下水道工務課

(3) 下水道等の整備	担当課
○公共用水域の水質保全や快適な市民生活の向上を図るため、引き続き全計画区域内の認可拡張を実施し、早期完了を目指すとともに、効率的かつ適正な下水道整備を実施します。	上下水道総務課 上下水道工務課
○下水道施設の維持、機能継続を図るため、「玉名市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、玉名市浄化センターや中継ポンプ場等の更新を計画的に実施します。	上下水道総務課 上下水道工務課
○九州新幹線新玉名駅周辺の汚水を適正に処理するため、「新玉名駅周辺等整備基本計画」や「玉名市都市計画マスタープラン」を踏まえ、開発状況に応じた下水道等の整備に努めます。	上下水道総務課 上下水道工務課

○生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽に関する啓発活動に努めるとともに、浄化槽の設置支援を推進します。	上下水道総務課 上下水道工務課
○地域の实情に応じた効率的かつ適正な農業集落排水処理施設の整備を図るため、老朽化による機能低下が懸念される汚水処理場等の改修を「農業集落排水施設最適整備構想」に基づき計画的に実施し、施設の機能強化に努めます。	上下水道総務課 上下水道工務課

基本施策 4 安心・安全なまちづくりの推進

市民が安全に暮らせるため LED 照明防犯灯や防犯カメラの設置の支援や、事故や災害の要因となる可能性のある空家対策に取り組みます。

(1) 防犯対策の強化	担当課
○LED 照明防犯灯や防犯カメラの整備を図るため、管理する行政区等に対し、設置する際補助金の交付を行い、犯罪防止のための防犯設備の整備を推進します。	防災安全課

(2) 空家対策の強化	担当課
○増加し続ける空き家に起因する事故や災害の防止、景観の向上を図るため、「玉名市空家等対策の推進に関する条例」に基づき、空き家の発生予防や、適正管理を促し、併せて利活用を推進します。	住宅課
○空家対策の推進を加速させるため、民間事業者や関係機関と連携し、多様なニーズに合った遊休不動産等の活用事業を展開します。	住宅課
○ホームページや固定資産税納税通知書への空き家チラシの同封により、市内だけでなく、玉名市に固定資産を所有する市外住民に対しても、空き家の適正管理や相談窓口の周知に努めます。	住宅課
○空き家の利活用の取組として、空き家バンク制度の運用と推進を行うとともに、民間事業者などの関係者と意見交換を行い、協力体制の構築・強化に取り組みます。	住宅課

基本施策 5 文化・芸術の振興

地域の歴史・文化に対する理解を深めるとともに、それらに誇りと愛着心を育む教育につなげるため、歴史・文化に触れられる博物館の活動の充実や文化財の活用のための保護活動に努めます。

(1) 文化交流活動の推進	担当課
○博物館は郷土の歴史・文化に触れ学ぶ拠点であるため、資料に関連する調査・研究、収集・保管体制の整備により展示機能や教育普及活動の充実を図るとともに、新たな知見や学習の推進を図るための改修等の見直しを行います。	文化課

(2) 文化財の保護・活用	担当課
○文化財を守り、伝えていくため、市内に数多く残る国指定史跡をはじめとする文化財について、必要に応じ個別の保存活用計画を策定し、計画に基づき必要な整備を図ります。	文化課
○市民の文化財保護に対する更なる意識向上を図るため、文化財の効果的な公開・活用策を検討し、実施に努めます。	文化課
○市の貴重な観光資源である文化財を有効活用するため、必要な施設整備や市のホームページ等で文化財に関する情報発信に取り組みます。	文化課
○埋蔵文化財については、可能な限り現状保存に努めるとともに、必要な開発を円滑に進めるため、文化財保護との調整を図り、必要に応じて記録保存のための発掘調査を実施します。	文化課

各主体に期待する取組

市民の取組

- ✓ 身の回りの花や樹木などの緑を大切にしましょう。
- ✓ 花と緑があふれるまちづくりのため、小中学校や各種団体による「花の都玉名」づくりに参加しましょう。
- ✓ 脈々と受け継がれてきた玉名らしい景観を後世に残し、良好な景観形成を推進するため、景観まちづくりに携わる担い手を育てましょう。
- ✓ 公共下水道や農業集落排水へ接続し、これらの整備されていない地域では、合併浄化槽を設置しましょう。
- ✓ 浄化槽の法定検査や、保守点検、清掃を委託し、適正な維持管理に努めましょう。
- ✓ 調理くずやてんぷら油を排水に流さないようにしましょう。
- ✓ てんぷら油は、石けんや燃料化などに再利用するための回収に協力しましょう。
- ✓ 合成洗剤の使用を控えましょう。
- ✓ 空き家・空き地の所有者は、定期的な維持管理に努めましょう。

事業者の取組

- ✓ ばい煙発生施設や騒音、振動発生施設等について、必要な届け出や許可手続きを適切に行いましょう。
- ✓ 工場、事業所などで各種法令の基準値以上の騒音、振動、悪臭、排水などを発生しないようにしましょう。
- ✓ 周辺環境に配慮した事業活動を行いましょう。
- ✓ 工場・事業所周辺の自然や景観に配慮した建物の建築に努めましょう。
- ✓ 脈々と受け継がれてきた玉名らしい景観を後世に残し、良好な景観形成を推進するため、景観まちづくりに協力しましょう。
- ✓ 事業活動の際にも、地域の歴史や伝統、生活文化に配慮しましょう。

2 ゼロカーボンをめざすまちづくり

地球温暖化防止のための脱炭素社会に向けて、日々の生活や事業の活動による環境負荷の低減のために、市民、事業者及び行政が連携して、省エネルギー・再生可能エネルギーの推進に率先して取り組みます。

また、気候変動による災害から市民の生命、身体、財産などを守るために、整備や改修等を計画的に実施し、被害を最小限に抑える災害対策を行う必要があります。

施策の方向性

1 地球温暖化の防止	1-(1) 再生可能エネルギーの推進 1-(2) 省エネルギーの推進 1-(3) 環境負荷の低減 1-(4) 温暖化対策への意識啓発
2 気候変動への対応策の推進	2-(1) 異常気象による災害防止の強化

関連する SDGs のゴール



環境指標

指標項目	基準値	目標値
玉名市役所の温室効果ガス排出量(t -CO2)	14,003t-CO2 (2013 年度)	8,401.8t-CO2 (2030 年度)
公用車の電気自動車・ハイブリッド車導入台数	5 台 (2022 年度)	増加 (2027 年度)

環境目標 2 ゼロカーボンをめざすまちづくり

基本施策 1 地球温暖化の防止

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を促進し、環境に配慮した機材や設備を設置することで省エネルギーへの取組を強化し、地球環境の負荷の低減を促進します。さらに、地球温暖化防止の取組に対して、市民が興味を持ち自ら実践できるよう、市の広報紙やホームページ等で情報発信に努めます。

(1) 再生可能エネルギーの推進	担当課
○太陽光発電などの再生可能エネルギーの促進を図り、地球温暖化防止に取り組めます。	環境整備課
○公共事業等での再生可能エネルギーの導入を強化するため、環境に配慮した機材や設備を用いた施工に努めます。	環境整備課
(2) 省エネルギーの推進	担当課
○公共事業等での省エネルギーへの取組を強化するため、環境に配慮した機材や設備を用いた施工に努めます。	環境整備課
(3) 環境負荷の低減	担当課
○公用車へのハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス車などの導入を進め、環境負荷の低減を促進します。	環境整備課
(4) 温暖化対策への意識啓発	担当課
○広報紙や市のホームページ等で家庭でも取り組める地球温暖化防止の取組を紹介し、市民の意識啓発を図ります。	環境整備課

基本施策 2 気候変動への対応策の推進

近年の気候変動が要因となる災害から市民を守るため、防災対策の強化はもちろんのこと、市民や事業者と行政が連携した取組を進めていきます。

(1) 異常気象による災害防止の強化	担当課
○河川の氾濫等による水害被害を防止するため、期成会を通じた河川改修を県に要望します。	土木課
○菊池川初の河川防災ステーションの整備を推進し、菊池川流域の災害発生に対して迅速な対応を行えるよう備えます。	土木課
○浸水シミュレーション等による内水浸水想定区域図を検討し、浸水被害の軽減を図ります。	防災安全課 上下水道工務課
○玉名市地域防災計画に基づき、気候変動により変化する災害などに対応し、防災対策の強化に努めます。	防災安全課
○玉名市地域防災計画に基づき行政だけでなく、市民、事業者等、多様な主体が相互に連携し、防災対策の取組について推進します。	防災安全課

各主体に期待する取組

市民の取組

- ✓ 太陽光発電などのクリーンエネルギーを積極的に利用しましょう。
- ✓ 家電製品の買い替え時には、LED 照明への取り換えや省エネ型エアコンの選択など、省エネ型を購入しましょう。
- ✓ 省エネ生活を実践しましょう。
 - ・見てないテレビや照明など家電製品はこまめに電源を切りましょう。
 - ・暖房、冷房は控えめに使用しましょう。
 - ・出かける際は家電製品の主電源を切り、待機電力の消費を抑えましょう。
 - ・家にいるときは家族がなるべく同じ部屋で過ごしましょう。
- ✓ 低燃費車の購入、使用を心がけましょう。
- ✓ アイドリングや急加速をしないなど、エコドライブを徹底しましょう。
- ✓ 環境活動や環境に関する学習、教育、講座、美化活動に積極的に参加、協力しましょう。
- ✓ 玉名市総合防災マップで地域の状況を把握し、災害に備えましょう。

事業者の取組

- ✓ 太陽光発電などのクリーンエネルギーを積極的に利用しましょう。
- ✓ 環境マネジメントシステム (ISO14001、エコアクション 21 等) を構築し、運用し、経営の合理化と環境保全の取組を計画的に実施しましょう。
- ✓ 事業所の電気製品の買い替え時には、省エネ型を購入しましょう。
- ✓ 社用車の更新時には、低燃費車の導入を検討しましょう。
- ✓ アイドリングや急加速をしないなど、エコドライブを徹底しましょう。
- ✓ 玉名市総合防災マップで地域の状況を把握し、災害に備えましょう。

3 豊かな自然を継承するまちづくり

本市は、有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々などの豊かな自然環境に恵まれており、様々な恩恵を受けています。自然環境を守ることは、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、災害の防止、市民の休息の場など多面的機能を維持することにつながります。そのため、これらの機能を持続的に活用するため、森林などの自然環境の保全の取組を推進します。

施策の方向性

1 森林環境の保全	1-(1) 森林機能の維持
2 山地整備の推進	2-(1) 治山・砂防の施設整備の推進 2-(2) 急傾斜面对策の推進 2-(3) 森林の経営管理・整備の推進

関連する SDGs のゴール



環境指標

指標項目	基準値	目標値
森林面積	2,580ha (2020年度)	現状維持 (2027年度)
耕地面積	6,150ha (2022年度)	現状維持 (2027年度)
鳥獣保護区域面積 (隣接市町域を含む)	10,029ha (2022年度)	現状維持 (2027年度)

環境目標3 豊かな自然を継承するまちづくり

基本施策1 森林環境の保全

生態系の維持、災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、保養・休養の場の提供などの多くの機能を有している森林環境を保全するため、自然との調和を図った計画的な開発に努めます。

(1) 森林機能の維持	担当課
○森林が有する生態系の維持、災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、保養・休養の場の提供などの多面的機能を長期にわたり活用するため、開発との調和を図りながら森林の保全に努めます。	環境整備課
○森林が有する生態系の維持、災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、保養・休養の場の提供などの多面的機能を維持するため、玉名市森林整備計画の構想に基づき持続可能な地域環境の保全を推進します。	水産林務課

基本施策2 山地整備の推進

崖崩れ、土石流、地滑りなどの山地災害を防止するために、県と連携した施設整備や、計画的な経営の管理・整備を行います。

(1) 治山・砂防の施設整備の推進	担当課
○崖崩れ、土石流、地滑りなどの山地災害を防止するため、山地災害危険箇所等において、県と連携することで治山・砂防施設の整備を推進します。	土木課

(2) 急傾斜面对策の推進	担当課
○急傾斜地対象区域において地区からの要望に応じて県に要望し、市が負担金を支払うなど急傾斜地崩壊対策事業を推進します。	土木課

(3) 森林の経営管理・整備の推進	担当課
○森林経営管理制度（森林経営管理法）に基づき計画的に森林の適正な経営管理・整備を行っており、森林資源の保全や土砂災害等の発生リスクの低下を図ります。	水産林務課

各主体に期待する取組

市民の取組

- ✓ 里山や山林、川などの保全に努めましょう。
- ✓ 山林所有者は適切な保全と維持管理に努めましょう。
- ✓ 自然環境活動(植林など)に参加しましょう。
- ✓ 生き物のエサ場があるところにはなるべく近づかないようにしましょう。
- ✓ 特定外来生物(ブラックバス、ブルーギル、オオキンケイギクなど)を飼育したり、栽培したりしないようにしましょう。※特定外来生物を野外に放たないようにしましょう。

事業者の取組

- ✓ 農地荒廃の防止に取り組み、遊休農地の有効活用等、農地の保全を図りましょう。
- ✓ 開発を行う際には、周辺環境に配慮した計画にすることを心がけましょう。
- ✓ 山林所有者は適切な保全と維持管理に努めましょう。
- ✓ 自然環境活動(植林など)に参加しましょう。

4 資源が循環しつづけるまちづくり

本市におけるごみの排出量は、近年は横ばい傾向で推移しています。今後ごみの減量化に向けて、広報紙やホームページへの記事掲載や、ごみカレンダーや啓発チラシなどの配布等を引き続き行い、分別意識の向上を図ります。さらに、「循環型社会」への転換を目指し、リフューズ：Refuse（ごみになるものを断る）、リデュース：Reduce（ごみを減らす）、リユース：Reuse（繰り返し使う）、リサイクル：Recycle（資源として再利用する）の4Rを心がけ、ごみの減量とリサイクルに一層取り組みます。

また、不法投棄を発生させない環境づくりのため、パトロール等を実施し監視の強化を図ります。

施策の方向性

1 ごみの分別・減量化の推進	1-(1) ごみの分別収集の推進 1-(2) ごみの減量化の推進
2 ごみの適正処理	2-(1) 循環型社会システムの構築 2-(2) 不法投棄への監視強化

関連する SDGs のゴール



環境指標

指標項目	基準値	目標値
ごみの総排出量(資源化された量を含む)	16,989t/年 (2022年度)	減少 (2027年度)
資源ごみ回収率(資源ごみ回収量/全てのごみ回収量)	6.54% (2022年度)	増加 (2027年度)
一人一日あたりのごみ排出量	730g/日 (2022年度)	減少 (2027年度)
生ごみ処理機等補助件数	56件/年 (2022年度)	現状維持 (2027年度)
不法投棄監視パトロール	148回/年 (2022年度)	現状維持 (2027年度)
リサイクルフェスタ(環境フェスタ)来場者数	3,523人/年 (2019年度)	増加 (2027年度)

環境目標 4 資源が循環しつづけるまちづくり

基本施策 1 ごみの分別・減量化の推進

本市のごみの分別収集を推進するために、ごみ出しカレンダーや啓発チラシを配布することで、ごみの分別収集に対する意識の向上を図ります。

また、本市のごみの排出量を減らすために、生ごみ処理機などの購入費の補助を行うことで、生ごみの減量化を図ります。

(1) ごみの分別収集の推進	担当課
○ごみ出しカレンダーやごみ分け早見表、啓発チラシ等を配布することで、ごみ分別収集の意識を高めるための取組を継続して行います。	環境整備課

(2) ごみの減量化の推進	担当課
○市が生ごみ処理機などの購入費を補助し、家庭におけるごみ分別意識の向上と生ごみ減量化を継続して推進します。	環境整備課

基本施策 2 ごみの適正処理

循環型社会システムの構築を図るために、4R（リフューズ：Refuse（ごみになるものを断る）、リデュース：Reduce（ごみを減らす）、リユース：Reuse（繰り返し使う）、リサイクル：Recycle（資源として再利用する））の取組の推進や、情報発信を行い意識の啓発を進めます。

また、「不法投棄やポイ捨て」に関する市民の満足度は最も低くなっているため、関連機関との連携やパトロール等の巡回の強化に努め、不法投棄を発生させない監視体制の強化を推進します。

(1) 循環型社会システムの構築	担当課
○循環型社会システムの構築を図るため、廃棄物の 4R の取組を推進し、広報紙やホームページ等の情報発信により環境負荷の低減に向けた取組意識の啓発を実施します。	環境整備課

(2) 不法投棄への監視強化	担当課
○関係機関との連携やパトロール等巡回の強化に努め、家庭ごみや産業廃棄物などの不法投棄を発生させない監視体制の強化を図ります。	環境整備課

各主体に期待する取組

市民の取組

- ✓ 生ごみの水きりや生ごみ処理容器などを活用して、生ごみの排出量減量に取り組みましょう。
- ✓ レジ袋や過剰包装を断り、マイバックを利用しましょう。
- ✓ 無駄なものを買わない、再使用するなど、物を大切にして、ごみを減らしましょう。
- ✓ 古紙 100%のトイレットペーパーやエコマーク製品等の環境に配慮した製品やリサイクル製品を購入、使用しましょう。
- ✓ ごみ収集に関するルール(分別、指定袋の使用、行政区・氏名の記入など)を守りましょう。
- ✓ 不法投棄を絶対にやめましょう。(たばこや空き缶等のポイ捨てもやめましょう。)
- ✓ 空地、未利用地等への不法投棄を防止するため、所有地を適正に管理しましょう。
- ✓ 廃家電製品は販売店等に委託するなど、適切に処理しましょう。
- ✓ ごみの野外焼却はやめましょう。
- ✓ 節水行動を習慣化しましょう。
 - ・雨水をためて庭の水やり等に使用しましょう。
 - ・バケツを利用した洗車をしましょう。
 - ・水を流したままの歯磨きやシャワーをやめましょう。

事業者の取組

- ✓ 産業廃棄物は処理業者に委託するなど適正に処理しましょう。
- ✓ 空き地、未利用地等への不法投棄を防止するため、所有地を適正に管理しましょう。
- ✓ 古紙 100%のトイレットペーパーやエコマーク製品等の環境に配慮した製品やリサイクル製品を購入、使用しましょう。
- ✓ 不法投棄を絶対にやめましょう。(たばこや空き缶等のポイ捨てもやめましょう。)
- ✓ ごみの野外焼却はやめましょう。
- ✓ 節水行動を習慣化しましょう。
 - ・雨水をためて花壇の水やり等に使用しましょう。
 - ・バケツを利用した洗車をしましょう。
 - ・水を流したままの歯磨きやシャワーをやめましょう。

5 みんなで進める協働のまちづくり

本市の環境を守り維持するためには、市民一人ひとりの取組が重要です。そのため、環境保全に関する活動の支援を継続する必要があります。環境や環境保全活動に興味や関心を持ってもらうために、清掃・美化活動といったイベントを開催するとともに、環境保全に関する情報発信の推進を行い市民が保全活動を身近に感じられる体制を作ります。

施策の方向性

1 水環境の保全活動	1-(1) 菊池川流域同盟の活動支援 1-(2) 河川の水質調査・監視 1-(3) 清掃活動等への参加の促進 1-(4) 環境保全のためのイベント実施
2 情報発信による意識啓発の推進	2-(1) 体験活動の周知・充実の推進 2-(2) 環境保全に関する情報発信の推進 2-(3) ローカル SDGs の推進

関連する SDGs のゴール



環境指標

指標項目	基準値	目標値
環境保全に関する情報発信	6回/年 (2022年度)	増加 (2027年度)
河川水援隊の河川環境調査	288回/年 (2022年度)	現状維持 (2027年度)

環境目標 5 みんなで進める協働のまちづくり

基本施策 1 水環境の保全活動

水環境の保全のため、市内を流れる河川水質の常時監視を実施し、菊池川流域同盟の活動の支援や市民に対して環境保全活動への参加を促進します。

(1) 菊池川流域同盟の活動支援	担当課
○河川環境の保全や啓発事業を実施している菊池川流域同盟の活動を支援します。	環境整備課

(2) 河川の水質調査・監視	担当課
○市内にある河川の水質調査を実施し常時監視することで、河川の水質向上に努めます。	環境整備課

(3) 清掃活動等への参加の促進	担当課
○河川などの自浄作用や美しい景観を維持するため、市民に対し、生活排水路の清掃活動等への定期的な参加を促進します。	環境整備課
○河川などの自浄作用や美しい景観を維持するため、生活排水汚濁水路浄化施設の清掃を実施し、市民に対し参加を促進します。	環境整備課

(4) 環境保全のためのイベント実施	担当課
○有明海の環境を保全するため、県等と連携し、海面、海岸、河川におけるごみ等の投棄の防止に努め、漁業環境や美しい景観を維持します。	環境整備課
○河川や海を保全するため、「くまもと・みんなの川と海づくりデー」のボランティア清掃などの清掃・美化活動を支援します。	環境整備課
○小学生を対象とした「川の生き物調査」の実施を行うなど、イベントを通じた市民の環境学習の場を設けることで、水質浄化への意識啓発などを推進します。	環境整備課

基本施策 2 情報発信による意識啓発の推進

環境保全の意識向上と活動推進のため、様々な体験活動や行政支援の充実を図り、それらの情報を市の広報紙やホームページ等で紹介することで、活動を身近に感じられるような情報発信を進めます。さらに、環境に配慮した持続可能な地域づくりの支援を進めます。

(1) 体験活動の周知・充実の推進	担当課
○小・中学校への様々な体験活動の周知と活動の充実のため、市が率先して農業体験や職場体験、企業訪問、環境学習、ボランティア活動など地域で学べる体験活動に関する情報発信を行います。	環境整備課

(2) 環境保全に関する情報発信の推進	担当課
○環境保全意識を高めるため、広報紙やホームページ等を活用した情報発信により、家庭等におけるグリーン購入やリサイクル活動を促進します。	環境整備課
○河川環境の保全を啓発するため、環境保全に関する活動等を市ホームページ及び広報紙等に掲載し、情報発信を行います。	環境整備課

(3) ローカル SDGs の推進	担当課
○持続可能な地域づくりのため、環境・経済・社会が機能するよう民間事業者の第2創業支援を行います。	地域振興課

各主体に期待する取組

市民の取組

- ✓ 地域清掃美化作業（区役など）に積極的に参加しましょう。
- ✓ 「くまもと・みんなの川と海づくりデー」のボランティア清掃に参加しましょう。
- ✓ 「川の生き物調査」等のイベントに積極的に参加しましょう。
- ✓ グリーン購入やリサイクル活動を生活に取り入れましょう。

事業者の取組

- ✓ 市民との協働、市民活動への協力等により地域社会の環境整備と保全を図りましょう。
- ✓ 事業所でのグリーン購入やリサイクル活動を推進しましょう。

第5章 計画の推進・進行管理

1. 計画推進の基本的考え方	5 3
2. 計画の推進体制	5 4
3. 計画の進行管理	5 5

第5章 計画の推進・進行管理

1 計画推進の基本的考え方

推進体制の整備

本計画を推進するためには、市民、事業者、行政といった各主体が環境の保全に関する役割を認識し、環境への負荷を低減するための取組を進める必要があります。

●市民の役割

- ・市民は、日々の生活や活動の中で、自ら積極的に環境保全や環境への負荷低減に努めます。
- ・市民は環境の保全を進める際に、地域の特性を生かした取組を行い、市が実施する環境保全に関する施策に積極的に協力し、市や事業者と協働して環境の保全に取り組みます。

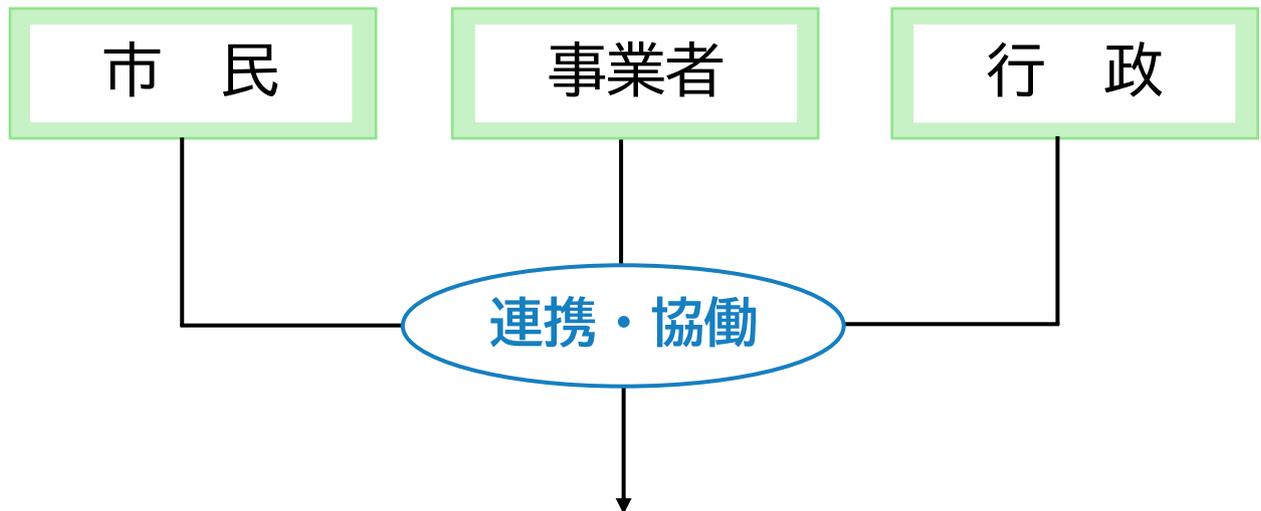
●事業者の役割

- ・事業者は、事業活動を行うにあたって、活動が要因となる公害の発生を防止し、自然環境を適正に保全するための取組を行います。また、事業活動に伴う環境負荷の低減に向けた取組を推進します。
- ・事業者は事業活動に関し、地域社会の一員として地域の環境に十分に配慮する必要があるとともに、市が実施する環境保全に関する施策に積極的に協力し、市や市民と協働して環境の保全に取り組みます。

●行政の役割

- ・市は、環境保全に関し、地域の特性を活かした施策を策定・実施するとともに、市民と事業者の協力・協働を促進します。
- ・市は、施策の策定・実施にあたり、広域的な取組が必要とされる事項については国、県、近隣の市町村、その他関連機関と協力し施策の策定・実施に努めます。
- ・市は、自らが率先して環境保全の取組を推進します。
- ・市は、基本計画の推進のために、必要な財源の確保に努めます。

<推進体制と役割及び宣言>



「人と自然が共生し、笑顔あふれるまち 玉名」の実現

宣言

玉名市民、玉名市内事業者、玉名市行政は、必要な行動を実践し、連携と協働により

「人と自然が共生し、笑顔あふれるまち 玉名」

の実現を目指すことを宣言します。

3 計画の進行管理

策定した計画は、実践されて初めて意味があるものとなります。

そのため、本計画の進行管理は、PDCA サイクルを用いて、【Plan：計画の策定】→【Do：施策の実行】→【Check：評価】→【Act：見直し】という形で主体者である市民・事業者・行政が一体となり実践します。

施策・事業の実施状況を点検評価する際は、結果が数値として毎年把握できるものと数年周期で効果を判断するものがあります。

水質の調査結果やごみ排出量等の環境関連部門において、毎年結果を把握できるものについては、データを整理して広く公表します。

また、社会情勢の変化や科学的見地の進展などを踏まえて行政及び外部の組織において点検・評価を実施し必要に応じて見直しを図っていきます。

この PDCA サイクルによって、「人と自然が共生し 笑顔あふれるまち 玉名」の実現を目指します。

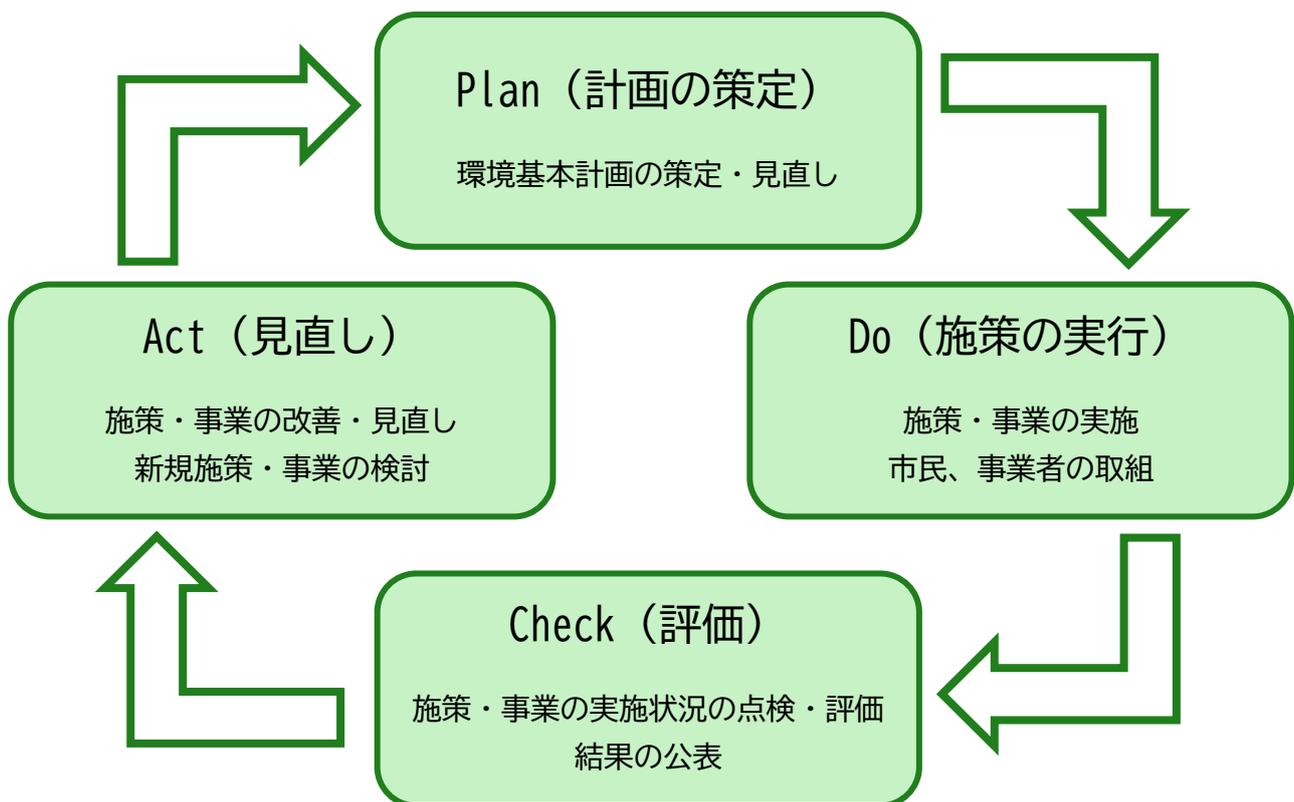


図 5-1 PDCA による進行管理

資料編

1. 用語集.....	56
2. 市民・事業者及び小中学生におけるアンケート調査結果の概要.....	64
3. 玉名市環境基本条例.....	88
4. 施策と関連のある SDGs のターゲット.....	91

1.用語集

●あ行

愛知目標

平成 22 (2010) 年に愛知県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) で採択された地球上の生物多様性を保全するための国際的な目標のこと。令和 2 (2020) 年までに達成させる目標として 20 項目が定められたが、完全に達成した目標はゼロとされた。

空き家バンク制度

市内の空き家の有効活用を通して、地域活性化を目指した制度のこと。所有者から登録していただいた市内の賃貸・売却できる物件を、利用を希望する方々に情報提供している。

空家等対策計画

空家等(建築物、工作物及び敷地)の実態を把握し、空家の予防・適正管理や利活用を適切に推進する上で必要となる空家等対策に関する基本的な方針、空家等対策の取組等の総合的な対策を策定し、市民の安全・安心な生活環境を維持・向上させることを目的とした計画。

空家等対策の推進に関する条例

空家等の発生の予防、適切な管理及び活用促進を図るため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成 26 (2014) 年法律第 127 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、空家等の管理の重要性を明確にするとともに、防災、防犯、衛生、景観等の市民の安心で、かつ、安全な生活環境を保全し、魅力あるまちづくりの推進及び地域の良好な景観の保全に寄与することを目的とした条例。

一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて長期的・総合的な観点から排出される一般廃棄物を適正に処理するための施策や事業に対する基本方針を示した計画。

エコドライブ

「環境に配慮した自動車の使用」のことで、具体的には、やさしい発進を心がけ、無駄なアイドリングを止めることなどにより燃料の節約に努め、車の燃料消費量や温室効果ガス排出量を減らす運転のこと。

オオキンケイギク

5月~7月にかけて、鮮やかな黄色の花をつける花。九州各地の道端や河原などでよく見かけるが、繁殖力が強く在来生態系への影響が危惧されるため、特定外来生物に指定され、栽培などが禁止されている。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素 (CO₂) やメタン (CH₄) などの太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の 7 種類としている。

●か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロであること。

河川水援隊

菊池川流域同盟の構成市町の住民の中から委嘱された方々で河川の監視活動などを行っている。

河川防災ステーション

水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するもの。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として活用される施設のこと。

環境アセスメント

開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民等や行政の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度のこと。

環境基準

「環境基本法」により国が定めるもので、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

合併浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処

理浄化槽からの転換が進んでいる。

菊池川流域同盟

平成元（1989）年に、菊池川流域 21 市町村（現在は市町村合併により 9 市町）と住民代表により、河川の浄化と河川環境の保全を図ることを目的に結成され、全国で初めてとなる流域単位で統一した「菊池川を美しくする条例」を制定している。

気候変動

数十年かそれ以上の期間にわたって気候の状態が変化すること。気候変動は、自然起源や人為起源により引き起こされると考えられており、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）は、気候変動を「地球大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの」としている。

気候変動適応計画

気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。令和 2（2020）年に公表された「気候変動影響評価報告書」を踏まえ、令和 3（2021）年に改定され、PDCA サイクルの下で、分野別施策及び基盤的施策に関する KPI（重要業績評価指標）の設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標の設定等による進捗管理等の実施について記載されている。

気候変動適応法

地球温暖化による気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこ

れが長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応に関する計画を策定し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供やその他必要な措置を講ずることで、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律。

熊本県廃棄物処理計画

「循環型社会」の形成の推進のため、県民や事業者が営む生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制、適正処理等の観点から、本県の廃棄物対策に関する施策の方向性を示し、県民、事業者及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して取組みを進めるための計画。

クリーンエネルギー

温室効果ガスを排出しない、または排出量を抑えたエネルギーのこと。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。

光化学スモッグ

工場や自動車から排出される窒素酸化物、揮発性有機化合物を主体とする汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する光化学オキシダントが、高濃度になり遠くがかすんで見えるようになる現象のこと。

国土強靱化地域計画

大規模自然災害がいつ発生してもおかしくないとの認識の下、国及び県の国土強靱化に関する動向を踏まえ、「市民の

生命を守る」「地域・社会の機能維持」「市民財産等の被害の最小化」「迅速な復旧復興」を基本目標とし、「安全安心な玉名市づくり」を着実に推進するための計画。

国連気候変動枠組条約締約国会議

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目標として、平成4(1992)年に採択された「国連気候変動枠組条約」に基づき、平成7(1995)年から毎年開催されている年次会議のこと。

コンテナ回収

資源物の品目ごとに回収コンテナを並べて、コンテナごと回収する方法のこと。

昆明・モンテリオール生物多様性枠組

生物多様性条約に限らず、他の条約や協定、枠組みとの連携促進を図りつつ、過去の教訓に基づいて、先住民や地域社会の貢献と権利の尊重、全政府的及び全社会的アプローチ、人権に基づくアプローチ、ジェンダー・世代間衡平、生物多様性と健康などを目標としている。

●さ行

再生可能エネルギー

化石燃料のように使えば減って枯渇するエネルギーに対し、使用しても減ることのないエネルギーで、許容される範囲内で使えば何回でも再生できるエネルギーのこと。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、小規模水力発電、バイオマスエネルギー等がある。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

平成 27（2015）年の国連サミットで採択された、令和 12（2030）年までの国際目標のこと。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27（2015）年に国連サミットで採択された目標で、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際社会共通の目標のこと。持続可能な開発目標（SDGs）を中核としている。

循環型社会

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切に、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて環境への負荷をできる限り低減しようとする社会のこと。

循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めたもの。

省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

食品ロス

食べ残しや買いすぎにより、食べることができるのに捨てられてしまう食品のこと。家庭で発生する食品ロスには、食べきれずに廃棄される食べ残し、賞味期

限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄された直接廃棄、厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に除去された可食部分を廃棄する過剰除去がある。

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする法律。

新玉名駅周辺等整備基本計画

新玉名駅周辺の開発方針を具体的に示し、今後のまちづくりの方向性や土地利用の在り方等を定めたもの。

森林整備計画

市町村が 5 年ごとに作成する 10 年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方に基づくゾーニング、本市の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想のこと。

森林経営管理制度（森林経営管理法）

手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度のこと。

水防計画

玉名市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、玉名市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することをもって公共の安全を保持することを目的とする。

ストックマネジメント

長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

生態系

あるまとまった地域に生息する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを指し、池、森、山、海域などが、それぞれの生態系として扱われる。生物同士や生物と環境は相互に関係しており、開発などによる自然の改変は、そうした既存の生態系のバランスを崩してしまうおそれがある。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。「生物多様性条約」では、生態系の多様性（森林、里地里山、河川、湿原など色々なタイプの自然）・種の多様性（動植物から細菌などの微生物まで色々な生き物）・遺伝子の多様性（同じ種でも異なる遺伝子を持つことによる、形や模様、生態などにおける多様な個性）の3つのレベルがあるとしている。

生物多様性くまもと戦略（2030）

熊本県では、県民、事業者、市町村、県などの主体ごとの役割を明確にすると

ともに、熊本県の関係部局における取組方針と具体的施策を体系的に整理することにより、県庁内部での連携や、地域における連携組織の活動を通じて、県下における生物多様性保全の取組みが効果的に行われるようにするための指針として、「生物多様性くまもと戦略」を策定した。今般、国内外の生物多様性をめぐる状況の変化などを踏まえ、2030年（令和12年）までの新たな戦略として「生物多様性くまもと戦略2030」が策定された。

生物多様性条約

様々な恵みをもたらす生物多様性を保存するため、日本だけでなく世界全体で取り組むために策定された条約のこと。生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分、以上3つを目的としている。

ゼロカーボン社会

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指す社会のこと。

●た行

脱炭素社会

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出を防ぐために、化石燃料からの脱却を目指し、化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることを脱炭素化といい、脱炭素化により温室効果ガスの排出量が実質ゼロである社会のこと。

地域循環共生圏

日本が目指す持続可能な社会の姿であり、都市も地方も多くの課題が山積するなか、それぞれの地域が主体的に「自ら

課題を解決し続け」、得意な分野で互いに支えあうネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」のこと。地域で環境・社会・経済の課題を同時解決する事業を生み出していくことから「ローカル SDGs」とも呼ばれている。

地域防災計画

玉名市の地域に係る災害対策全般に関し、おおむね市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、地域内の防災関係機関等の防災活動を含め、総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体、財産を災害から守るための対策を実施することを目的としている。

地球温暖化

人の活動の拡大によって、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇すること。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための地球温暖化に関する総合計画。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等が示されている。令和 3 (2021) 年に改訂され、「2050 年カーボンニュートラル」宣言、令和 12 (2030) 年度 46%削減目標等の実現に向けた主な対策・施策として、自治体における促進区域の設定、住宅や建築物の省エネ基準への適合の義務付け

拡大、令和 32 (2050) 年に向けたイノベーション支援等を挙げている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

第 3 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP3) において京都議定書が採択されたことを受け、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止するため、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組む枠組みを定めた法律。令和 3 (2021) 年に一部を改正する法律案が閣議決定され、「2050 年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けること、地域の再エネ活用事業を促進すること、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等の措置が示された。

低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

電気自動車 (EV)

外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて、電動モーターを動力源として走行する。騒音・振動が少なく、走行中は二酸化炭素や有害ガスなどを含んだ排気ガスが出ないため、環境問題の改善に期待されている。BEV (Battery Electric Vehicle)、または EV (Electric Vehicle) と略される。

特定外来生物

外来生物 (移入種) のうち、特に人の健康、生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物のこと。卵や種子なども含まれる。

都市計画マスタープラン

今後のまちづくりの方向性を具体的に示し、住民と方向性を共有しながら都市計画をしていくための、いわば「都市計画行政の行動指針」となるもの。

●な行

ネイチャーポジティブ（自然再興）

生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せる行動のこと。

●は行

ハイブリッド車（HEV）

ハイブリッドとは、異なるものの組み合わせによって生み出されるものを意味する。ハイブリッド自動車は、作動原理（エンジンとモーター等）、または利用するエネルギー（ガソリンと電気等）、いずれかが異なる複数の動力源をもち、状況に応じて単独あるいは複数の動力源を用いた自動車のこと。HEV（Hybrid Electric Vehicle）と略される。

パリ協定

パリにて開催された国連気候変動枠組条約締結国会議において発行された、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的な枠組みのこと。

●ま行

マイクロプラスチック

大きさが5mm以下のサイズのプラスチックごみのこと。

まち・ひと・しごと創生総合戦略

玉名市人口ビジョンにおいて示す将来展望を踏まえ、本市における「まちの創生」、「ひとの創生」、「しごとの創生」を一体的に取り組むため、第1期玉名市

まち・ひと・しごと創生総合戦略に引き続き、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

●や行

遊休農地

かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地のこと。

●ら行

リサイクル（Recycle）

廃棄物などを原材料やエネルギー源として有効利用すること、その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組として含まれる。

立地適正化計画

市町村が指定した範囲内において、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクトシティ+ネットワークの都市構造を目指す計画のこと。

リデュース（Reduce）

製品を作るときに使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。耐久性の高い製品の提供や製品寿命延長のためのメンテナンス体制の工夫なども取組として含まれる。

リフューズ（Refuse）

廃棄物となるものを拒否し、廃棄物の発生を防ぐこと。レジ袋や過剰包装を断る、不要な物を買わない、もらわないなどの取組がある。

リユース (Reuse)

使用済製品やその部品などを繰り返し使用すること。その実現を可能とする製品の提供、修理・診断技術の開発なども取組として含まれる。

●英数字

30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標

令和 12 (2030) 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる (ネイチャーポジティブ) というゴールに向け、令和 12 (2030) 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

3R+Renewable

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則。回避可能なプラスチックの使用は合理化 (Reduce、Reuse) したうえで、必要不可欠な使用については再生素材や再生可能資源 (紙・バイオマスプラスチック等) に適切に切り替え (Renewable)、徹底したリサイクルの実施 (Recycle) を図ることでプラスチックのライフサイクル全体を通じた資源循環を目指すこと。

4R

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の 3R にリフューズ (Refuse) を加えた、ごみを減らす取組のこと。

2. 市民・事業者及び小中学生におけるアンケート調査結果

の概要

(1)実施概要

「第2次玉名市環境基本計画後期計画」の作成にあたり、市民及び事業者意見を反映するため、アンケート調査を実施した。

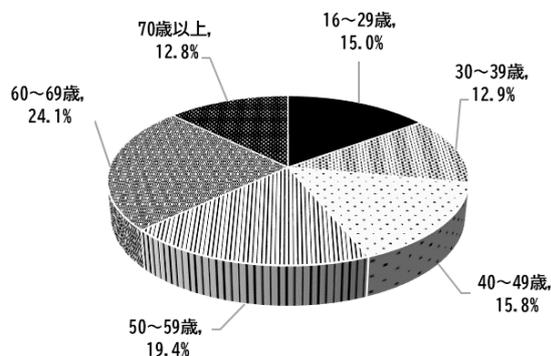
	市民	事業者	小中学生
調査対象	市内に在住する満 16 歳以上の男女 1,500 人	市内に所在する事業者 100 事業所	市立小中学校児童・生徒 1,100 人
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出	小学 5 年生 中学 2 年生
実施方法	郵送調査法（郵送配布・郵送回収）		
調査期間	令和 5（2023）年 9 月～10 月		
回収率	39%（590/1,500）	50%（50/100）	88%（972/1,100）

(2)市民アンケート結果

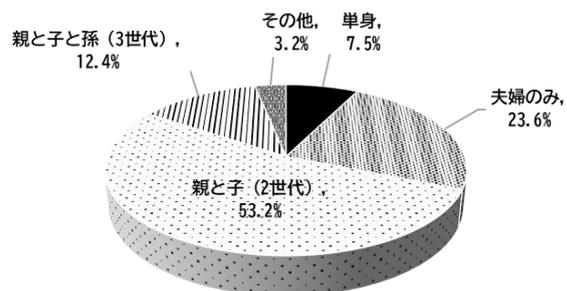
■回答者の属性

年代	60歳代が最も多く 24.1%、次いで 50歳代 19.4%、40歳代 15.8%となっている。
家族構成	親と子（2世代）が最も多く 53.2%、次いで夫婦のみ 23.6%、親と子と孫（3世代）12.4%となっている。
居住年数	20年以上が 71.7%を占めている。
居住地 （小学校区）	玉名町小学校区が 19.9%と最も多く、次いで築山小学校区が 14.6%、玉陵小学校区が 9.9%となっている。

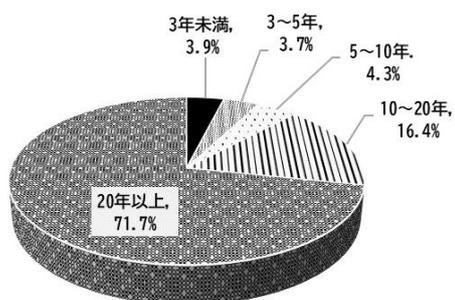
1) 年代



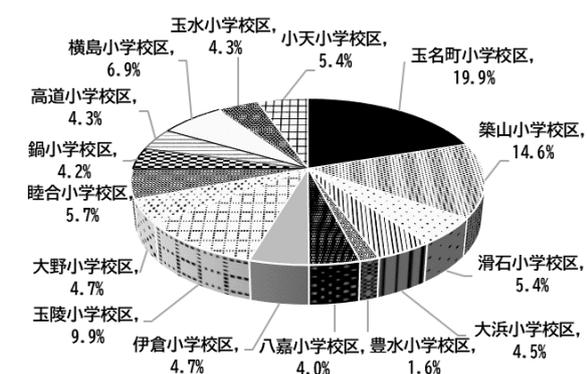
2) 家族構成



3) 居住年数



4) 居住地区（小学校区）

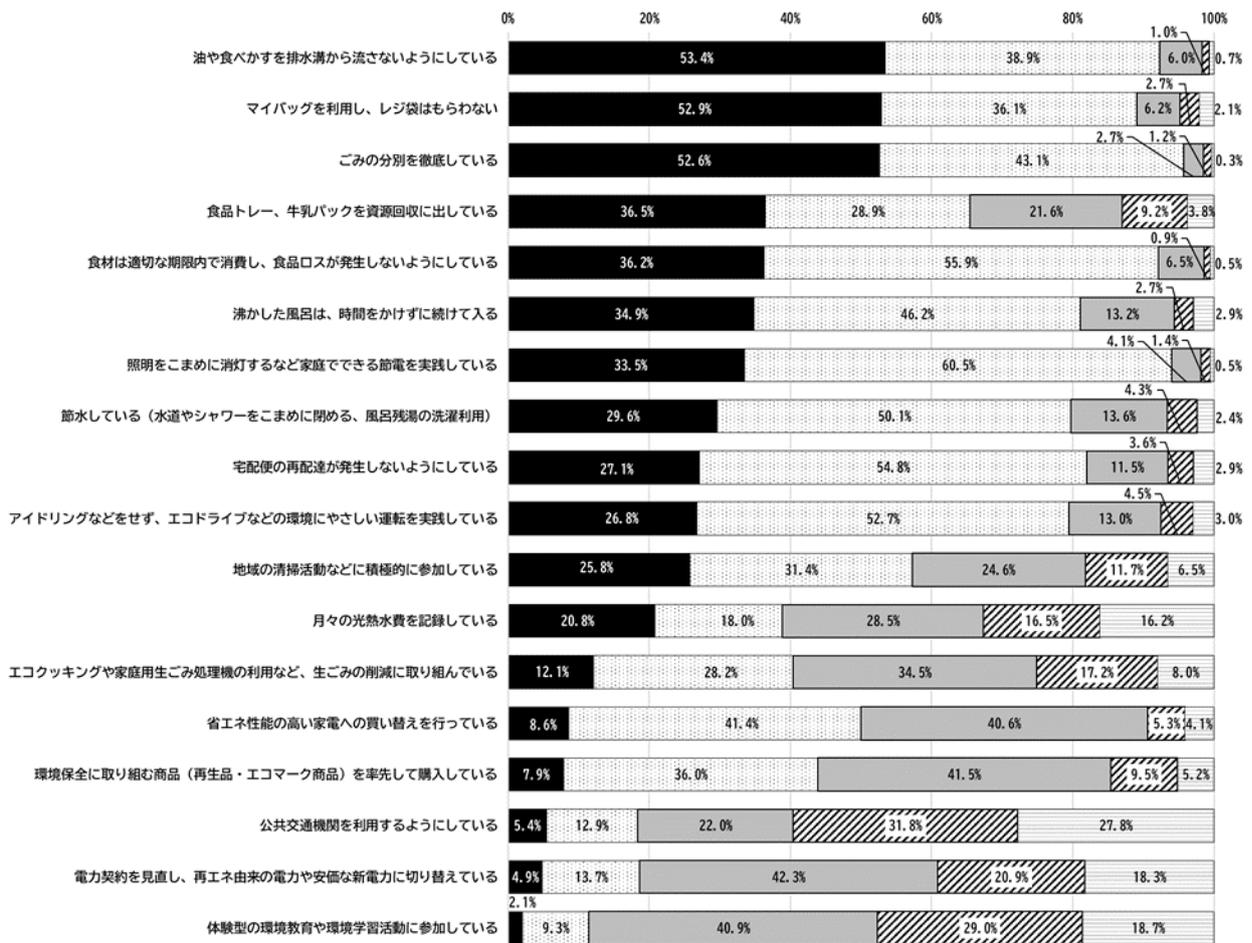


※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問1 あなたは以下の環境保全につながる行動を、日ごろどの程度実行していますか。項目ごとにあてはまる番号に○をつけてください。

■環境保全行動の取り組み状況

- 「油や食べかすを排水溝から流さないようにしている」、「マイバッグを利用し、レジ袋はもらわない」、「ごみの分別を徹底している」は『いつもしている』割合が50%を超えている。
- 「電力契約を見直し、再エネ由来の電力や安価な新電力に切り替えている」、「環境保全に取り組む商品（再生品・エコマーク商品）を率先して購入している」、「体験型の環境教育や環境学習活動に参加している」、「省エネ性能の高い家電への買い替えを行っている」は『今はしていないが今後していきたい』割合が40%を超えている。
- 「公共交通機関を利用するようにしている」は『今はしていないし今後も気が進まない』『今はしていないし今後もする気はない』を合わせると50%を超えている。



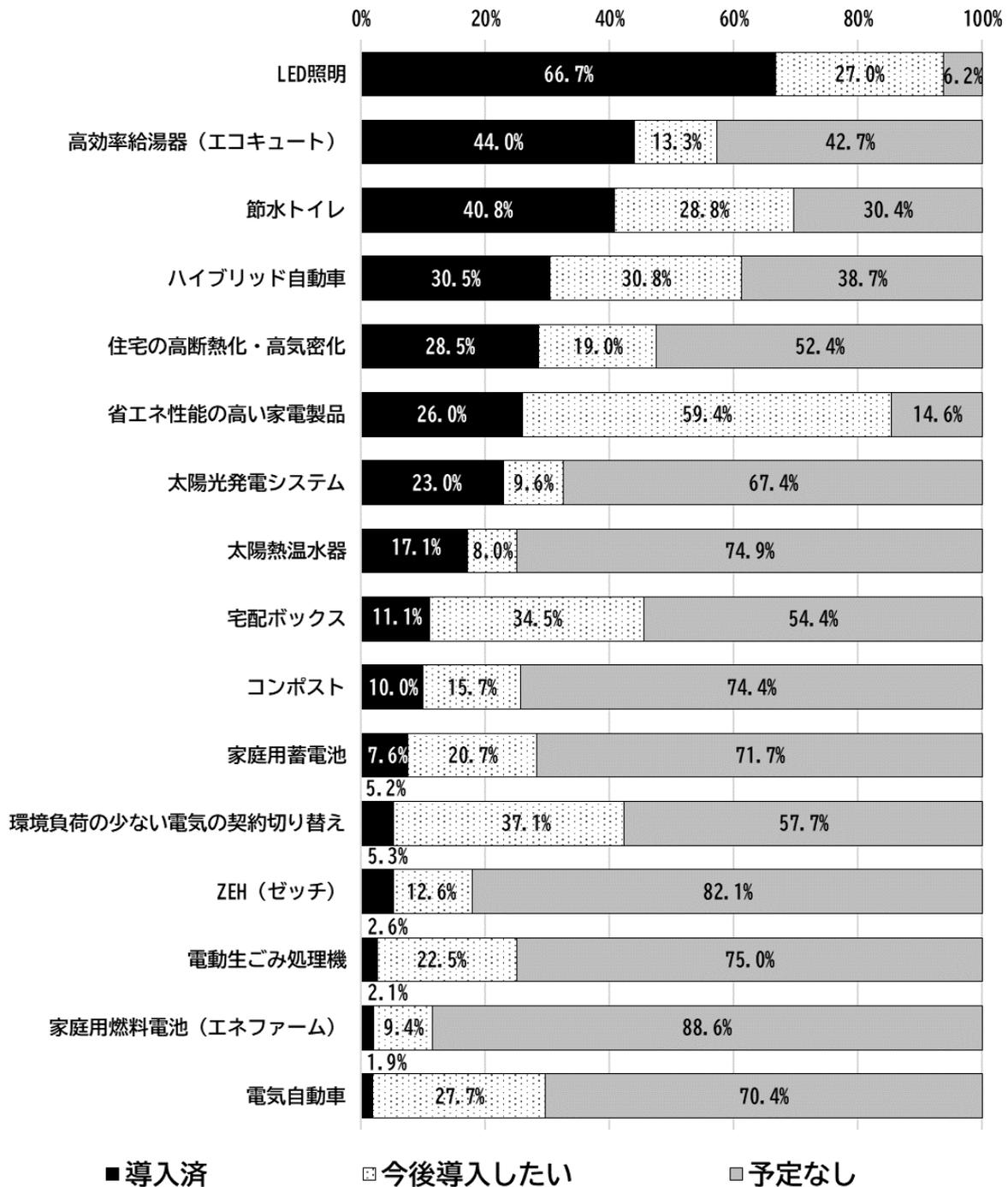
■いつもしている □できるだけしている □今はしていないが今後していきたい □今はしていないし今後も気が進まない □今はしていないし今後もする気はない

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問2 ご家庭における環境保全につながる設備機器の導入状況や取組について教えてください。設備・取組ごとに1つ選び、番号に○をつけてください。

■設備機器の導入状況

- 「LED照明」の導入済割合が66.7%と最も高くなっている。
- 『今後導入したい』機器は、「省エネ性能の高い家電製品」が59.4%で最も高く、次いで「環境負荷の少ない電気の契約切り替え」が37.1%、「宅配ボックス」が34.5%、「ハイブリッド自動車」が30.8%となっている。

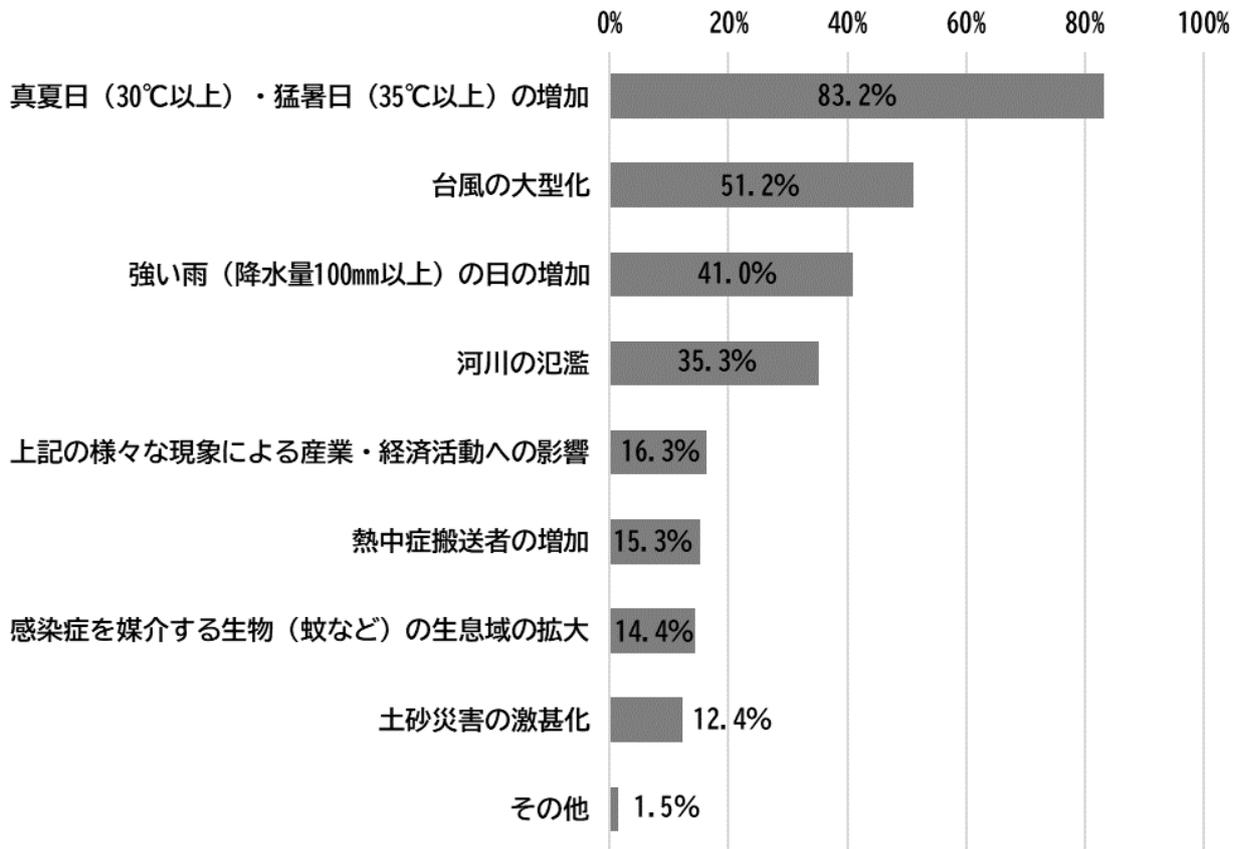


※割合 (%) の値は小数点第二位を四捨五入している

問3 次の近年の自然現象について、あなたの関心が高い項目はどれですか。関心があるものを選んで○をつけてください。（3つ以内）

■ 関心の高い自然現象

□「真夏日（30℃以上）・猛暑日（35℃以上）の増加」が最も高く83.2%、次いで「台風の大型化」が51.2%、「強い雨（降水量100mm以上）の日の増加」が41.0%となっている。

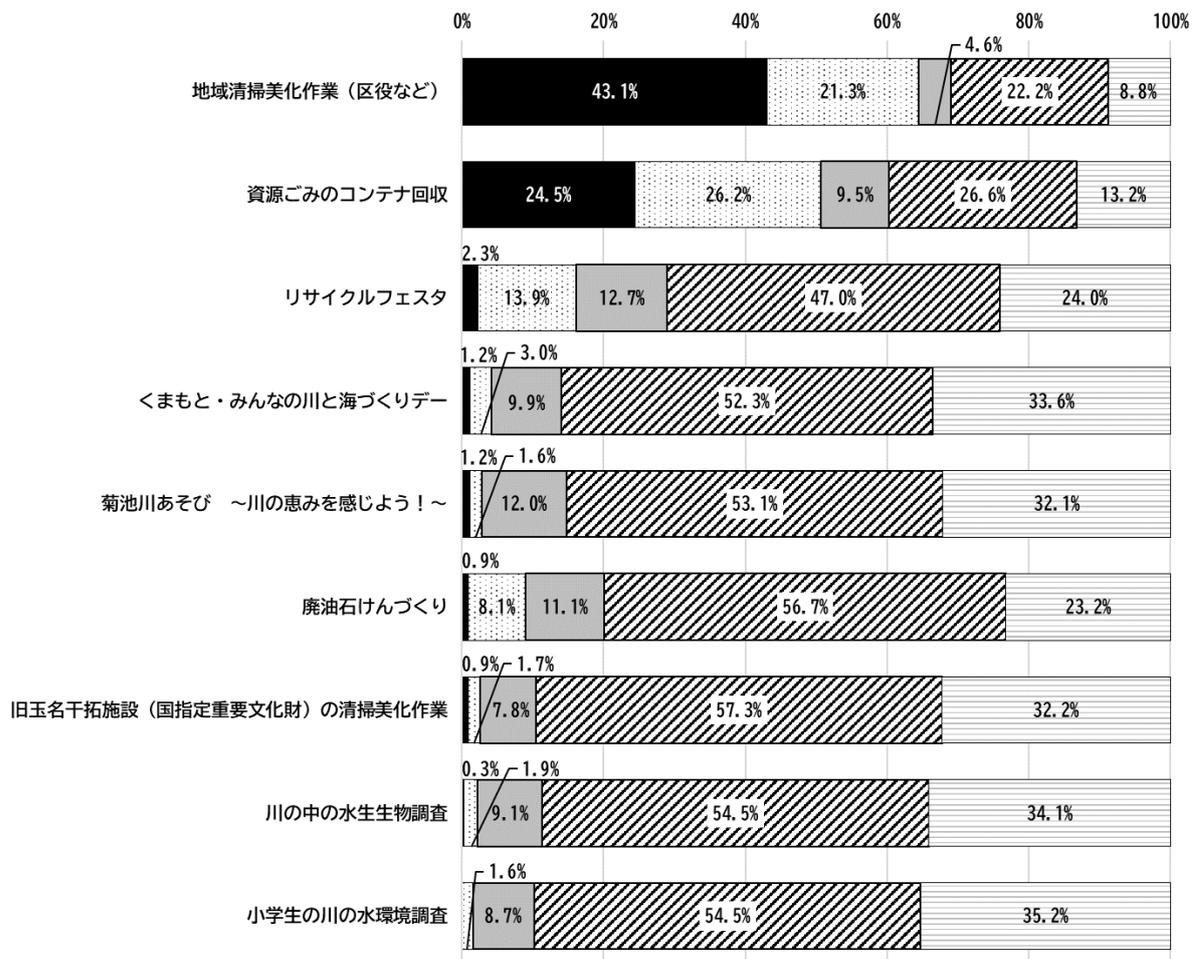


※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問4 市や地域、団体等が行っている事業について、知っていますか。項目ごとに1つ選び、番号に○をつけてください。

■市や地域、団体が行っている事業の認知度

□『よく利用・参加する』割合は、「地域清掃美化作業（区役など）」が最も多く43.1%、次いで「資源ごみのコンテナ回収」が24.5%となっている。
 □『知らなかったが今後は利用・参加したい』割合が最も多かったのは、「リサイクルフェスタ」が12.7%、次いで「菊池川あそび ～川の恵みを感じよう！～」が12.0%、「廃油石けんづくり」が11.1%となっている。



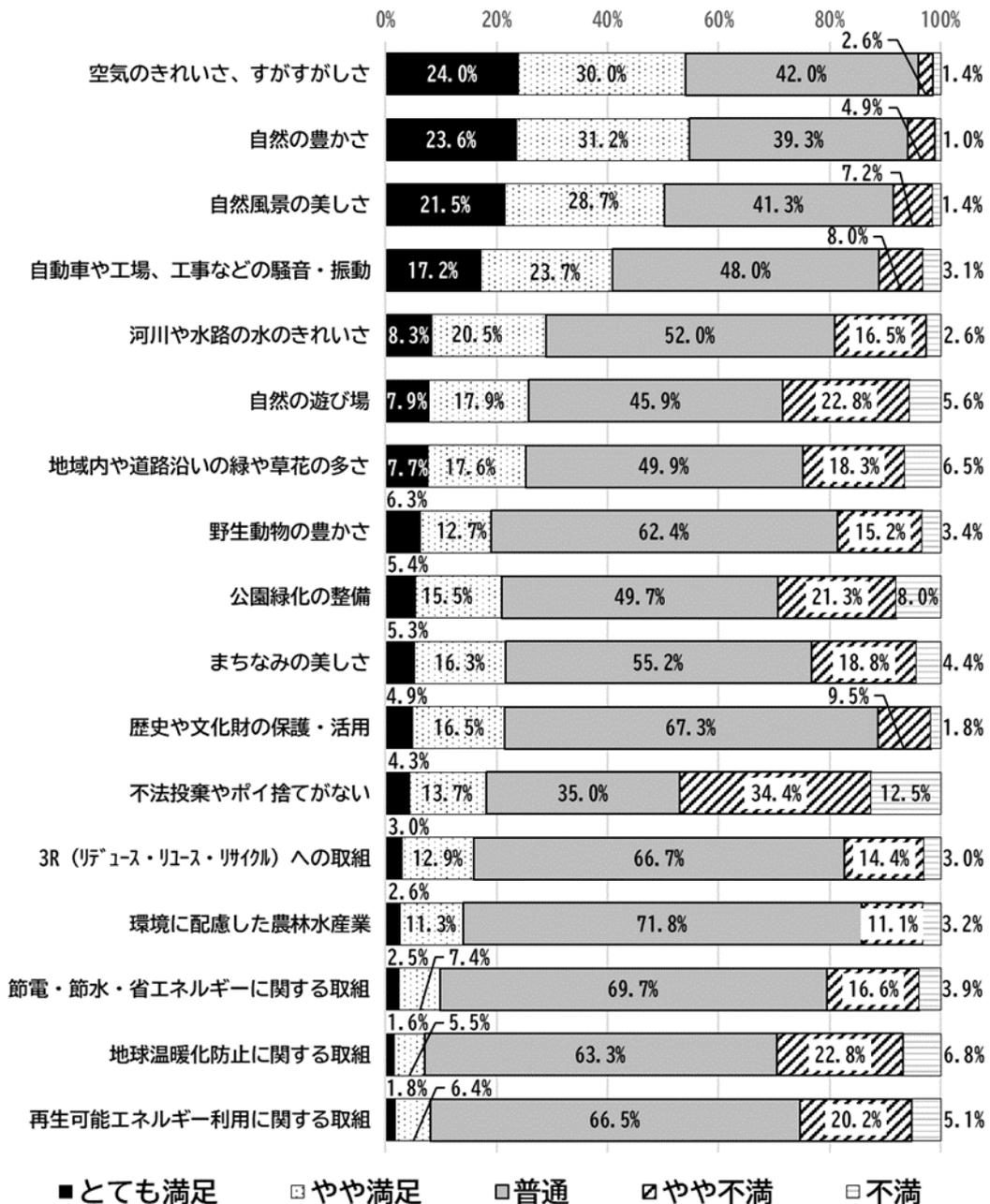
■よく利用・参加する □時々利用・参加する □知らなかったが今後は利用・参加したい □利用・参加したことがない □わからない・該当しない

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問5 地域の環境について、どの程度満足していますか。あてはまる番号に○をつけてください。

■地域の環境の満足度

- 「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「自然の豊かさ」、「自然風景の美しさ」の『満足度（とても満足とやや満足の合計）』は50%を超えている。
- 「不法投棄やポイ捨てがない」は『不満度（やや不満と不満の合計）』が45%を超えている。

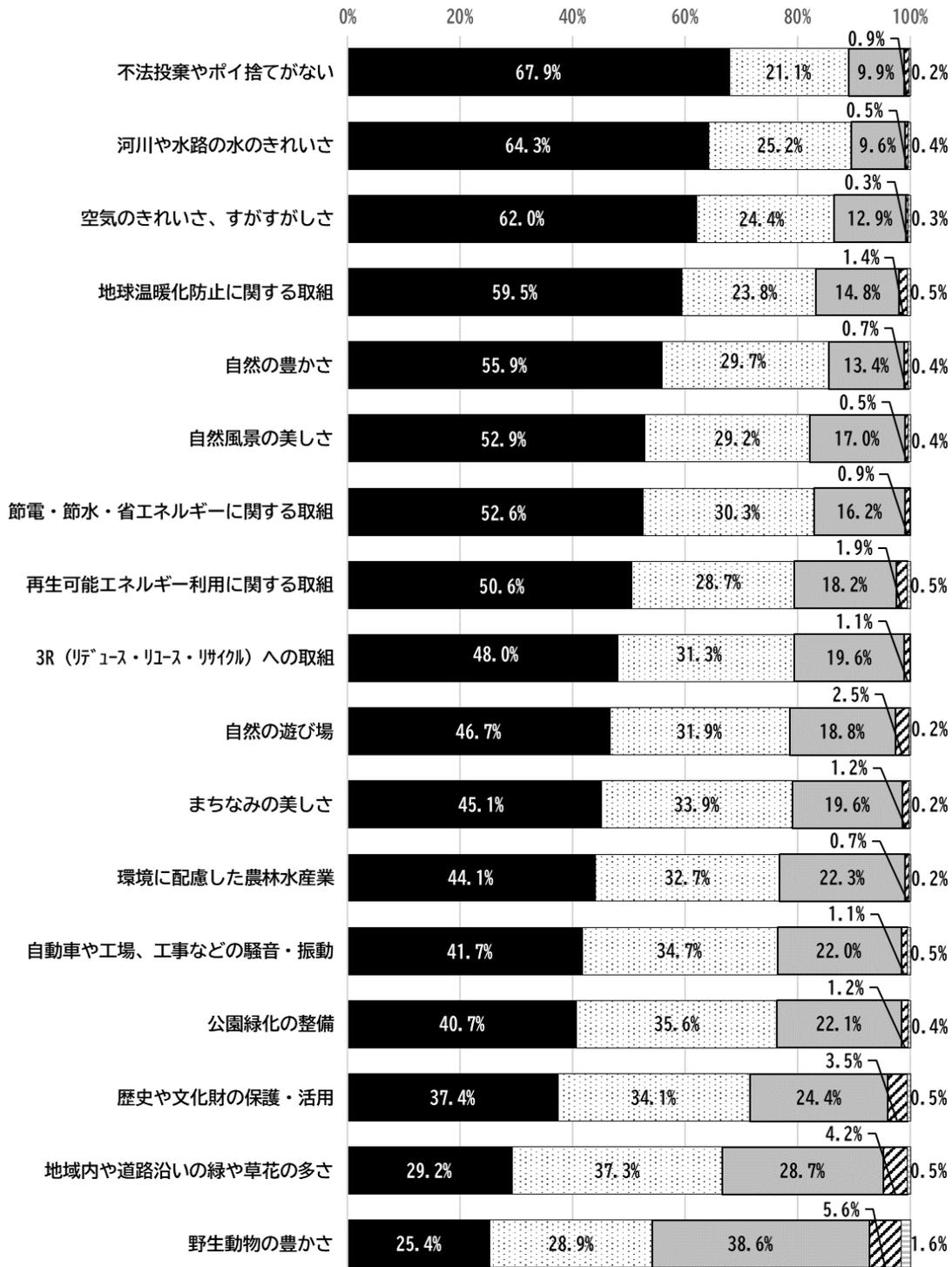


※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問6 地域の環境について、将来どれくらい重要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。

■地域の環境の重要度

□『重要度（とても重要とやや重要の合計）』はいずれの項目も50%以上であり、『重要度』が高くなっている。



■とても重要 □やや重要 □普通 □あまり重要でない □重要でない

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

■満足度と重要度の関係

□満足度評価点は「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「自然の豊かさ」が最も高く 3.6、次いで「自然風景の美しさ」が 3.1 となっている。

□重要度評価点は全て正の値であり、重要度が高いと分類されている。

	満足度 評価点	重要度 評価点
空気のきれいさ、すがすがしさ	3.6	7.4
自動車や工場、工事などの騒音・振動	2.2	5.8
河川や水路の水のきれいさ	0.8	7.6
自然の豊かさ	3.6	7.0
自然風景の美しさ	3.1	6.7
自然の遊び場	0.0	6.1
野生動物の豊かさ	0.2	3.5
公園緑化の整備	-0.5	5.8
まちなみの美しさ	0.0	6.1
地域内や道路沿いの緑や草花の多さ	0.1	4.5
地球温暖化防止に関する取組	-1.4	7.0
再生可能エネルギー利用に関する取組	-1.0	6.3
節電・節水・省エネルギーに関する取組	-0.6	6.7
3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組	-0.1	6.3
不法投棄やポイ捨てがない	-1.9	7.8
歴史や文化財の保護・活用	0.7	5.2
環境に配慮した農林水産業	0.0	6.0

●満足度の評価点の算出方法

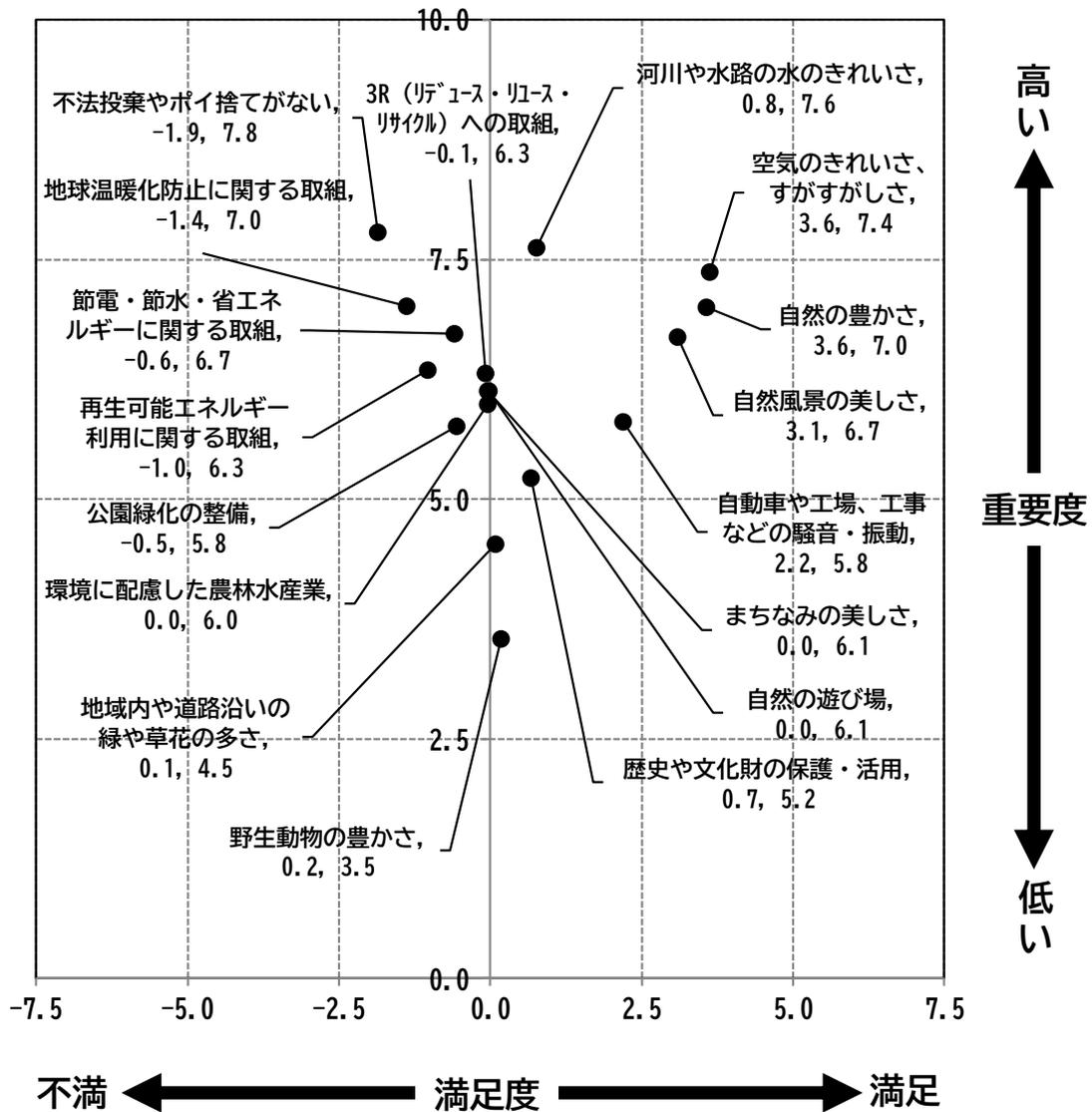
$$\text{評価点} = \left(\begin{array}{l} \text{「とても満足」の回答者数} \times 10 \text{ 点} \\ \text{「やや満足」の回答者数} \times 5 \text{ 点} \\ \text{「普通」の回答者数} \times 0 \text{ 点} \\ \text{「やや不満」の回答者数} \times (-5 \text{ 点}) \\ \text{「不満」の回答者数} \times (-10 \text{ 点}) \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{「とても満足」、} \\ \text{「やや満足」、} \\ \text{「普通」、} \\ \text{「やや不満」、} \\ \text{「不満」の回答者数} \end{array} \right)$$

●重要度の評価点の算出方法

$$\text{評価点} = \left(\begin{array}{l} \text{「とても重要」の回答者数} \times 10 \text{ 点} \\ \text{「やや重要」の回答者数} \times 5 \text{ 点} \\ \text{「普通」の回答者数} \times 0 \text{ 点} \\ \text{「あまり重要でない」の回答者数} \times (-5 \text{ 点}) \\ \text{「重要でない」の回答者数} \times (-10 \text{ 点}) \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{「とても重要」、} \\ \text{「やや重要」、} \\ \text{「普通」、} \\ \text{「あまり重要でない」、} \\ \text{「重要でない」の回答者数} \end{array} \right)$$

■満足度×重要度の相関図

- 生活環境や自然環境に関する取組は重要度・満足度ともに高く、現状維持が求められる。
- 地球環境や資源循環に関する取組は、重要度が高いものの満足度が低く、今後の取組強化が求められる。

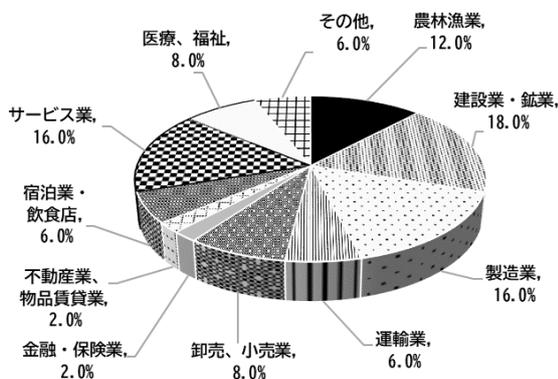


(3)事業者アンケート結果

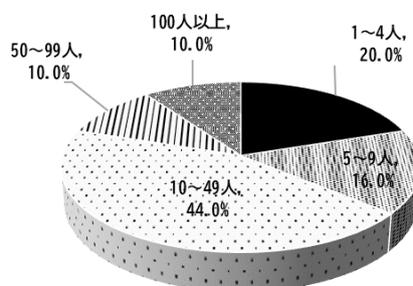
■回答者の属性

業種	建設業・鉱業が最も多く18.0%、次いで製造業、サービス業がともに16.0%、農林漁業が12.0%となっている。
従業員数	10～49人が最も多く44.0%、次いで1～4人が20.0%、5～9人が16.0%となっている。
市内での営業年数	20年以上が82.0%を占めている。
事業所形態	事務所・営業所が40.8%と最も多く、次いで工場・作業所が22.4%、店舗が20.4%となっている。
入居形態	自社所有が80.0%を占めている。

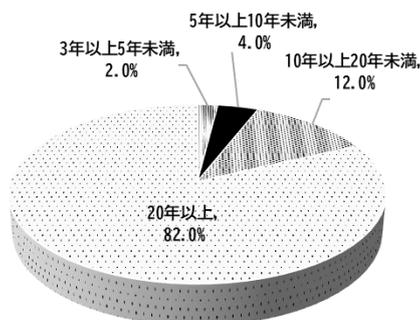
1) 業種



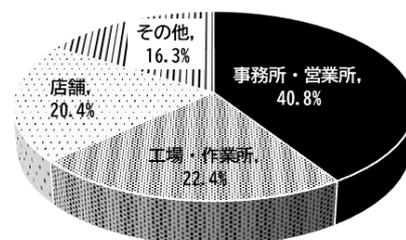
2) 従業員数



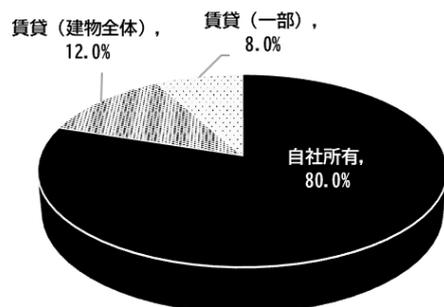
3) 市内での営業年数



4) 事業所形態



5) 入居形態

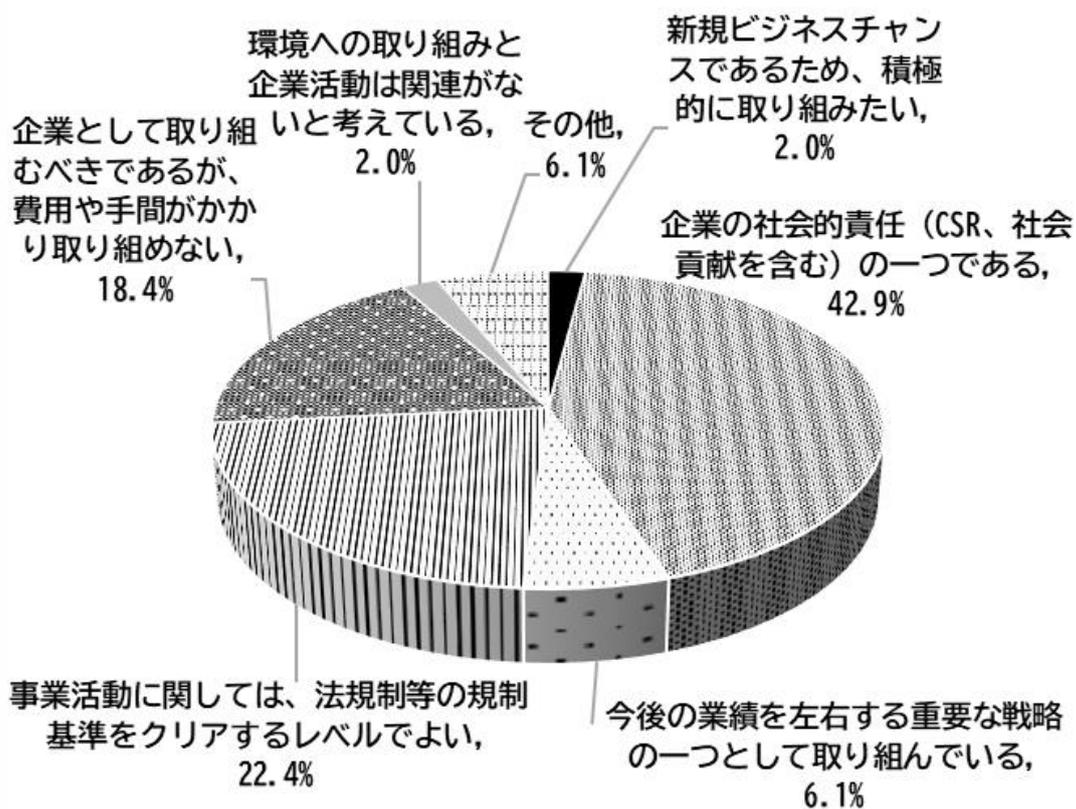


※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問1 貴事業所では、脱炭素社会に向けて、企業の環境問題への取り組みと企業活動のあり方についてどう思われますか。1つ選んで番号に○をつけてください。

■脱炭素社会に向けた考え方

- 「新規ビジネスチャンスであるため、積極的に取り組みたい」、「企業の社会的責任（CSR、社会貢献を含む）の一つである」、「今後の業績を左右する重要な戦略の一つとして取り組んでいる」といった積極的な取組を行っている事業所が 51.0%となっている。
- 「事業活動に関しては、法規制等の規制基準をクリアするレベルでよい」、「企業として取り組むべきであるが、費用や手間がかかり取り組めない」、「環境への取り組みと企業活動は関連がないと考えている」といった消極的な事業所が 42.8%となっている。



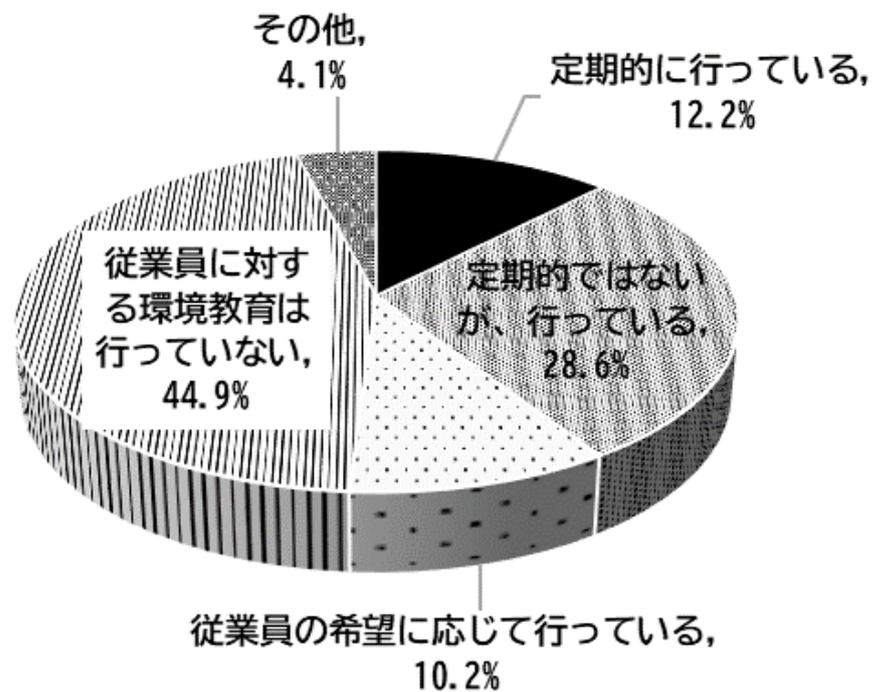
※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問2 貴事業所では、環境配慮に関する従業員教育について定期的にどのように取り組んでいますか。1つ選んで番号に○をつけてください。

■環境配慮に関する従業員教育

□従業員教育を行っている（「定期的に行っている」、「定期的ではないが、行っている」、「従業員の希望に応じて行っている」の合計）事業所は、51.0%となっている。

□「従業員に対する環境教育は行っていない」事業所が 44.9%と約半数を占めている。

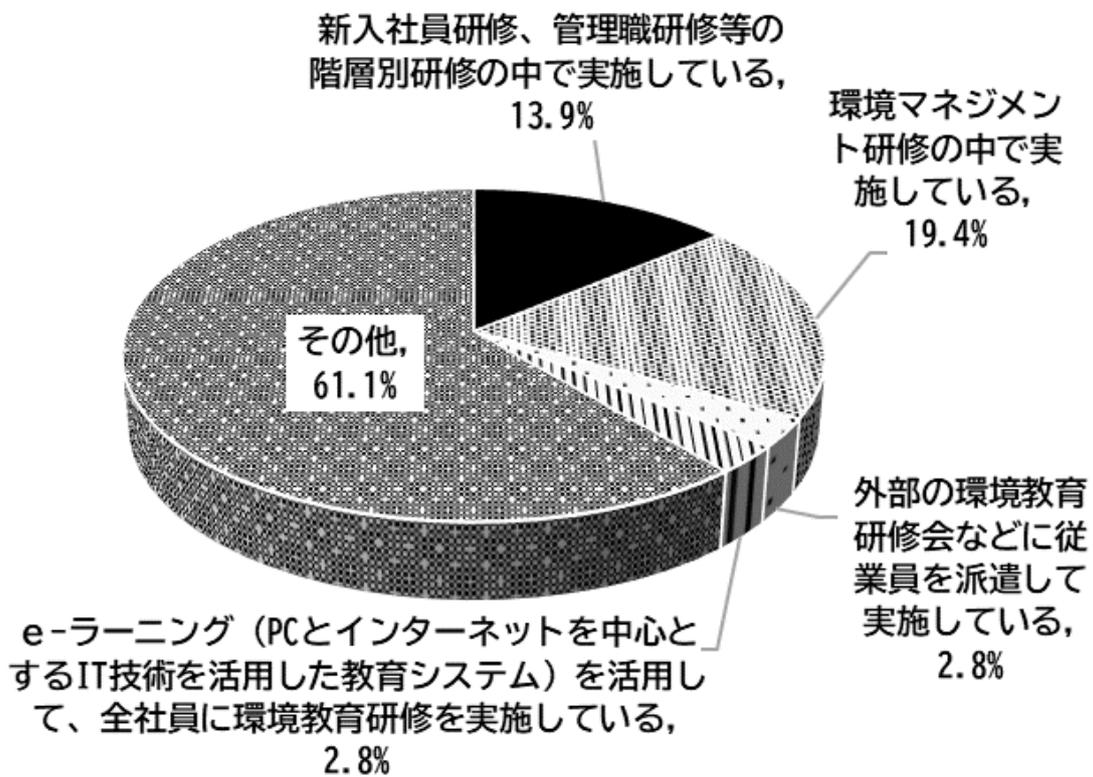


※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問3 貴事業所では、従業員向け環境教育をどのような形で行っていますか。1つ選んで番号に○をつけてください。

■環境教育の実施方法

□「その他」が61.1%で最も多く、次いで「環境マネジメント研修の中で実施している」が19.4%、「新入社員研修、管理職研修等の階層別研修の中で実施している」が13.9%、「外部の環境教育研修会などに従業員を派遣して実施している」「e-ラーニング（PCとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システム）を活用して、全社員に環境教育研修を実施している」がともに2.8%となっている。



※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

■その他の内容

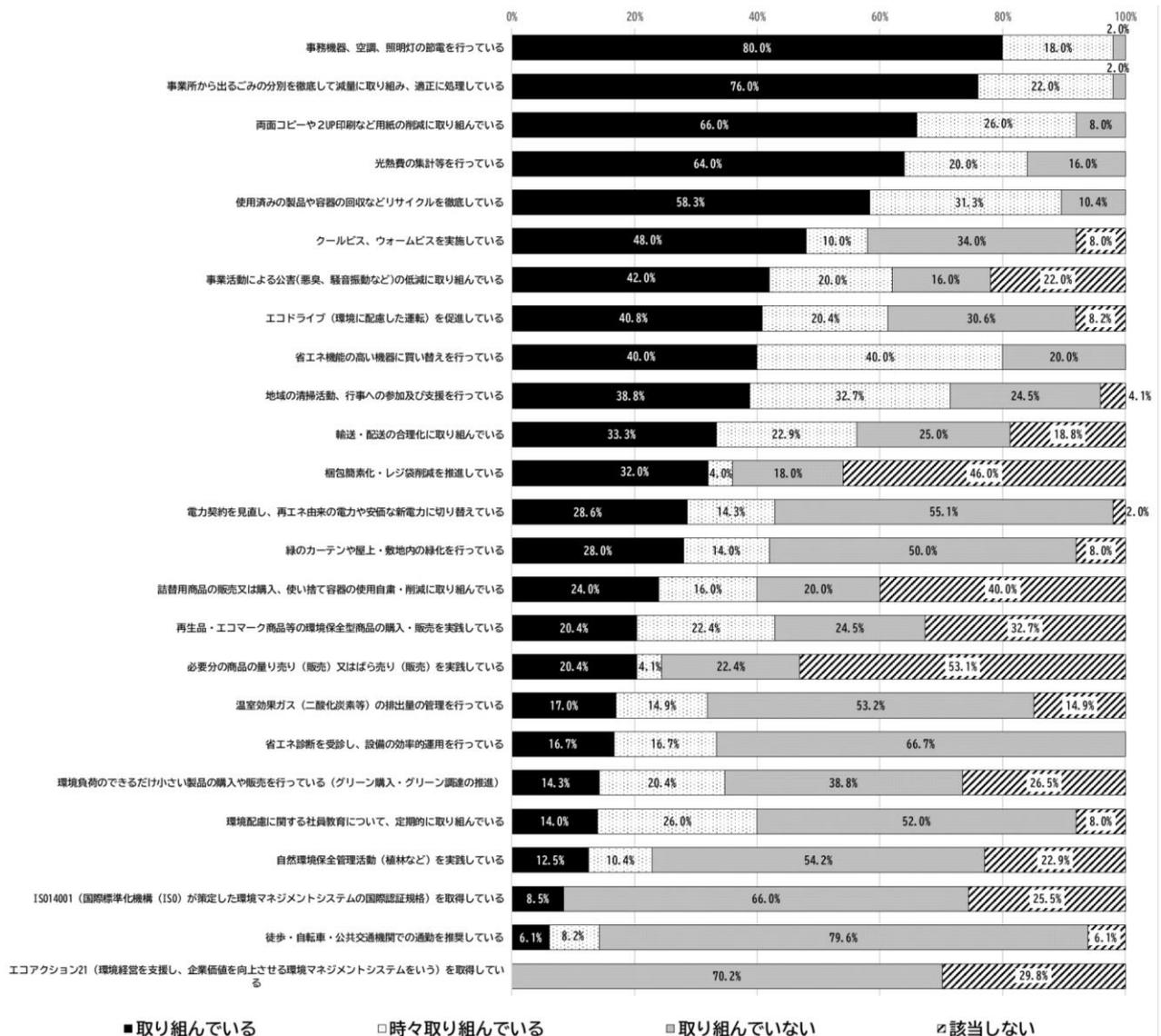
□「行っていない等」が9件、「話し合い等」が3件、「安全委員会で開催」が1件、「管理団体等への研修」が1件、「SDGs委員会にて検討」が1件、「その都度指示」が2件となっている。

問4 貴事業所では、環境保全に関する以下のような項目について、どのように取り組んでいますか。「現在」と「今後」それぞれ1つを選んで○をつけてください。なお、貴事務所に該当しない設問に関しては、「該当しないに」○をつけてください。

■環境保全の取り組み状況（現在）

- 『取り組んでいる』取り組みは、節電やゴミ減量、リサイクルに関する取り組みが多くなっている。
- 『取り組んでいない』取り組みは、「徒歩・自転車・公共交通機関での通勤を推奨している」「エコアクション21（環境経営を支援し、企業価値を向上させる環境マネジメントシステムをいう）を取得している」が70%を超えている。

環境保全の取り組み状況（現在）

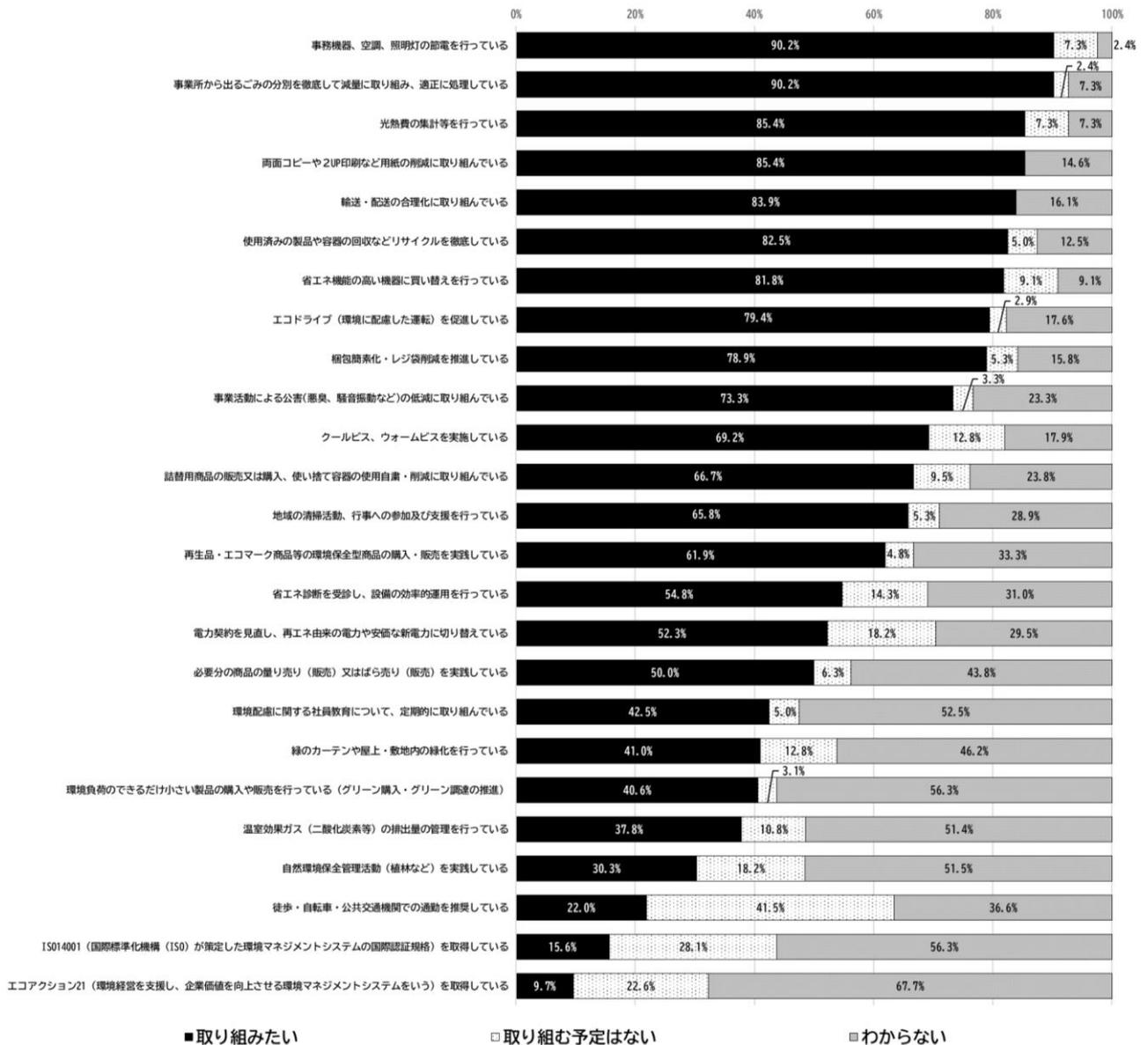


■取り組んでいる □時々取り組んでいる ■取り組んでいない □該当しない
 ※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

■環境保全の取り組み状況（今後）

□今後は『取り組みたい』という意向が多くなっているが、現在取り組んでいない取り組みの取り組み意向は低くなっている。特に、「徒歩・自転車・公共交通機関での通勤を推奨している」は『取り組む予定はない』事業所が40%を超えている。

環境保全の取り組み状況(今後)

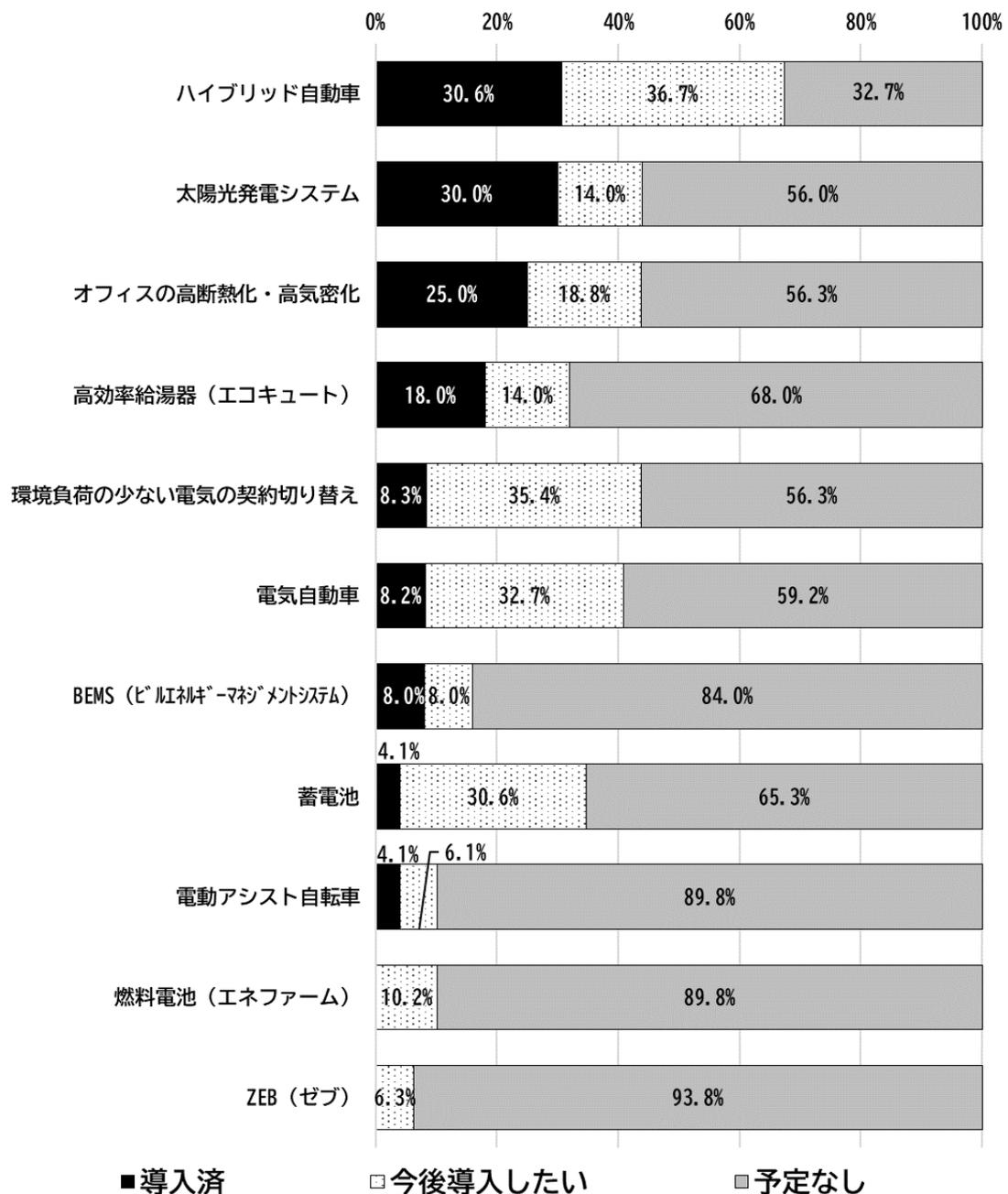


※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問5 貴事業所における環境保全につながる設備機器の導入の状況について教えてください。設備ごとに1つ選び、番号に○をつけてください。

■環境保全設備機器の導入状況

□「ハイブリッド自動車」の導入率が最も高く 30.6%となっており、次いで「太陽光発電システム」が 30.0%、「オフィスの高断熱化・高気密化」が 25.0%となっている。
 □今後導入したい機器は「ハイブリッド自動車」が 36.7%で最も高く、次いで「環境負荷の少ない電気の契約切り替え」が 35.4%、「電気自動車」が 32.7%となっている。

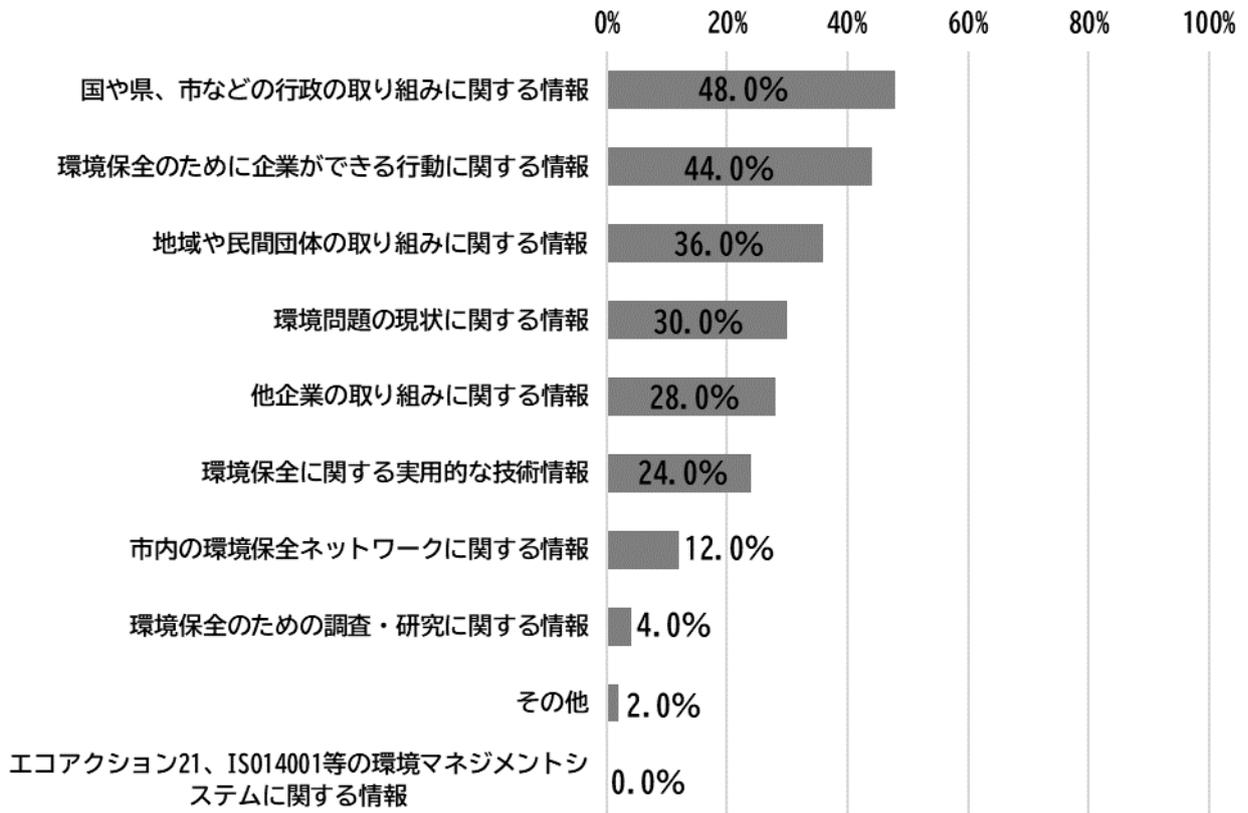


※割合 (%) の値は小数点第二位を四捨五入している

問6 行政から提供してほしい環境保全に関する情報はどのようなものですか。3つまで選んで番号に○をつけてください。

■ 行政から提供してほしい情報

□ 「国や県、市などの行政の取り組みに関する情報」が最も多く48.0%、次いで「環境保全のために企業ができる行動に関する情報」が44.0%、「地域や民間団体の取り組みに関する情報」が36.0%となっている。

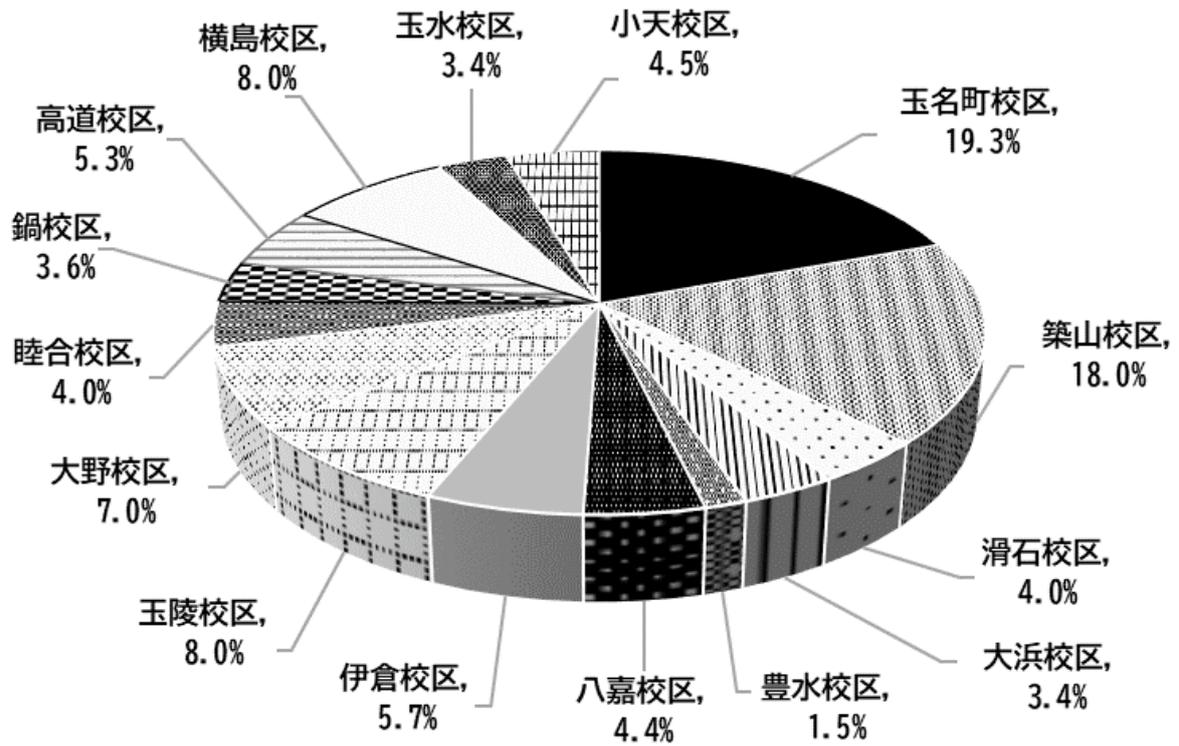


※割合 (%) の値は小数点第二位を四捨五入している

(4)小学生アンケート結果

■回答者の属性

住んでいる小学校区は	玉名町小学校区が 19.3%と最も多く、次いで築山小学校区が 18.0%、玉陵小学校区と横島小学校区がともに 8.0%となっている。
------------	--



※割合 (%) の値は小数点第二位を四捨五入している

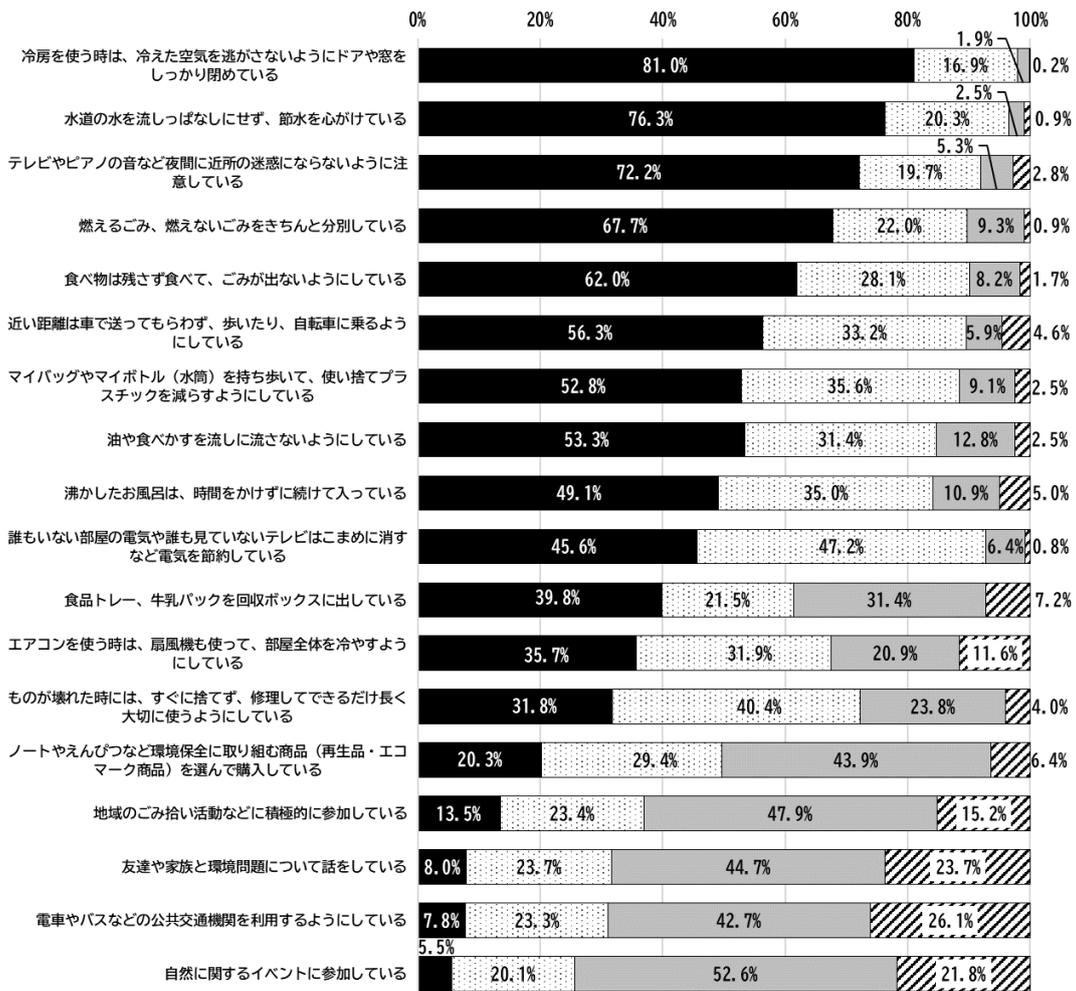
問1 あなたは環境を守るために次のような取組をしていますか？また、これから取組をしたいと思いませんか？

■環境保全行動の取り組み状況

□「冷房を使う時は、冷えた空気を逃がさないようにドアや窓をしっかりと閉めている」、「水道の水を流しっぱなしにせず、節水を心がけている」、「テレビやピアノの音など夜間に近所の迷惑にならないように注意している」は『いつもしている』割合が70%を超えている。

□「自然に関するイベントに参加している」、「地域のごみ拾い活動などに積極的に参加している」、「友達や家族と環境問題について話をしている」、「ノートやえんぴつなど環境保全に取り組む商品（再生品・エコマーク商品）を選んで購入している」、「電車やバスなどの公共交通機関を利用するようにしている」は『していないがこれからはしたい』割合が40%を超えている。

□「電車やバスなどの公共交通機関を利用するようにしている」、「友達や家族と環境問題について話をしている」、「自然に関するイベントに参加している」は『これからもするつもりはない』割合が20%を超えている。



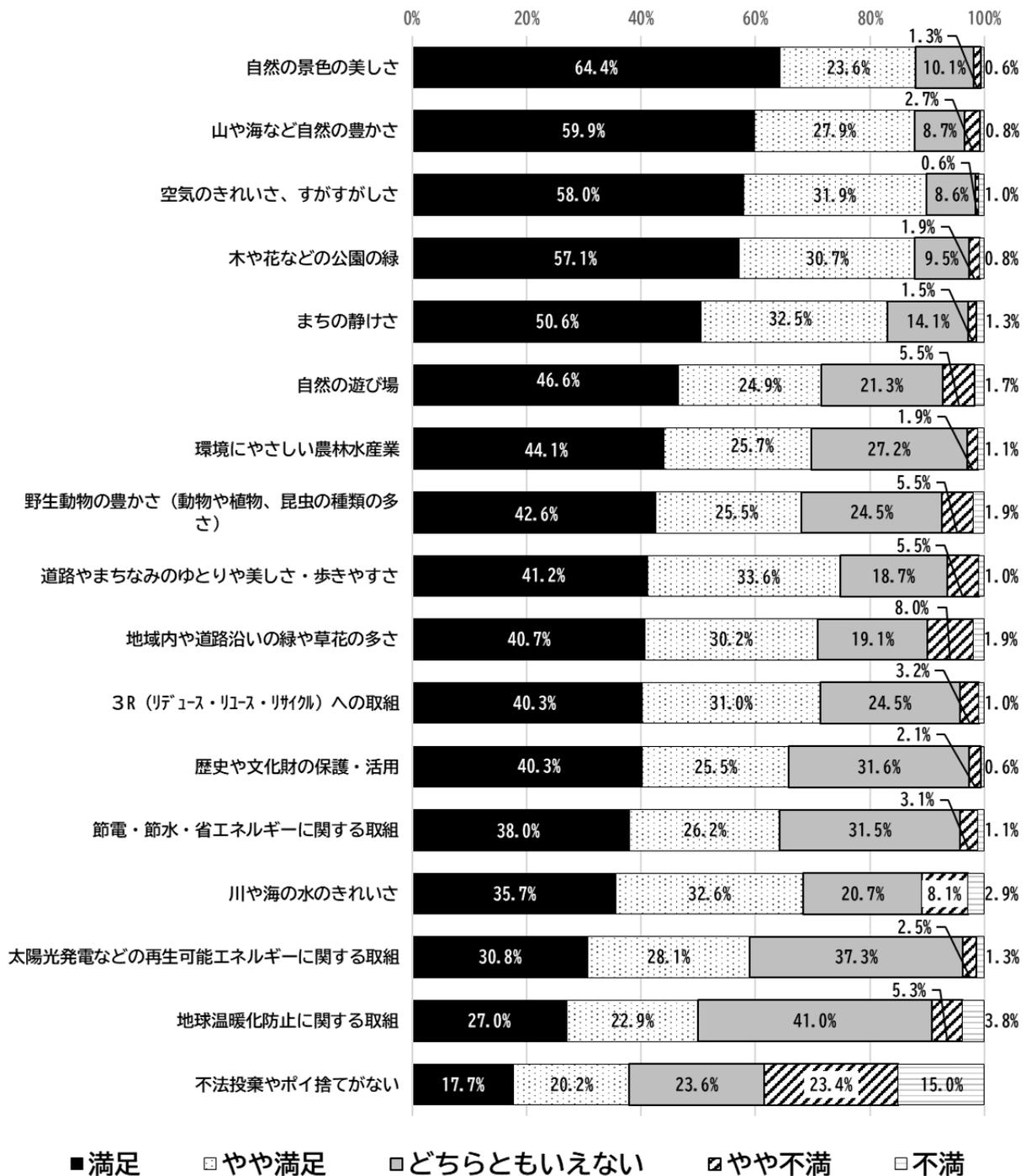
■いつもしている □時々している ▨していないがこれからはしたい ▩これからもするつもりはない

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問2 あなたは玉名市の環境にどれくらい満足していますか？

■地域の環境の満足度

- 「自然の景色の美しさ」、「山や海など自然の豊かさ」、「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「木や花などの公園の緑」、「まちの静けさ」の『満足度（満足とやや満足の合計）』は80%を超えている。
- 「不法投棄やポイ捨てがない」は『不満度（やや不満と不満の合計）』が38.4%と、高くなっている。

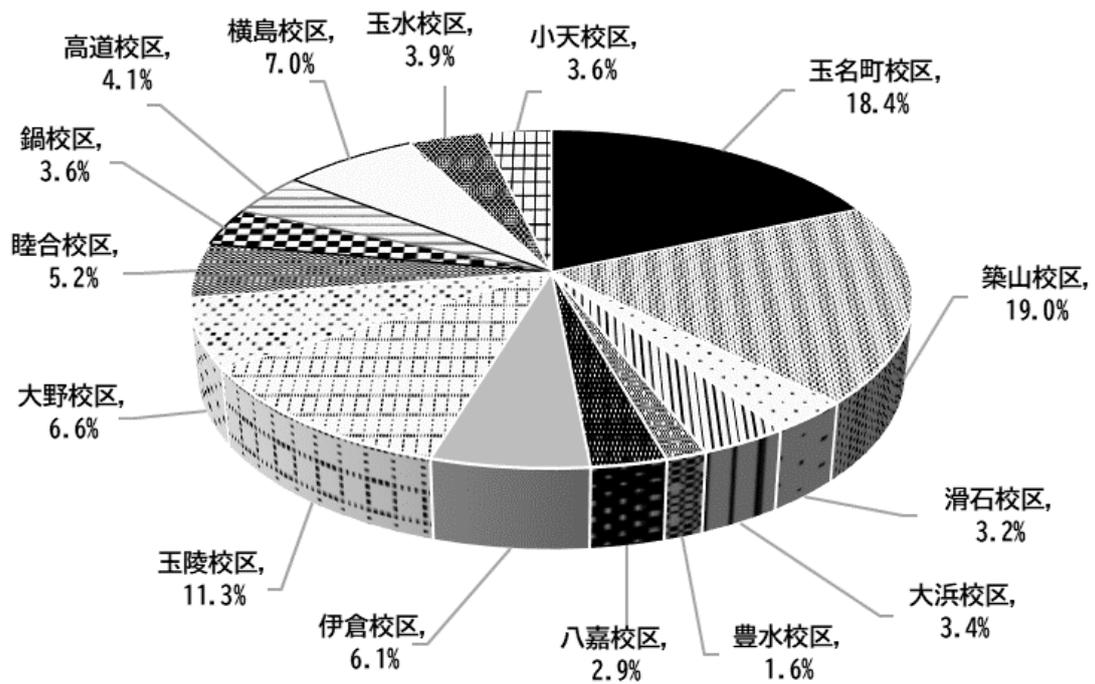


※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

(5)中学生アンケート結果

■回答者の属性

住んでいる小学校区は	築山小学校区が 19.0%と最も多く、次いで玉名町小学校区が 18.4%、玉陵小学校区が 11.3%となっている。
------------	---

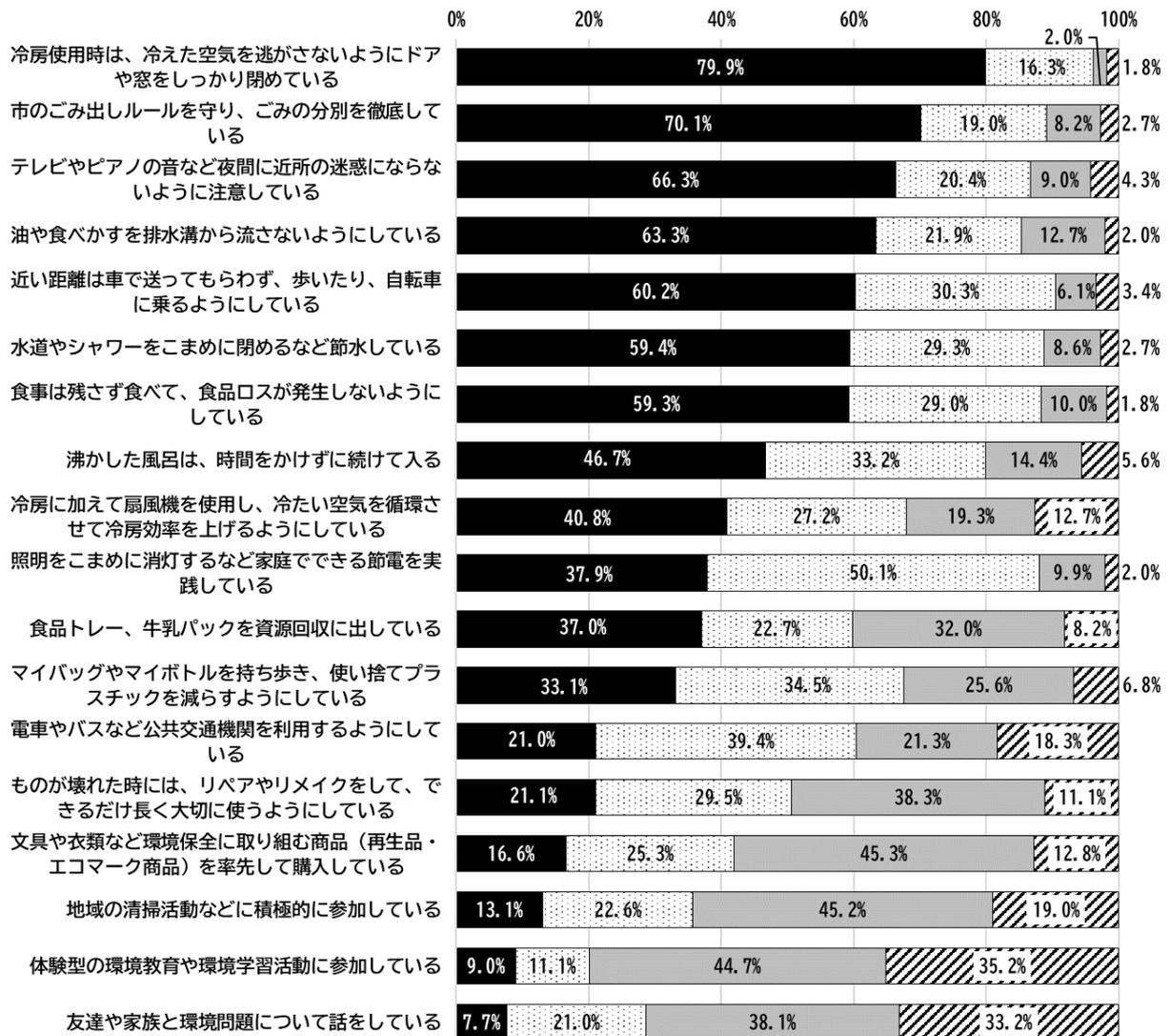


※割合 (%) の値は小数点第二位を四捨五入している

問1 環境保全につながる取組について、現在どの程度実行していますか？また、今後の取組についても教えてください。

■環境保全行動の取り組み状況

- 「冷房使用時は、冷えた空気を逃がさないようにドアや窓をしっかりと閉めている」、「市のごみ出しルールを守り、ごみの分別を徹底している」は『いつも実行している』割合が70%を超えている。
- 「文具や衣類など環境保全に取り組む商品（再生品・エコマーク商品）を率先して購入している」、「地域の清掃活動などに積極的に参加している」、「体験型の環境教育や環境学習活動に参加している」は『実行していないが今後実行したい』割合が40%を超えている。
- 「体験型の環境教育や環境学習活動に参加している」、「友達や家族と環境問題について話をしている」は『今後も実行するつもりはない』割合が30%を超えている。



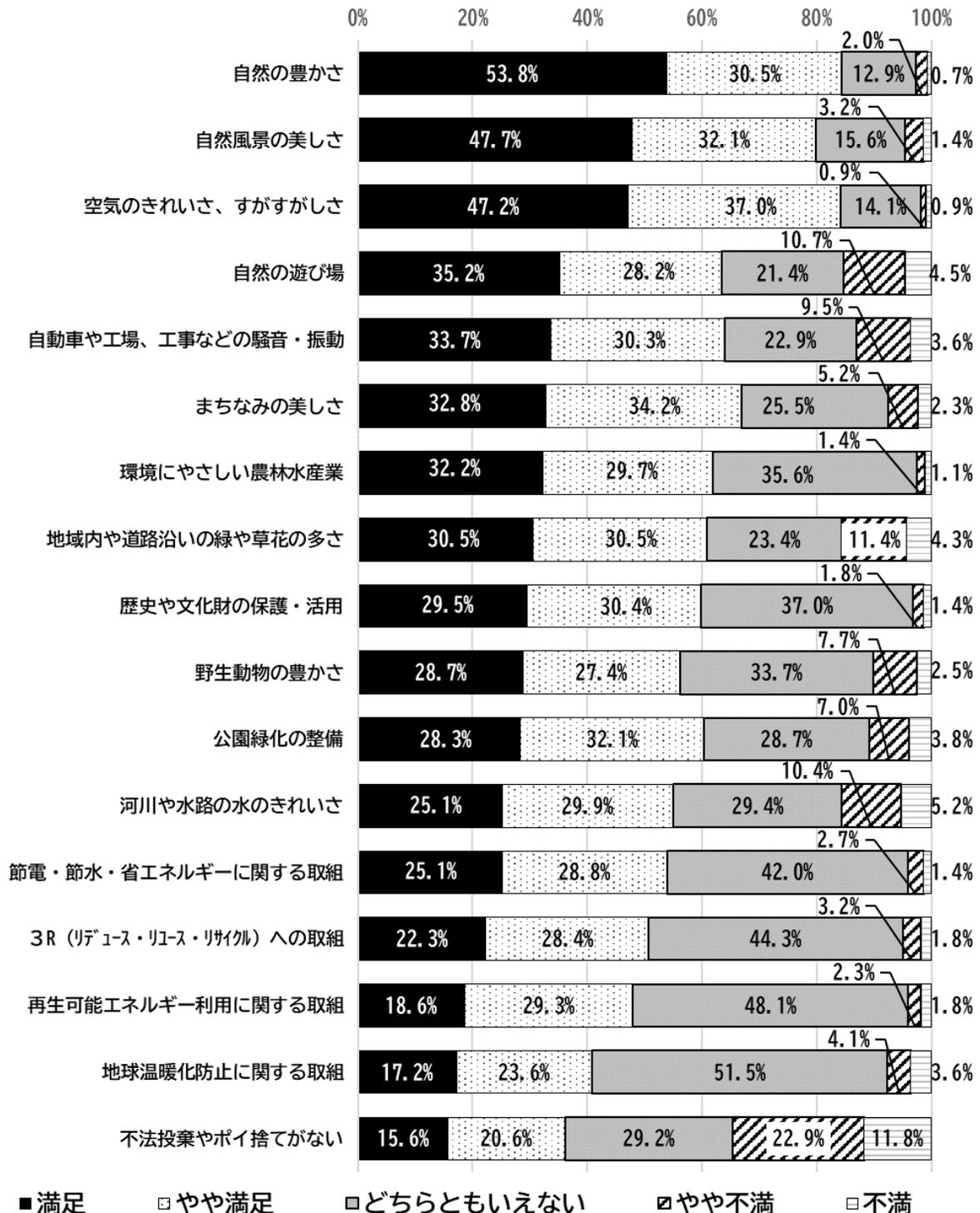
■いつも実行している □時々実行している ■実行していないが今後実行したい ▨今後も実行するつもりはない

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

問2 玉名市の環境について満足度について教えてください。

■地域の環境の満足度

□「自然の豊かさ」、「自然風景の美しさ」、「空気のきれいさ、すがすがしさ」の『満足度（満足とやや満足の合計）』は75%を超えている。
 □「不法投棄やポイ捨てがない」は『不満度（やや不満と不満の合計）』が34.7%と、高くなっている。



※割合（％）の値は小数点第二位を四捨五入している

3. 玉名市環境基本条例

平成 26 年 3 月 28 日

条例第 3 号

玉名市民は、有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々等の豊かな自然に恵まれ、その恩恵を享受してきた。

しかしながら、社会経済活動による資源やエネルギーの大量消費、思いやりに欠ける迷惑行為から生じる今日の深刻な環境問題は、市民生活における身近なごみ問題から人体に影響を及ぼすダイオキシン問題、更には、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨等の地球規模での問題等、多種多様である。

もとより、全ての市民には、憲法の本質に鑑み、良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利があると同時に、現在の恵まれた環境をより良いものとして、次の世代に引き継ぐ責務がある。

このため、私たちは、環境問題を自らの課題として認識し、これまでの生活様式や事業活動を見直しながら市、市民及び事業者が互いに協調をし、それぞれの責務を果たすことにより、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を目指すため玉名市環境基本条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、良好で快適な環境の保全及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市の総合的な施策を計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全及

び創造上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 環境の創造 生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)の充実及び循環型社会の構築等、人がより良い生活を行うための営みをいう。

(4) 公害 環境の保全及び創造上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴っ

て生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(5) 市民 市内に居住し、滞在し、勤務し、若しくは通学する者又は市を通過する者をいう。

(6) 事業者 市内で事業活動を営む個人、法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

(1) 市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代へ継承していくこと。

(2) 市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、公平な役割分担のもと、自主的かつ積極的に、又は相互に連携協力すること。

(3) 人と自然が共生し、循環を基調として、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を実現すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造のために必要な施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、参加及び協力を推進しなければならない。

3 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適

正な処理、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、環境配慮型製品及び役務の優先的な購入、生活排水による水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、地域の環境を適正に保全しなければならない。

2 事業者は、事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

3 事業者は、事業活動において、廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料及び役務の利用に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたり良好な状態に保持すること。

(2) 人と自然との共生を図るため、生物の多様性を確保し、自然環境を適正に保全すること。

(3) 地域の特性を生かし、環境の保全に配慮した良好な景観の形成により、心の豊かさが感じられる生活環境を確保すること。

(4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用による環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。

(5) 地球環境の保全のため、市、市民及び事業者が連携協力して、地域における環境への負荷の低減を図ること。

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、前条各号に定める基本方針に係る総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第 9 条 市長は、施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、環境への負荷が低減され

るよう十分配慮しなければならない。

(規制の措置)

第 10 条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第 11 条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定を締結するものとする。

2 市長は、市域外において、事業所を設置し、又は事業所の設置を計画している事業者が、本市域内に環境の保全上の支障を来すおそれがあると認めるときは、当該事業者と環境の保全に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 12 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(国及び地方公共団体との連携協力)

第 13 条 市は、複数の市町による広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、国及び県その他の地方公共団体と連携協力して推進するものとする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

4. 施策と関連のある SDGs のターゲット

各施策と SDGs のゴールの対応表

SDGs ゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
第2次玉名市環境基本計画後期計画		●	●	●		●	●		●		●	●	●	●	●		●
便利で快適なまちづくり			●	●		●					●			●	●		●
1-1 住環境の整備・充実			●								●						●
1-2 景観まちづくりの推進			●	●										●	●		●
1-3 水道・下水道等の整備			●			●					●			●	●		●
1-4 安心・安全なまちづくりの推進			●								●						●
1-5 文化・芸術の振興				●													
ゼロカーボンをめざすまちづくり				●			●		●		●	●	●				●
2-1 地球温暖化の防止				●			●		●		●	●					●
2-2 気候変動への対応策の推進				●							●		●				●
豊かな自然を継承するまちづくり											●	●	●	●	●		●
3-1 森林環境の保全											●		●	●	●		●
3-2 山地整備の推進											●	●	●	●	●		●
資源が循環しつづけるまちづくり		●		●							●	●					●
4-1 ごみの分別・減量化の推進		●		●							●	●					●
4-2 ごみの適正処理				●							●	●					●
みんなで進める協働のまちづくり				●										●	●	●	●
5-1 水環境の保全活動				●										●	●	●	●
5-2 情報発信による意識啓発の推進				●										●	●	●	●

SDGs 17のゴールの概要

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>8 働きがいも 経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		



熊本県 玉名市

第2次玉名市環境基本計画後期計画

令和6(2024)年3月

編集・発行/玉名市 市民生活部 環境整備課

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163

TEL : 0968-75-1118

FAX : 0968-72-2052

E-mail : kankyo@city.tamana.lg.jp

